

平成25年 2 月 27 日 開 会

平成25年 3 月 21 日 閉 会

平成25年第1回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

2月27日（水曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	5
○欠席議員	6
○説明のため出席した者の職氏名	6
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	6
○開　　会（午前10時00分）	7
○日程第1　会議録署名議員の指名について	7
○日程第2　会期の決定について	7
○日程第3　諸般の報告について	7
○日程第4　報第1号　専決処分の報告について	7
○日程第5　議第1号から日程第8　議第4号まで	7
林市長提案説明	8
○日程第9　質　　疑（議第1号から議第4号まで）	9
○日程第10　討　　論（議第1号から議第4号まで）	10
○日程第11　採　　決（議第1号から議第4号まで）	10
○日程第12　発議第1号　山県市議会会議規則の一部を改正する規則について	11
村瀬伊織議会運営委員会委員長趣旨説明	11
○日程第13　議第5号　山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につ いて	11
林市長提案説明	11
○日程第14　質　　疑（発議第1号及び議第5号）	11
○日程第15　討　　論（発議第1号及び議第5号）	12
○日程第16　採　　決（発議第1号及び議第5号）	12
○日程第17　議第6号から日程第51　議第40号まで	13
林市長提案説明	14
○日程第52　発議第2号　山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について	25
村瀬伊織議会運営委員会委員長趣旨説明	25
○散　　会（午前11時13分）	26

3月11日（月曜日）第2号

○議事日程	27
○本日の会議に付した事件	30
○出席議員	33
○欠席議員	34
○説明のため出席した者の職氏名	34
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	34
○開　　議（午前10時00分）	35
○日程第1　質　　疑（議第6号から議第40号まで及び発議第2号）	35
5番　石神　真議員質疑	35
久保田企画財政課長答弁	35
5番　石神　真議員質疑	36
林市長答弁	37
5番　石神　真議員質疑	37
林市長答弁	37
5番　石神　真議員質疑	37
久保田企画財政課長答弁	38
5番　石神　真議員質疑	39
久保田企画財政課長答弁	39
林市長答弁	40
5番　石神　真議員質疑	40
林市長答弁	41
5番　石神　真議員発言	41
9番　横山哲夫議員質疑	41
船戸総務課長答弁	41
9番　横山哲夫議員質疑	42
谷村産業課長答弁	42
9番　横山哲夫議員質疑	43
久保田企画財政課長答弁	43
9番　横山哲夫議員質疑	44
久保田企画財政課長答弁	44

9 番 横山哲夫議員質疑	44
谷村産業課長答弁	45
9 番 横山哲夫議員質疑	45
谷村産業課長答弁	46
9 番 横山哲夫議員質疑	47
谷村産業課長答弁	47
山口建設課長答弁	48
9 番 横山哲夫議員質疑	48
山口建設課長答弁	48
○休 憩（午前10時50分）	48
○再 開（午前11時05分）	48
10番 武藤孝成議員質疑	49
船戸総務課長答弁	49
10番 武藤孝成議員質疑	49
船戸総務課長答弁	49
10番 武藤孝成議員質疑	50
船戸総務課長答弁	50
10番 武藤孝成議員質疑	50
久保田企画財政課長答弁	50
10番 武藤孝成議員質疑	51
久保田企画財政課長答弁	51
10番 武藤孝成議員質疑	52
谷村産業課長答弁	52
10番 武藤孝成議員質疑	53
谷村産業課長答弁	53
10番 武藤孝成議員質疑	53
林市長答弁	54
10番 武藤孝成議員発言	54
12番 影山春男議員質疑	54
田原健康介護課長答弁	55
12番 影山春男議員質疑	55
田原健康介護課長答弁	55

12番 影山春男議員発言	56
4番 上野欣也議員質疑	56
笠原福祉課長答弁	56
4番 上野欣也議員質疑	56
笠原福祉課長答弁	56
4番 上野欣也議員質疑	57
笠原福祉課長答弁	57
4番 上野欣也議員質疑	57
宮川学校教育課長答弁	57
4番 上野欣也議員質疑	58
宮川学校教育課長答弁	58
4番 上野欣也議員質疑	58
田原健康介護課長答弁	58
4番 上野欣也議員質疑	59
林市民環境課長答弁	59
4番 上野欣也議員質疑	59
笠原福祉課長答弁	60
4番 上野欣也議員質疑	60
笠原福祉課長答弁	60
4番 上野欣也議員質疑	61
林市民環境課長答弁	62
4番 上野欣也議員質疑	62
林市民環境課長答弁	62
4番 上野欣也議員質疑	62
宮川学校教育課長答弁	63
4番 上野欣也議員質疑	63
林市民環境課長答弁	63
4番 上野欣也議員質疑	64
田原健康介護課長答弁	64
4番 上野欣也議員発言	65
○休憩（午前11時59分）	65
○再開（午後1時00分）	65

8 番 尾関律子議員質疑	65
船戸総務課長答弁	66
8 番 尾関律子議員質疑	66
○休 憩（午後 1 時02分）	66
○再 開（午後 1 時03分）	66
宮川学校教育課長答弁	66
8 番 尾関律子議員質疑	66
宮川学校教育課長答弁	67
8 番 尾関律子議員質疑	67
船戸総務課長答弁	67
8 番 尾関律子議員質疑	67
笠原福祉課長答弁	68
8 番 尾関律子議員質疑	68
船戸総務課長答弁	68
8 番 尾関律子議員質疑	68
谷村産業課長答弁	68
8 番 尾関律子議員質疑	69
谷村産業課長答弁	69
8 番 尾関律子議員質疑	69
山口建設課長答弁	69
1 番 恩田佳幸議員質疑	70
田原健康介護課長答弁	70
1 番 恩田佳幸議員質疑	70
田原健康介護課長答弁	70
1 番 恩田佳幸議員質疑	71
笠原福祉課長答弁	71
1 番 恩田佳幸議員質疑	71
笠原福祉課長答弁	72
1 番 恩田佳幸議員質疑	72
林市民環境課長答弁	72
1 番 恩田佳幸議員質疑	73
林市民環境課長答弁	73

1 番 恩田佳幸議員質疑	73
宮川学校教育課長答弁	74
1 番 恩田佳幸議員発言	74
7 番 寺町知正議員質疑	75
神原税務課長答弁	75
7 番 寺町知正議員質疑	76
神原税務課長答弁	76
○休 憩（午後 1 時36分）	76
○再 開（午後 1 時37分）	76
7 番 寺町知正議員質疑	77
神原税務課長答弁	77
7 番 寺町知正議員質疑	77
笠原福祉課長答弁	78
7 番 寺町知正議員質疑	78
笠原福祉課長答弁	78
7 番 寺町知正議員質疑	78
笠原福祉課長答弁	79
7 番 寺町知正議員質疑	79
田原健康介護課長答弁	79
7 番 寺町知正議員質疑	80
田原健康介護課長答弁	81
7 番 寺町知正議員質疑	81
林市長答弁	81
7 番 寺町知正議員質疑	81
笠原福祉課長答弁	82
7 番 寺町知正議員質疑	82
林市長答弁	82
7 番 寺町知正議員質疑	82
笠原福祉課長答弁	82
7 番 寺町知正議員質疑	83
笠原福祉課長答弁	83
7 番 寺町知正議員質疑	83

宮川学校教育課長答弁	83
7 番 寺町知正議員質疑	84
宮川学校教育課長答弁	84
7 番 寺町知正議員質疑	84
林市長答弁	84
○休 憩（午後 2 時03分）	85
○再 開（午後 2 時15分）	85
7 番 寺町知正議員質疑	85
神原税務課長答弁	85
林市民環境課長答弁	86
7 番 寺町知正議員質疑	86
神原税務課長答弁	86
7 番 寺町知正議員質疑	86
林市長答弁	87
7 番 寺町知正議員質疑	88
林市長答弁	89
久保田企画財政課長答弁	89
7 番 寺町知正議員質疑	90
山口建設課長答弁	90
7 番 寺町知正議員質疑	90
林市民環境課長答弁	90
7 番 寺町知正議員質疑	91
林市民環境課長答弁	91
7 番 寺町知正議員質疑	92
林市民環境課長答弁	92
7 番 寺町知正議員質疑	92
林市民環境課長答弁	92
林市長答弁	92
7 番 寺町知正議員質疑	93
林市長答弁	93
○休 憩（午後 2 時41分）	93
○再 開（午後 2 時42分）	93

7 番 寺町知正議員質疑	93
服部水道課長答弁	94
○休 憩（午後 2 時45分）	94
○再 開（午後 2 時47分）	94
7 番 寺町知正議員質疑	94
服部水道課長答弁	95
7 番 寺町知正議員質疑	95
林市長答弁	96
7 番 寺町知正議員質疑	97
林市長答弁	97
7 番 寺町知正議員質疑	98
林市長答弁	98
7 番 寺町知正議員質疑	98
笠原福祉課長答弁	99
7 番 寺町知正議員質疑	99
笠原福祉課長答弁	99
7 番 寺町知正議員質疑	99
笠原福祉課長答弁	100
7 番 寺町知正議員質疑	100
林市長答弁	101
7 番 寺町知正議員質疑	101
林市長答弁	102
7 番 寺町知正議員質疑	102
林市長答弁	102
7 番 寺町知正議員質疑	103
林市長答弁	103
○休 憩（午後 3 時19分）	104
○再 開（午後 3 時35分）	104
7 番 寺町知正議員質疑	104
笠原福祉課長答弁	104
7 番 寺町知正議員質疑	105
笠原福祉課長答弁	105

7 番 寺町知正議員質疑	105
笠原福祉課長答弁	105
7 番 寺町知正議員質疑	105
笠原福祉課長答弁	106
船戸総務課長答弁	107
山口建設課長答弁	108
江崎生涯学習課長兼国体推進課長答弁	108
林市民環境課長答弁	108
7 番 寺町知正議員質疑	109
笠原福祉課長答弁	109
7 番 寺町知正議員質疑	110
○休 憩（午後 3 時57分）	110
○再 開（午後 3 時59分）	110
林市長答弁	111
7 番 寺町知正議員質疑	111
○休 憩（午後 4 時01分）	111
○再 開（午後 4 時02分）	111
森田教育長答弁	111
7 番 寺町知正議員質疑	112
林市長答弁	113
7 番 寺町知正議員質疑	113
林市長答弁	113
7 番 寺町知正議員質疑	114
林市長答弁	114
7 番 寺町知正議員質疑	114
森田教育長答弁	114
林市長答弁	115
2 番 山崎 通議員質疑	115
渡辺消防長答弁	116
2 番 山崎 通議員質疑	118
林市長答弁	119
5 番 石神 真議員質疑	119

谷村産業課長答弁	119
5 番 石神 真議員質疑	120
谷村産業課長答弁	120
5 番 石神 真議員質疑	120
久保田企画財政課長答弁	121
5 番 石神 真議員発言	121
○日程第2 議第41号及び日程第3 議第42号	121
林市長提案説明	121
○日程第4 質 疑（議第41号及び議第42号）	122
7 番 寺町知正議員質疑	122
田原健康介護課長答弁	123
7 番 寺町知正議員質疑	123
田原健康介護課長答弁	123
7 番 寺町知正議員質疑	123
○休 憩（午後4時45分）	124
○再 開（午後4時46分）	124
久保田企画財政課長答弁	124
7 番 寺町知正議員質疑	125
久保田企画財政課長答弁	125
○日程第5 委員会付託（議第6号から議第42号まで）	125
○散 会（午後4時50分）	126

3月18日（月曜日）第3号

○議事日程	127
○本日の会議に付した事件	127
○出席議員	127
○欠席議員	127
○説明のため出席した者の職氏名	127
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	128
○開 議（午前10時00分）	129
○日程第1 議第42号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第7号）撤回の件	129
林市長提案説明	129

○日程第2 一般質問	129
1. 5番 石神 真議員質問	130
(1) 円原水源におけるおいしい水の対策は	130
服部水道課長答弁	130
石神 真議員質問	131
服部水道課長答弁	132
石神 真議員質問	132
林市長答弁	133
(2) 今までの一般質問に対する答弁の検証は	133
○休憩 (午前10時20分)	134
○再開 (午前10時20分)	134
林市民環境課長答弁	134
笠原福祉課長答弁	134
林市長答弁	135
石神 真議員質問	135
林市長答弁	135
(3) 山県市職員の昇格試験の導入は	136
林市長答弁	136
石神 真議員質問	137
林市長答弁	138
石神 真議員質問	138
○休憩 (午前10時39分)	138
○再開 (午前10時40分)	138
松田副市長答弁	139
2. 3番 吉田茂広議員質問	139
(1) 学校給食における地産地消の促進について	139
宮川学校教育課長答弁	141
吉田茂広議員質問	142
森田教育長答弁	143
○休憩 (午前11時01分)	144
○再開 (午前11時20分)	144
松田副市長答弁	144

3. 8 番 尾関律子議員質問	145
(1) 受領委任払い制度について	145
田原健康介護課長答弁	146
尾関律子議員質問	146
田原健康介護課長答弁	147
(2) 障がい者の自立、就労支援について	147
笠原福祉課長答弁	148
尾関律子議員質問	149
船戸総務課長答弁	149
(3) 観光振興策とPRについて	150
江崎生涯学習課長兼国体推進課長答弁	150
谷村産業課長答弁	151
尾関律子議員質問	152
谷村産業課長答弁	153
尾関律子議員発言	154
4. 6 番 杉山正樹議員質問	154
(1) 森林育成と木材活用について	154
谷村産業課長答弁	154
杉山正樹議員質問	155
谷村産業課長答弁	156
杉山正樹議員質問	156
林市長答弁	156
○休 憩 (午後 0 時09分)	157
○再 開 (午後 1 時00分)	157
5. 1 番 恩田佳幸議員質問	157
(1) 林業支援のあり方について	157
谷村産業課長答弁	158
恩田佳幸議員質問	159
谷村産業課長答弁	160
恩田佳幸議員質問	161
林市長答弁	162
(2) 山県まちづくり振興券交付事業について	164

林市長答弁	165
恩田佳幸議員質問	166
林市長答弁	167
恩田佳幸議員発言	168
○休 憩（午後 1 時46分）	169
○再 開（午後 2 時00分）	169
6. 4 番 上野欣也議員質問	169
（1）企業訪問の成果について	169
林市長答弁	170
（2）伊自良湖周囲の道路の安全確保について	171
山口建設課長答弁	173
○休 憩（午後 2 時18分）	174
○再 開（午後 2 時19分）	174
上野欣也議員質問	174
山口建設課長答弁	174
（3）体罰の根絶について	174
森田教育長答弁	176
上野欣也議員質問	177
森田教育長答弁	178
上野欣也議員発言	179
○休 憩（午後 2 時37分）	179
○再 開（午後 2 時50分）	179
7. 7 番 寺町知正議員質問	179
（1）「外部委員を含めた市の会議」の適法性確保について	179
林市長答弁	181
松田副市長答弁	182
寺町知正議員質問	184
林市長答弁	185
松田副市長答弁	186
寺町知正議員質問	187
林市長答弁	187
（2）下水道加入者の井戸水利用の料金設定に関する違法判決を受けて	187

服部水道課長答弁	189
(3) 総合計画、基本構想の策定と議会の関わりについて	190
林市長答弁	191
○散 会 (午後3時38分)	192

3月21日(木曜日)第4号

○議事日程	193
○本日の会議に付した事件	199
○出席議員	206
○欠席議員	206
○説明のため出席した者の職氏名	206
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	206
○開 議 (午前10時00分)	207
○日程第1 常任委員会委員長報告	207
○日程第2 委員長報告に対する質疑	208
○日程第3 討 論 (議第6号から議第41号まで及び発議第2号)	209
○日程第4 採 決 (議第6号から議第41号まで及び発議第2号)	209
○日程第5 特別委員会の中間報告について	216
○日程第6 議員の派遣について	218
○閉 会 (午前10時34分)	218
○会議録署名者	218

平成25年 2 月27日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

平成25年 2 月 27 日 開 会

平成25年 3 月 21 日 閉 会

平成25年第1回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

平成25年第1回

山県市議会定例会会議録

第1号 2月27日（水曜日）

○議事日程 第1号 平成25年2月27日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 報第1号 専決処分の報告について

日程第5 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第6 議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 議第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第8 議第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第9 質 疑

日程第10 討 論

日程第11 採 決

議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第12 発議第1号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第13 議第5号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 質 疑

日程第15 討 論

日程第16 採 決

発議第1号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について

議第5号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第17 議第6号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について

日程第18 議第7号 山県市附属機関設置条例について

日程第19 議第8号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の

		一部を改正する条例について
日程第20	議第9号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第21	議第10号	山県市税条例の一部を改正する条例について
日程第22	議第11号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第23	議第12号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第24	議第13号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第25	議第14号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
日程第26	議第15号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
日程第27	議第16号	山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例について
日程第28	議第17号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第29	議第18号	山県市市道の構造の技術的基準を定める条例について
日程第30	議第19号	山県市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について
日程第31	議第20号	山県市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例について
日程第32	議第21号	山県市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
日程第33	議第22号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第34	議第23号	山県市市営住宅等の整備基準を定める条例について
日程第35	議第24号	平成24年度山県市一般会計補正予算（第6号）
日程第36	議第25号	平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第37	議第26号	平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第38	議第27号	平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第39	議第28号	平成25年度山口市一般会計予算
日程第40	議第29号	平成25年度山口市国民健康保険特別会計予算
日程第41	議第30号	平成25年度山口市介護保険特別会計予算
日程第42	議第31号	平成25年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
日程第43	議第32号	平成25年度山口市簡易水道事業特別会計予算
日程第44	議第33号	平成25年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
日程第45	議第34号	平成25年度山口市公共下水道事業特別会計予算
日程第46	議第35号	平成25年度山口市高富財産区特別会計予算
日程第47	議第36号	平成25年度山口市水道事業会計予算
日程第48	議第37号	新市まちづくり計画の変更について
日程第49	議第38号	山口市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第50	議第39号	指定管理者の指定について
日程第51	議第40号	市道路線の認定について
日程第52	発議第2号	山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名について	
日程第2	会期の決定について	
日程第3	諸般の報告について	
日程第4	報第1号	専決処分の報告について
日程第5	議第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第6	議第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第7	議第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第8	議第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第9	質 疑	
日程第10	討 論	
日程第11	採 決	
	議第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第12	発議第1号	山口市議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第13	議第5号	山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第14	質 疑	
日程第15	討 論	
日程第16	採 決	
	発議第1号	山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
	議第5号	山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第17	議第6号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
日程第18	議第7号	山県市附属機関設置条例について
日程第19	議第8号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第20	議第9号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第21	議第10号	山県市税条例の一部を改正する条例について
日程第22	議第11号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第23	議第12号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第24	議第13号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第25	議第14号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
日程第26	議第15号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
日程第27	議第16号	山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例について
日程第28	議第17号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第29	議第18号	山県市市道の構造の技術的基準を定める条例について

日程第30	議第19号	山県市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について
日程第31	議第20号	山県市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例について
日程第32	議第21号	山県市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
日程第33	議第22号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第34	議第23号	山県市市営住宅等の整備基準を定める条例について
日程第35	議第24号	平成24年度山県市一般会計補正予算（第6号）
日程第36	議第25号	平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第37	議第26号	平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第38	議第27号	平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第39	議第28号	平成25年度山県市一般会計予算
日程第40	議第29号	平成25年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第41	議第30号	平成25年度山県市介護保険特別会計予算
日程第42	議第31号	平成25年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
日程第43	議第32号	平成25年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第44	議第33号	平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
日程第45	議第34号	平成25年度山県市公共下水道事業特別会計予算
日程第46	議第35号	平成25年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第47	議第36号	平成25年度山県市水道事業会計予算
日程第48	議第37号	新市まちづくり計画の変更について
日程第49	議第38号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第50	議第39号	指定管理者の指定について
日程第51	議第40号	市道路線の認定について
日程第52	発議第2号	山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○出席議員（14名）

1 番	恩 田 佳 幸 君	2 番	山 崎 通 君
3 番	吉 田 茂 広 君	4 番	上 野 欣 也 君
5 番	石 神 真 君	6 番	杉 山 正 樹 君
7 番	寺 町 知 正 君	8 番	尾 関 律 子 君
9 番	横 山 哲 夫 君	10 番	武 藤 孝 成 君

1 1 番	藤 根 圓 六 君	1 2 番	影 山 春 男 君
1 3 番	村 瀬 伊 織 君	1 4 番	後 藤 利 瑗 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	松 田 勲 君
教 育 長	森 田 正 男 君	総務課長	舩 戸 時 夫 君
企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	神 原 義 広 君
市民環境課長	林 早 笑 君	福祉課長	笠 原 秀 美 君
健康介護課長	田 原 修 君	産業課長	谷 村 勝 美 君
建設課長	山 口 広 志 君	水道課長	服 部 正 己 君
国体推進課長	谷 端 良 夫 君	会計管理者	棚 橋 和 良 君
消 防 長	渡 辺 晴 臣 君	学校教育課長	宮 川 誠 君
生涯学習課長	江 崎 護 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書 記	林 強 臣
書 記	大 野 幹 根		

午前10時00分開会

○議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第1回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（藤根圓六君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、5番 石神 真君、8番 尾関律子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（藤根圓六君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から3月21日までの23日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より3月21日までの23日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（藤根圓六君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成24年11月分、12月分及び平成25年1月分の例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第1号 専決処分の報告について

○議長（藤根圓六君） 日程第4、報第1号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第5 議第1号から日程第8 議第4号まで

○議長（藤根圓六君） 日程第5、議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるこ

とについて、日程第6、議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第7、議第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第8、議第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上4議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成25年山県市議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙の中、早朝より御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

国におきましては、昨年の12月16日に第46回衆議院議員総選挙が執行され、3年3カ月ぶりに政権交代となりました。新政権は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を経済再生の3本の矢として、長引くデフレ不況や不安定な為替相場から脱却し、経済再生を推し進めていく方針を示されております。日本再生が喫緊の課題とされる中、平成25年度予算の速やかな編成等により、切れ目のない万全の措置を講じられ、地域経済の回復、地方分権改革の推進、地方交付税の増額など、国民が安心・安全に暮らせる社会を構築していただくことを期待するものでございます。

さて、1月31日には、東深瀬地内におきまして、岐阜県知事や中部地方整備局長を初めとする多数の御来賓の皆様をお迎えして、東海環状自動車道の着工式を行いました。市議会議員の皆様方にも御臨席を賜り、ありがとうございました。この西回りルートの関広見インターチェンジから四日市北ジャンクション間76.6キロメートルが平成32年度末までの完成が予定されており、地域の発展や災害の際の緊急輸送道路の確保の点からも効果を発揮することが期待されておりますので、今後におきましても関広見インターチェンジから（仮称）高富インターチェンジ間の約8キロメートルの早期供用開始に向け、要望活動を積極的に行っていくとともに、本工事の進捗に足並みを合わせながら、豊かな自然環境やアクセス上の優位性などの地理的利点を生かしたまちづくりや、企業誘致及び企業支援による産業振興などの事業を推進してまいりたいと考えております。

また、ことしは巳年でございます。巳年は新しい誕生を意味する年でもあります。平成15年4月に合併により山県市が発足してから、3月末で丸10年がたつことから、来年度には、合併10周年を記念する事業を計画するとともに、地方行財政を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、これを契機として市民参加や市民協働を推進するような分野に力を注ぎ、何か新しいものが1つでも生まれてくるような、そういう年になるよう、市民の皆様と頑張ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

さて、本日提案いたしております案件は、人事案件4件、条例案件19件、予算案件13件、その他案件4件の計40案件でございます。

それでは、ただいま上程されました案件につきまして、御説明を申し上げます。

まず初めに、資料ナンバー1、議第1号から議第4号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現在、山県市の人権擁護委員は8名ですが、このうち4名が本年6月30日をもって任期満了となることから、次の4名の方を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。任期は3年でございます。

初めに、議第1号の西村純子氏は、山県市大桑にお住まいで、平成16年7月1日より委員として活動されており、今回4期目として推薦しようとするものでございます。

次に、議第2号の桐山綾子氏は、山県市梅原にお住まいで、平成19年7月1日より委員として活動されており、今回3期目として推薦しようとするものでございます。

次に、議第3号の川田正則氏は、山県市西深瀬にお住まいで、長年にわたり高校の教諭として勤められた方で、今回新たに推薦しようとするものでございます。

次に、議第4号の浅野澄子氏は、山県市藤倉にお住まいで、長年にわたる行政経験を有する方で、今回新たに推薦しようとするものでございます。

以上4名の方は、地域での信頼も厚く、人権擁護の重要性をよく認識され、適任と思われますので、よろしくお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

日程第9 質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第9、質疑。

これより、議第1号から議第4号までの4議案の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第1号から議第4号までの質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第4号は、会議規則第37条第3項の規

定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、議第1号から議第4号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第10 討論

○議長（藤根圓六君） 日程第10、討論。

ただいまから、議第1号から議第4号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、議第1号から議第4号までの討論を終結します。

日程第11 採決

○議長（藤根圓六君） 日程第11、採決。

ただいまから、議第1号から議第4号の採決を行います。

議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

議第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とするこ

とに決定いたしました。

議第４号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

日程第12 発議第１号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（藤根圓六君） 日程第12、発議第１号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について、議会運営委員会委員長に趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長 村瀬伊織君。

○議会運営委員会委員長（村瀬伊織君） それでは、発議第１号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明をいたします。

山県市議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、地方自治法において、公聴会の開催及び参考人の招致を認められていたのは委員会のみでありましたが、今般の地方自治法の改正により、本会議においても公聴会の開催及び参考人の招致が可能となりましたので、改正し、本年３月１日より施行するものであります。

御賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、趣旨説明といたします。

日程第13 議第５号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤根圓六君） 日程第13、議第５号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました案件につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー１、議第５号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の改正に伴い、証人等に支給する旅費に関する規定の整備を行うため、改正するものでございます。

以上、御説明申し上げますが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第14 質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第14、質疑。

ただいまから、発議第1号及び議第5号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、議第5号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

なお、発議第1号は委員会提出の議案ですので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託はいたしませんので、御承知おき願います。

日程第15 討論

○議長（藤根圓六君） 日程第15、討論。

ただいまから、発議第1号及び議第5号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第16 採決

○議長（藤根圓六君） 日程第16、採決。

ただいまから、発議第1号及び議第5号の採決を行います。

発議第1号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第5号 山県市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17 議第6号から日程第51 議第40号まで

○議長（藤根圓六君） 日程第17、議第6号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第7号 山県市附属機関設置条例について、日程第19、議第8号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第9号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第10号 山県市税条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第11号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第12号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第13号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第25、議第14号 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、日程第26、議第15号 山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、日程第27、議第16号 山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例について、日程第28、議第17号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第29、議第18号 山県市市道の構造の技術的基準を定める条例について、日程第30、議第19号 山県市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について、日程第31、議第20号 山県市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例について、日程第32、議第21号 山県市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について、日程第33、議第22号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、日程第34、議第23号 山県市市営住宅等の整備基準を定める条例について、日程第35、議第24号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第6

号)、日程第36、議第25号 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、日程第37、議第26号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算(第3号)、日程第38、議第27号 平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、日程第39、議第28号 平成25年度山県市一般会計予算、日程第40、議第29号 平成25年度山県市国民健康保険特別会計予算、日程第41、議第30号 平成25年度山県市介護保険特別会計予算、日程第42、議第31号 平成25年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、日程第43、議第32号 平成25年度山県市簡易水道事業特別会計予算、日程第44、議第33号 平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、日程第45、議第34号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計予算、日程第46、議第35号 平成25年度山県市高富財産区特別会計予算、日程第47、議第36号 平成25年度山県市水道事業会計予算、日程第48、議第37号 新市まちづくり計画の変更について、日程第49、議第38号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について、日程第50、議第39号 指定管理者の指定について、日程第51、議第40号 市道路線の認定について、以上35議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長(林 宏優君) それでは、ただいま上程されました案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、平成25年度当初予算につきまして、予算編成方針関連のことについて御説明を申し上げます。

本市は、発足後10年を迎えようとしていますが、この10年間で、各種インフラ整備や大規模プロジェクトは、下水道事業等を除き、ほぼ完了してきました。そうしたこともあり、公債費負担比率が18%を超え、県内では数少ない起債許可団体ともなっております。

国政においては、税と社会保障制度のあり方を初め、先行きを見通すことが依然困難な状況にある中、本市の地方交付税は、合併算定がえの影響により、平成26年度以降は大幅に漸減していくという状況にもあります。そして、平成25年度は、地方債償還額が本市のピークになるものとも考えられます。

こうした中にございまして、平成25年度を本市のセカンドステージへの幕あけとして捉え、10年という節目をきっかけとして、長期的視点での行政サービスのあり方を検討し、長期的に持続可能なものとしてまいりたいと考えております。

そのためには、まずは全庁一丸となって英知を絞り、国、県等の補助制度を活用しつつ、市民目線で各種事業の必要性、有益性や事業効果等を吟味し、さらなる創意工夫を

もって、市民満足度の向上を目指していかなければなりません。

また、今般上程しております各種条例にございますように、条例制定権の拡大など、自治の視点が拡大・重要視されてきております。そこで、来年度以降は特に市民協働の考え方を大切に、持続可能な地域づくりを目指してまいり所存でございます。

こうした中で、平成25年度当初予算におきましては、身の丈に合った行政サービスの展開に心がけつつ、市総合計画後期基本計画の具現化を目指して、3つの基本的理念を定めました。

1つ目は、対話と共感で、協働の地域づくりでございます。平成25年度は、退職者を不補充としつつ、行政サービスの維持向上のために非常勤職員を配置するほか、支え合いによる市民協働の仕組みづくりや多様な民間公共サービスを生かしていこうと考えております。

2つ目は、自然と共生し、発展する地域づくりでございます。市内の経済需要の拡大のきっかけづくりとして、山県まちづくり振興券の交付対象事業を拡大するなど、ソフト事業を主体とした積極的な予算にいたします。他方で、東海環状自動車道の早期整備を促進し、そのアクセス道路等の整備を推進しつつ、日常生活道路につきましてもおざなりにすることなく、交通利便性の向上を目指して、企業支援・企業誘致も推進していくことといたしました。

3つ目は、次代につなぐ、安全・安心の地域づくりでございます。支え合いによる市民協働などを促進する事業に重点配分するほか、安全のみならず、安心できる防災体制の確立などに心がけることとしました。

今年に入ってから、政府は日本経済再生に向けた緊急経済対策の一環として、総額で約13.1兆円の大型補正予算案を編成され、昨日成立をいたしました。この中には、緊急経済対策に係る公共投資の地方債負担分への特別措置として、いわゆる地域の元気臨時交付金が設けられるなど、本市においても効果的に活用すべきものが散見されました。そこで、本市としましては、今般上程いたしております補正予算とともに、13カ月予算として、国の補正予算を活用することにいたしましたところでございます。

このようにして編成した平成25年度の当初予算原案の総額は、一般会計が125億8,000万円、対前年度1.7%の減、特別会計と企業会計を合わせた額は215億4,977万2,000円で、対前年度2.2%の増となっております。なお、一般会計におきましては、前年度は国体関連の予算が約5.4億円ございましたので、これを控除した額と比較いたしますと、約2.6%の増加となっております。

なお、地方債残高につきましては、一般会計の平成23年度末が約228億円でしたが、平

成24年度末には約219億円となり、平成25年度末には約205億円となる見込みでございます。特別会計と企業会計を合わせた総合計におきましても、平成23年度末の約344億円が、平成24年度末には約331億円となり、平成25年度末には約317億円となる見込みでございます。今後も着実に減少させてまいりたいと考えております。

それでは、歳出の主な施策につきましては、先ほど申し上げました、3つの基本的理念に基づいて説明させていただきます。

最初に、対話と共感で、協働の地域づくりでございます。

厳しい財政状況の中で地方分権が進んでおり、真の地域主権社会への構造改革を進めていくには、透明な行政運営と対話機会の創出により、少しでも多くの市民の方に共感される行政運営に努めていかなければなりません。

そこで、行財政改革の一環として、常勤職員の給与費を1億円減額するほか、利用料金制度を活用して指定管理料は支払わずに、新たにグリーンプラザみやまを指定管理者制度へ移行します。

窓口改善を推進するため、現場での職員接遇研修を実施するほか、雨天時に車椅子等で来られた方がより困られないよう、庁舎のバリアフリー化への改修工事についての設計をします。

市民参加を促進するため、市広報のアンケート調査、事業仕分けを実施し、仕分け風景を有線テレビで全時間放映することとし、市民参画による自治基本条例と男女共同参画条例を策定し、市総合計画の策定も進めてまいります。

また、今後ますます重要となってくる公共交通のあり方につきましては、地域と協働で推進していくための仕掛けづくりもしてまいります。

さらに、合併後10年たったことをきっかけとして、市民がよりこの地域に愛着を持っていたけような行事等を企画してまいります。

次に、自然と共生し、発展する地域づくりでございます。

暮らしやすい地域づくりをするためには、地域が元気にならなければなりません、そのためには人と経済の両方が元気にならなければなりません。そして、本市の財産であり、最大のポテンシャルでもある豊かな自然を生かして、人間社会と調和していくことが望ましいと考えております。

そうしたことから、地域活性化と自然との共生という2つの視点で取り組んでまいります。

地域活性化に関しましては、まずは市内経済を活性化しないことには、人に活力は出てまいりません。

そこで、市内経済を活性化するための1つの手段としている山県まちづくり振興券を拡大してまいります。現在対象となっている4事業のメニューを拡大して10事業とし、市内の消費需要を刺激し、市内の商店を初めとする各種企業の活性化を推進してまいります。

便利で快適な生活づくりを目指し、国道と県道の早期整備を働きかけつつ、市道の改良工事についても前年と同程度の予算額を確保し、計画的な整備に努めてまいります。

企業誘致のための恋洞地内に道路を新設するほか、一般的な工場等の起業、商業等の起業と、新たに商売を始められる、そうした起業を支援するための企業・起業支援室を新たに設置し、商工会との連携を深めながら、市内の商工業振興を推進してまいります。県の緊急雇用支援事業を活用し、失業者を活用して、本市企業の需給のマッチングを促進するため、B to Bマッチングサイトを構築するほか、「水栓バルブ発祥の地物語」というアニメを作成し、県内外に向けて発信力を高めてまいります。

自然との共生に関しましては、本市の特産品や農林産物を守り、これを生かしていくことが必要であります。

そのため、野生鳥獣被害防止助成金を増額し、山県まちづくり振興券を活用した狩猟免許取得助成制度を始める一方で、有害鳥獣防止柵設置助成金につきましては、野生鳥獣との共生を目指し、従来よりももっと広範囲な防止柵の設置を促進する助成制度を設けるため、予算額を大幅に拡大いたします。

美しい自然環境を保全していくため、公共下水道事業をさらに推進するほか、県の森林・環境税を活用して、マツタケ再生や里山保全を推進し、木材需要を高めるような施策も展開してまいります。

地域特産品を生かし、新たな商品開発を推進していくとともに、本市の財産でもある名山を初めとする美しい自然を生かして、観光客の誘致にも取り組んでまいります。1年休止した、ふるさと栗まつりも再開するほか、栗まつりの前夜祭にかわって、この市役所敷地内で実施される夏祭りへの助成もしてまいります。

北部地域の活性化を本格的に推進するため、新たに集落支援員を美山北部と伊自良北地区に配置し、地域おこし協力隊として、都会から4人を招致して、外からの視線を加えた新しい活性化を目指してまいります。

最後に、次代につなぐ安全・安心の地域づくりでございます。

このふるさと山県を次代に引き継いでいくためには、この地域のことをよく知っている、より多くの市民がかかわり、生活者目線で、生活者本位の仕組みづくりをしていく必要があります。そうした人づくりが重要になってくるものと考えております。

そうしたことを踏まえ、市民の暮らし、豊かな教育環境と市民の命を守るという3つの視点で取り組んでまいります。

市民の暮らしに関しましては、超高齢化社会において暮らしやすい地域を目指すには、コミュニティー組織による支え合いの仕組みづくりが重要になってまいります。また、NPOや多様な市民団体の存在も大きく、市民力、地域力を高めるための人づくりも重要であります。

そこで、布団干しなど短時間で福祉ビジネスにつながりにくい短時間の福祉サービスを促進するため、生活サポート補助事業を始めます。お出かけを促進する、いきいき推進券を廃止しますが、80歳以上の元気な高齢者には山県まちづくり振興券をお渡しするようにいたします。

子育て関連では、新たに子ども・子育て支援計画を策定し、第3子以降の出産時に支給していた現金支給制度を廃止し、第1子と第2子には10万円分、第3子以降には20万円分の山県まちづくり振興券をお渡しするようにいたします。

自主運行バスにつきましては、将来も見据えつつ、利用者及び潜在需要者の需要に即した制度を検討し、地域運営組織の立ち上げを支援するため、公共交通の地域協働を推進してまいります。

豊かな教育環境に関しましては、引き続き読み聞かせを推進し、保育園においては、新たに英語遊び教室を設けるほか、放課後児童クラブの対象年齢の引き上げを推進してまいります。学校においては、引き続きコラボレーター事業を推進し、教育相談員、生活相談員、学習支援員、教育サポーター、英語指導助手を随所に配置するほか、理科等教育備品も充実してまいります。

文化面におきましては、引き続き国際交流事業を推進するほか、本市の名称の縁であり、正倉院に保存されている、現存する日本最古の戸籍の複製品を作成し、展示いたします。

スポーツ振興に関しましては、全国大会等出場者激励金としてお渡ししていた現金支給制度を改め、これも4倍相当の応援金に加え、山県まちづくり振興券としてお渡しするようにいたします。また、卓球の国際級選手の招致事業を支援するほか、本市で行われるNHKラジオの全国放送である巡回ラジオ体操会に合わせて、ウォーキングイベントを実施いたします。

市民の命を守るということに関しましては、命を守るとは、病と災害の両方から心身を守ることが必要でございます。

そのため、出生児から中学生までの医療費の全額を公費で負担するとともに、高校生

等の医療費につきましては、引き続き自己負担相当分の山県まちづくり振興券をお渡しいたします。

自殺予防対策を引き続き実施し、歯科保健や食育も推進してまいりますほか、地域医療の確保、救急病院運営として、本市内で唯一の中核病院である岐北厚生病院の医療体制も支援してまいります。

防災対策としましては、美山地域の土砂災害ハザードマップを作成し、市全域の当該マップを完成させるほか、公共施設等の耐震補強化が未実施となっている支所等の耐震補強計画等を策定いたします。

地域を災害から守るという高い志により、2足のわらじともなっている消防団につきましては、機械器具と費用弁償等を充実させてまいります。

安全で便利なまちづくりを推進するため、新たに建築専門嘱託員を配置し、防災士の資格取得費に対して一定の山県まちづくり振興券をお渡しする制度を開始し、地域防災活動のリーダーを要請してまいります。

人は他人のために存在する。何よりもまず、その人の笑顔や喜びが、そのまま自分の幸せである人たちのために。そして、共感というきずなで結ばれている無数にいる見知らぬ人たちのためにと言ったのは、かのアルベルト・アインシュタインだそうです。

自然科学を専門とする方の言葉ではありますが、私もこの共感というきずなは大切にしたいと考えております。そのため、市民の方との対話を大切にし、来年度も市政座談会を開催してまいり所存でございます。

なお、企業支援などいたしますと、時には行政として不公平と捉えられることもございます。行政が、特定企業や特定団体に手を差し伸べますと、一斉にというわけにはまいりませんので、必然的に順位がついてしまいます。しかし、これを不公平だとすると、行政は一步も前に進めないことになってしまうおそれがあります。

私は、市長に就任させていただいてから2年近くがたち、さまざまな方々と面談してまいりましたが、多様な価値観と利害関係を改めて痛感させられました。

私に課せられた最大の責務の1つには、こうしたそれぞれの利害を調整し、市民と企業、関係団体とが一丸となって、この地域をよくしていくことにありと考えております。

今後も、失敗をおそれず、できることから一歩ずつ踏み出していくという姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

議会を初め、関係各位の御理解と御支援をよろしくお願いいたしまして、私の、来年度、25年度に向けての施政方針と、提案説明とさせていただきます。

続きまして、当初予算以外の案件につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー 1、議第 6 号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例につきましては、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会が終了し、平成24年度をもって国体推進課を廃止するため、改正するものでございます。

次に、議第 7 号 山県市附属機関設置条例につきましては、市の附属機関等の見直しに伴い、新たに附属機関に位置づけるものについて、新たに条例を定めようとするものでございます。

次に、議第 8 号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、豊富な経験や専門知識を持った人材の活用を速やかに行い、時代に即応できるよう一般事務嘱託員と建築技術嘱託員を加えるとともに、北部地域の活性化や集落の支援活動のために、集落支援員と地域おこし協力隊員を新たに導入し、教育センター次長を教育嘱託員とし、その報酬額を見直し、学校医と保育園医の報酬額を見直し、あわせて附属機関等の整理の中で非常勤の特別職職員も整理するため改正するものでございます。

次に、議第 9 号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法が改正され、職員に支給することができる諸手当に新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を加えるため改正するものでございます。

次に、議第10号 山県市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法が改正され、地方税に関する法令の規定による処分について、行政手続法の規定が適用されることとなったことに伴い改正するものでございます。

次に、議第11号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法が改正され、岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例が制定されたことに伴い、改正するものでございます。

次に、議第12号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童健全育成事業の運営について、児童厚生施設運営協力委員会において協議するように改めるものでございます。

次に、議第13号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係する 4 条例について条文の整理を行うため、この条例を定めようとするものでございます。

次に、議第14号 山県市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、介護保険法等が改正され、厚生労働省令で定められ

ていた指定地域密着型サービスに係る基準を市町村条例で定めることとされたことに伴い、この基準を定めるため、新たに条例を定めようとするものでございます。

次に、議第15号 山県市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきましては、介護保険法等が改正され、厚生労働省令で定められていた指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を市町村条例で定めることとされたことに伴い、この基準を定めるため、新たに条例を定めようとするものでございます。

次に、議第16号 山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例につきましては、介護保険法等が改正され、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を市町村条例で定めることとされたことに伴い、この基準を定めるため、新たに条例を定めようとするものでございます。

次に、議第17号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、山県市グリーンプラザみやまのパターゴルフ場を廃止して、親子ふれあい広場、オートキャンプ場を整備したことに伴い、使用料に関する規定を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

次に、議第18号 山県市市道の構造の技術的基準を定める条例につきましては、道路法が改正され、市道の構造の技術的基準が条例委任されたことに伴い、この基準を定めるため、新たに条例を定めようとするものでございます。

次に、議第19号 山県市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、移動円滑化のために必要な市道の構造に関する基準が条例委任されたことに伴い、この基準を定めるため、新たに条例を定めようとするものでございます。

次に、議第20号 山県市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例につきましては、道路法が改正され、市道に設ける案内標識等の寸法が条例委任されたことに伴い、この基準を定めるため、新たに条例を定めようとするものでございます。

次に、議第21号 山県市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例につきましては、河川法が改正され、準用河川の構造の技術的基準が条例委任されたことに伴い、この基準を定めるため、新たに条例を定めようとするものでございます。

次に、議第22号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、公営住宅法の改正に伴い、市営住宅に入居できる者の基準を定めるため改正を行うもので

ございます。

次に、議第23号 山県市市営住宅等の整備基準を定める条例につきましては、公営住宅法が改正され、市営住宅の整備基準が条例委任されたことに伴い、この基準を定めるため、新たに条例を定めようとするものでございます。

次に、平成24年度補正予算について御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー3、議第24号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から3億369万2,000円を減額し、その総額を132億9,807万2,000円とするほか、繰越明許費を設定し、債務負担行為と地方債の補正をしようとするものでございます。

今般の補正の概要は、国の補正に呼応した補正の追加、過疎債のソフト事業分の財源更正、入札差金や実績による減額などでございます。具体的な内容につきまして、歳出の款ごとに、主なものを順次御説明申し上げます。

初めに、18ページでございます。総務費で、退職手当組合負担金1,800万円の増額は今年度の常勤職員の退職に伴うもので、自主運行バス運行補助金2,300万円の減額は岐北線・板取線が国庫補助対象となって事業者に直接補助されたことによるもので、国民体育大会推進費1億4,800万円の減額と徴税費160万円の減額は入札差金によるものでございます。

20ページの椿野苑負担金3,637万円の追加は今後3年分を一括繰上償還することによる分で、21ページの各種賃金、祝金、給付費は実績見込みによる減額でございます。

22ページ、最上段の返還金22万2,000円は子ども手当等の実績見込みによる追加で、保育園費の返還金408万9,000円は旧大桑保育園を払い下げることにより生ずる分でございます。

23ページの生活保護費400万円の増額、健康増進事業費738万7,000円の減額、24ページにある各種事業の減額は、それぞれ実績見込みによるものでございます。

25ページの商工振興費7,935万8,000円の減額は、企業立地促進として、恋洞道路工事費等を、当初は市単独で予算化しておりましたが、社会資本整備総合交付金の対象にできるということで、来年度当初に改めて計上させていただくためのものでございます。

26ページの道路改良事業委託料1,550万円の減額は、国の補正予算関係で馬坂トンネル点検委託料などを550万円追加しつつ、県工事への負担分の減額とを合わせた結果の減額で、道路改良工事につきましても、国の補正予算関係で大桑地内の舗装工事を2,100万円追加しつつ、用地取得が困難なために事業不執行としたものなどによる減額とを合わせた結果の減額でございます。

27ページの住宅管理費309万円の減額、常備消防5,400万円の減額は、実績見込みと入札差金によるもので、非常備消防の消防団員退職報償費1,000万円の増額は今年度末で退団される方の分を追加しようとするものでございます。

28ページの詰所等改修工事104万円の増額は中洞地内の器具庫の撤去費で、防火水槽新設工事722万6,000円の増額は中洞地内の防火水槽新設分でございます。以下は入札差金による減額でございます。

29ページの小学校管理、設計監理委託料231万円の増額、富岡小学校トイレ改修工事5,460万円の増額、桜尾小学校トイレ改修工事3,360万円の増額は、国の補正予算に呼応して追加しようとする分で、その他は入札差金等による減額でございます。

30ページの中学校管理の設計監理料123万円、伊自良中学校トイレ改修工事4,770万円も、国の補正予算に呼応して追加しようとする分で、その他は入札差金等による減額でございます。

次に、歳入の概要を御説明いたしますので、11ページをお開き願います。

市民税9,700万円は譲渡所得の増加や市内企業の業績向上等による増額、たばこ税、地方譲与税、利子割交付金、12ページの各種交付金と普通交付税4億4,595万8,000円は決算見込みまたは額の確定によるもので、国庫負担金は今般の歳出補正に連動するものでございます。

14ページの県補助金の中では、ぎふ清流国体競技会運営補助金700万円と県市町村振興補助金320万円を新たに増額いたしておりますが、その他は今般の歳出補正に連動するものでございます。

15ページの不動産売払収入3,400万円の増額は旧大桑保育園の払い下げによる収入分で、財政調整基金繰入金5億7,849万8,000円の減額は今般の財源余剰分の基金繰入減少分で、前年度繰越金1億277万5,000円は確定している決算額に補正するものでございます。

16ページからの市債は、過疎債のソフト分を追加し、臨時財政対策債を確定値へ減額するほかは、今般の歳出補正に連動するものの減額でございます。

次に、6ページに戻っていただきまして、繰越明許費につきましては、高校生等医療費助成、新生児祝金事業、それと全国大会等出場応援金は山県まちづくり振興券に係るもので、その他は国の補正予算関連のものでございます。

7ページの債務負担行為の変更につきましては、当初予算に計上済みの総合行政情報システム保守料に福祉年金のシステム等の保守委託料を追加しようとするもので、8ページの地方債の変更は、歳入の市債で御説明申し上げたことに伴う分でございます。

次に、議第25号 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につき

ましては、既定の歳入歳出予算の総額に5,098万5,000円を追加し、その総額を38億8,512万1,000円にしようとするものでございます。

補正の趣旨は、決算見込みとの乖離修正でございまして、主な歳入として、38ページの療養給付費等交付金を4,363万3,000円、前期高齢者交付金を1億6,981万円増額させつつ、39ページの共同事業交付金を3,004万4,000円減額させ、一般会計繰入金を1億6,900万円減額しております。また、40ページの繰越金を決算額に合わせて1億4,148万3,000円追加し、基金繰入金を1億2,460万7,000円減額しております。

主な歳出としましては、43ページの保険財政共同安定化事業拠出金を3,873万7,000円減額し、特定健康診査等事業費を1,700万円減額する一方、44ページの返還金4,718万3,000円を追加し、今後の需要に備えて5,309万9,000円を新たに基金へ積み立てしようとするものでございます。

次に、45ページの議第26号 平成24年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に120万7,000円を追加し、その総額を24億9,078万5,000円にしようとするものでございます。

歳出では、認定システムの改修委託料120万7,000円を追加し、歳入ではその全額を一般会計繰入金として追加いたしております。

次に、49ページの議第27号 平成24年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億7,040万円を追加し、その総額を7億7,357万5,000円とするほか、繰越明許費の設定、地方債の変更をしようとするものでございます。

58ページの歳出の公共下水道費1億7,040万円の増額は、国の補正予算関係で管渠工事を1億2,200万円追加しつつ、入札差金等による減額分を合わせた結果の増額でございます。歳入では、この国の補正関連と入札差金等を合算することなどにより、国庫補助金を1,180万円、一般会計繰入金を6,825万円、公共下水道事業債を7,300万円増額しており、その他のものは実績見込みにより増額しようとするものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

続きまして、その他の案件につきまして御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー5、議第37号 新市まちづくり計画の変更につきましては、市町村建設計画の変更について、合併市町村は、その議会の議決を経て建設計画を変更することができることになっております。今回、5年間の延長が可能となったことから、新市まちづくり計画の一部変更について、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、当初計画を尊重し、事業名が変更となったものの字句の変更と、事業

主体が移管がえとなった事業と平成25年度から平成29年度までの財政計画を追加するものでございます。

次に、資料ナンバー 6、議第38号 山口市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、事業名の追加または中止及び市町村計画本文の修正を伴う場合は、議会の議決を経る必要があります。今回、教育の振興の区分において新たにソフト事業を追加するため、山口市過疎地域自立促進計画の一部変更について、議会の議決を求めるものでございます。

次に、資料ナンバー 1、議第39号 指定管理者の指定につきましては、山口市グリーンプラザみやま、キャンプ場及びコテージ村は、開設以来、旧美山町、山口市が、直営で運営してまいりましたが、このたび、効率的な運営かつ住民サービスの向上を図るため、指定管理者の公募を行いましたところ、4社から申請がございました。これを受け、外部の方々を中心に構成される指定管理者候補者選定委員会により、申請団体の適性ととともに、申請団体が提案する管理運営計画を審査していただいた結果、グリーンプラザみやま管理運営共同体を選定することが適当との判断をいただきましたので、指定管理者候補者として決定いたしました。このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、グリーンプラザみやま管理運営共同体を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。指定の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間としております。

次に、議第40号 市道路線の認定につきましては、1路線について、市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

日程第52 発議第2号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（藤根圓六君） 日程第52、発議第2号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について、議会運営委員会委員長に趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長 村瀬伊織君。

○議会運営委員会委員長（村瀬伊織君） それでは、発議第2号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例についての趣旨説明をいたします。

本案は、山口市行政組織条例の一部改正に伴うもので、第2条中の総務産業建設委員

会所管事項の「国体推進課」を削除し、本年４月１日より施行するものであります。

御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

○議長（藤根圓六君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議案精読のため、あす28日より３月10日までの11日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、あす28日より３月10日までの11日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、11日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時13分散会

平成25年 3 月11日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

平成25年第1回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第2号 3月11日（月曜日）

○議事日程 第2号 平成25年3月11日

日程第1 質 疑

- | | |
|-------|---|
| 議第6号 | 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について |
| 議第7号 | 山県市附属機関設置条例について |
| 議第8号 | 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第9号 | 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第10号 | 山県市税条例の一部を改正する条例について |
| 議第11号 | 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第12号 | 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第13号 | 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 議第14号 | 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について |
| 議第15号 | 山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について |
| 議第16号 | 山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例について |
| 議第17号 | 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第18号 | 山県市市道の構造の技術的基準を定める条例について |
| 議第19号 | 山県市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について |

	議第20号	山県市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例について
	議第21号	山県市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
	議第22号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
	議第23号	山県市市営住宅等の整備基準を定める条例について
	議第24号	平成24年度山県市一般会計補正予算（第6号）
	議第25号	平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
	議第26号	平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
	議第27号	平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議第28号	平成25年度山県市一般会計予算
	議第29号	平成25年度山県市国民健康保険特別会計予算
	議第30号	平成25年度山県市介護保険特別会計予算
	議第31号	平成25年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
	議第32号	平成25年度山県市簡易水道事業特別会計予算
	議第33号	平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
	議第34号	平成25年度山県市公共下水道事業特別会計予算
	議第35号	平成25年度山県市高富財産区特別会計予算
	議第36号	平成25年度山県市水道事業会計予算
	議第37号	新市まちづくり計画の変更について
	議第38号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
	議第39号	指定管理者の指定について
	議第40号	市道路線の認定について
	発議第2号	山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第2	議第41号	山県市新型インフルエンザ等対策本部条例について
日程第3	議第42号	平成24年度山県市一般会計補正予算（第7号）
日程第4	質 疑	
	議第41号	山県市新型インフルエンザ等対策本部条例について
	議第42号	平成24年度山県市一般会計補正予算（第7号）
日程第5	委員会付託	
	議第6号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
	議第7号	山県市附属機関設置条例について
	議第8号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の

	一部を改正する条例について
議第9号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第10号	山県市税条例の一部を改正する条例について
議第11号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第12号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第13号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議第14号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
議第15号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
議第16号	山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例について
議第17号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市市道の構造の技術的基準を定める条例について
議第19号	山県市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について
議第20号	山県市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例について
議第21号	山県市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
議第22号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第23号	山県市市営住宅等の整備基準を定める条例について
議第24号	平成24年度山県市一般会計補正予算（第6号）
議第25号	平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第26号	平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第27号	平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第28号	平成25年度山口市一般会計予算
議第29号	平成25年度山口市国民健康保険特別会計予算
議第30号	平成25年度山口市介護保険特別会計予算
議第31号	平成25年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
議第32号	平成25年度山口市簡易水道事業特別会計予算
議第33号	平成25年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
議第34号	平成25年度山口市公共下水道事業特別会計予算
議第35号	平成25年度山口市高富財産区特別会計予算
議第36号	平成25年度山口市水道事業会計予算
議第37号	新市まちづくり計画の変更について
議第38号	山口市過疎地域自立促進計画の変更について
議第39号	指定管理者の指定について
議第40号	市道路線の認定について
議第41号	山口市新型インフルエンザ等対策本部条例について
議第42号	平成24年度山口市一般会計補正予算（第7号）

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第6号	山口市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第7号	山口市附属機関設置条例について
議第8号	山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第9号	山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第10号	山口市税条例の一部を改正する条例について
議第11号	山口市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第12号	山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第13号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議第14号	山口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に

	関する基準を定める条例について
議第15号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
議第16号	山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例について
議第17号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市市道の構造の技術的基準を定める条例について
議第19号	山県市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について
議第20号	山県市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例について
議第21号	山県市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
議第22号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第23号	山県市市営住宅等の整備基準を定める条例について
議第24号	平成24年度山県市一般会計補正予算（第6号）
議第25号	平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第26号	平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第27号	平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第28号	平成25年度山県市一般会計予算
議第29号	平成25年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第30号	平成25年度山県市介護保険特別会計予算
議第31号	平成25年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第32号	平成25年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第33号	平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第34号	平成25年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第35号	平成25年度山県市高富財産区特別会計予算
議第36号	平成25年度山県市水道事業会計予算
議第37号	新市まちづくり計画の変更について
議第38号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について

	議第39号	指定管理者の指定について
	議第40号	市道路線の認定について
	発議第2号	山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第2	議第41号	山県市新型インフルエンザ等対策本部条例について
日程第3	議第42号	平成24年度山県市一般会計補正予算（第7号）
日程第4	質 疑	
	議第41号	山県市新型インフルエンザ等対策本部条例について
	議第42号	平成24年度山県市一般会計補正予算（第7号）
日程第5	委員会付託	
	議第6号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
	議第7号	山県市附属機関設置条例について
	議第8号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議第9号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第10号	山県市税条例の一部を改正する条例について
	議第11号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議第12号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議第13号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
	議第14号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
	議第15号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
	議第16号	山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例について
	議第17号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第18号	山県市市道の構造の技術的基準を定める条例について
議第19号	山県市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について
議第20号	山県市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例について
議第21号	山県市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
議第22号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第23号	山県市市営住宅等の整備基準を定める条例について
議第24号	平成24年度山県市一般会計補正予算（第6号）
議第25号	平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第26号	平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第27号	平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第28号	平成25年度山県市一般会計予算
議第29号	平成25年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第30号	平成25年度山県市介護保険特別会計予算
議第31号	平成25年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第32号	平成25年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第33号	平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第34号	平成25年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第35号	平成25年度山県市高富財産区特別会計予算
議第36号	平成25年度山県市水道事業会計予算
議第37号	新市まちづくり計画の変更について
議第38号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第39号	指定管理者の指定について
議第40号	市道路線の認定について
議第41号	山県市新型インフルエンザ等対策本部条例について
議第42号	平成24年度山県市一般会計補正予算（第7号）

○出席議員（14名）

1 番	恩 田 佳 幸 君	2 番	山 崎 通 君
3 番	吉 田 茂 広 君	4 番	上 野 欣 也 君
5 番	石 神 真 君	6 番	杉 山 正 樹 君

7 番	寺 町 知 正 君	8 番	尾 関 律 子 君
9 番	横 山 哲 夫 君	1 0 番	武 藤 孝 成 君
1 1 番	藤 根 圓 六 君	1 2 番	影 山 春 男 君
1 3 番	村 瀬 伊 織 君	1 4 番	後 藤 利 瑗 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	松 田 勲 君
教 育 長	森 田 正 男 君	総務課長	舩 戸 時 夫 君
企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	神 原 義 広 君
市民環境課長	林 早 笑 君	福祉課長	笠 原 秀 美 君
健康介護課長	田 原 修 君	産業課長	谷 村 勝 美 君
建設課長	山 口 広 志 君	水道課長	服 部 正 己 君
会計管理者	棚 橋 和 良 君	消 防 長	渡 辺 晴 臣 君
学校教育課長	宮 川 誠 君	生涯学習課長兼 国体推進課長	江 崎 護 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書 記	林 強 臣
書 記	大 野 幹 根		

午前10時00分開議

○議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第1、質疑。

質疑は、2月27日に議題となりました議第6号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例についてから議第40号 市道路線の認定について及び発議第2号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例についての36議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番、石神 真君。

○5番（石神 真君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質疑を行わせていただきます。

資料ナンバーでいきますと、4―2を見ていただければわかりやすいと思いますが、4ページ、予算編成方針、市民の安全・安心を確保するまちづくり、耐震補強計画等で4,230万円についての山県市当初予算の概要の中でございます。これについて、耐震補強計画等として、4,230万円の予算計上がされております。これは美山支所他4施設は耐震補強計画、伊自良支所、青波福祉プラザ、みやまジョイフル倶楽部は耐震補強計画と実施設設計書作成業務委託料が計上されておりますが、美山支所他4施設は、実施設設計書作成業務委託料と耐震補強工事費が、伊自良支所他2施設は耐震補強工事費が必要となりますが、それぞれの施設の必要経費、また、その財源は何を予定されているのか、また、耐震補強をされるということは、それぞれの施設の活用方法が明確にされなければならないと思っております。例えば、美山、伊自良支所は1階の事務所スペースとして利用しておりますが、2階等の活用があるのか、それと、活用するのであればどのように活用していきたいのか、企画財政課長、お答え願います。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 今般、耐震補強計画等の予算をお願いいたしておりますのは、いずれも構造耐震の指標でありますI s値が0.5以下と考えられるものばかりでございまして、利用の頻度の差はありますが、いずれもが市民の方々が利用、または訪れられる公共施設等でございますので、いずれかの段階で耐震対策が必要であると考えていたものでございます。

そうした中で、国はいわゆる15カ月予算を編成し、本市としましては、これを活用す

ればこれらの施設の耐震対策を極めて有利に進められると考えられましたので、本市では13カ月予算として位置づけをさせていただいたものでございます。

なお、国の状況の関係によりまして別途追加で補正をさせていただいておりますが、その点は後ほどまた御審議賜りたいと思います。

今のお尋ねで、財源につきまして、今回の耐震補強計画等につきましては、社会資本整備総合交付金ということで、3分の1を考えております。それから、別途、過疎債ですとか緊急防災・減災事業債とかいうようなものはあわせて活用してまいりたいと考えておりますが、工事につきましては、この耐震補強計画ですとか実施設計を経まして額をつかみますので、現時点では具体的にはつかんでおりませんが、また、いつ、どのように工事をやるかということも現時点では確定はいたしておりませんが、有利な財源を活用して工事をやるときには実施してまいりたいと考えております。

あと、施設の利用方法、今後の活用方法ということでございますが、支所は今、伊自良支所なんかは2階も時折使っておりますが、1階がメインで、窓口発行等でお客さんにお越しいただいておりますが、そちらのほうをあわせて、2階のほうはどのようにするかは現時点では私どものほう、市役所としてコンセンサスを得ているわけではありません。ただ、1階等を使っておりますので、今回、この有利な制度を活用して、耐震補強計画等を策定し、施設の安全化を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 今、ちょっと答弁の中にも3分の1国庫補助金を見込めるというような発言がありましたが、補助金があるからこの事業をやるんだと。実際、今答弁されたように、まだ何をやるかわからないと。そのような時点で、もっと何をやるかわかるところに予算をつけるならわかりますが、何をやるかわかるところに何でこんな予算をつけるんですか。何の目的があって、本当に。さっき言われたように、これから考える。正直な話、この前、全協でも説明がありましたように、伊自良の工業団地のところですか。初めは単費でもやると言っておったのに、補助金がつくから繰り越ししておくらかすと。初めの計画と全然違う。補助金があるからやる。それは確かに補助金があれば有利です。市としても楽になります。それはわかりますが、特に一遍決めたことを後から、ちょっと予算の関係で変えますと。でも、今回は、何をやるかわからんけど、先にやっておこうかと。極端な話、何も施設的に使われなくなったら、安物買いの銭失いとよく言いますが、全く意味がなくなってしまうんですね。

そうした場合、もうちょっと変わった形で、もし、極端な話ですよ。美山のほうは今、

過疎化も進んで、本当に苦しい。でも、1階は支所としてきちっとしたスペースで使う。耐震も必要だから。2階に耐震をやるんだったら、極端な話、指定管理のたかみスポーツクラブなんかの道具を借りてきて、ちょこっとお年寄りの方が寄れるようなところをつくるとか、そういう目的があるからこそ、今後のためにやるんだという。何もビジョンがないのに、なぜこんなものをしようとしたんですか。一遍、よかったら、市長、お答え願えますか。担当課でやったのか。担当課が、補助金がもらえるからまずもらっておけと。あとは最後市長に相談して勘考するんだというのか。市長から、こういう予算があるからとっておけと、そうすればきちっと後のことは考えればええやないかと。もらってからという。そうなのか。一遍、市長のほうでちょっとお答え願えませんか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） ただいまの再質問にお答えします。

まず今回の予算は、有利な国の施策を活用して行うものでございます。その背景にあるのは、現在ある施設を、現在使用しておる施設の安全・安心の確保のための施策でございます。そのことが一番大きな目的でございます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） これは3回目なのか2回目なのかわかりませんが、答弁を短くされて、3回目も短くされると困るんやけど、市長の今の答弁で答弁漏れとして、僕は聞きます。確かにそれは大事やと。施設が大事だというのはわかります。何を置こうという気は市長にはなかったんですか。さっきの答弁漏れとしてお伺いします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 答弁漏れといいますよりも、目的ですね。何のために今回の事業を行うかの目標ですね、目的。それは現在ある施設、利用した市民の皆さんが、多少利用の多い少ないはございますけれども、それぞれの施設の安全を確保するための政策です。あいておるところにつきましては、今の現在の段階では、先ほど課長が申し上げましたように、特段の方向性はつけておりませんが、そういった安全を確保できた後に必要があればまたいろんな形で対策を検討していきたいと思っています。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） そういうことになりますと、担当課が違うものがありますね。生涯学習課、それから社会福祉。結論から言いますと、青波福祉プラザ、みやまジョイフル倶楽部と。これは担当課の人には前お話ししたんですが、この話が出る前に。もともと、青波福祉プラザは耐震もせなあかんと。もう古くなってきたんやと。けども指定管理があるから、今度、5年ですか、延ばしました。そのためにあそこを構わなあかんと

いうことになれば、経費節約にもなりますが、ジョイフルのほうをきちっと耐震強化査定し、耐震強化の工事をし、一括、ジョイフルには図書館や何かありますが、あそこを今のどんぐりの青波福祉プラザを拠点にしたら、そう距離は離れておりません。そうすると、経費的にも安く上がります。後にもらえる補助金を違うところに持っていけるんじゃないかと、僕は1つ思ったので、そういうことも考えて、この補助金の欄のところに出示していただきたいと思う。

だから、今、市長が言われたように、建物が現在あるから、それをきちっと直すんだと。それは確かにわかる。けれども、無駄なところに予算編成して、耐震補強の設計までする必要があるのかというところがありますので、一遍、その点、総まとめとして、企画財政課長、一応全部まとめてということで、課長自身の。企画財政としてはそこまで頭は回らなかったのか、それとも各担当課の分をきちっとやりたかったのか、ちょっとそのところをきちっと答えてもらえるかね。今後の先行きも見て。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

まず、おっしゃられますように、投資価値があるかどうか。少なくとも、今、市長からお話がありましたように、いずれも今回の施設は現に利用のあるものです。議員御発言のように、さらなる利活用についてはまだ現段階では確定はいたしておりません。

今後どのようにしていくかということで、恐らく担当課のほうに行かれたときに、担当課のほうでひょっとして消極的に考えておったのは、よく最近、BバイCとか言われますが、コストパフォーマンスというか、投資するだけの価値が果たしてあるだろうかという観点からいったときに、市単独事業、もしくは既存の事業でやった場合には、なかなかそこまでお金を投資するのは厳しいのではないかという消極的な回答があったかもしれません。

ただ、今回は、御案内のように、3分の1の補助以外に地域の元気臨時交付金という制度がございまして、これを活用いたしますと、極めて、市費はほとんど支出することなく実施できるということで、今回この補強計画は予算化させていただいたところでありまして。今後の工事の見込みということですが、じゃ、これだけやったのについては直ちにすぐ工事に取っかかっていくかといいますと、先ほど申し上げましたように、市の財源をどの程度出すことが価値があるかという判断になってまいりますので、例えば今般のように補正予算で極めて有利な制度がありまして、枠がとれましたら、直ちに工事することもあり得るかもしれませんが、例えば通常の補助制度の中でいきますと、これだけのものを耐震補強計画しても、直ちに工事に移っていくのは厳しいと考えており

ます。今後、施設のさらなる利活用を考えながら、ちょっと片仮名言葉で恐縮ですが、BバイC、出すだけの価値があるかどうかということをバランスを考えながら事業のほうの予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。質問を変えてください。

○5番（石神 真君） 質問を変えますが、各担当課のほうの話もいろいろ企画財政としては取りまとめていただければありがたいと私は思っております。

なら、質問を変えろということなので。同じ概要の3ページ、予算編成方針の①市内産業の活性化のためのまちづくり振興券、これは全員協議会のときにちらっと聞きまして、企画財政課長は、みんな喜んでいるよと、ちらっと言われましたので、あれから私なりに、今まで振興券じゃなしに現金でもらっておった人、また、もし今後そういう地元の人でいろんな形、これをもらったほうがうれしいか。確かに地元のために、きちっと産業のために張りつくという、その案は賛成します。

そこで、24年度、まちづくりのものでしたが、25年度について、これ、市長の単独の思いやなかったかと、私は。それと、振興券の少額のものはやむを得ない。でも、今般、太陽光発電施設の補助は多額な工事費が必要となる。だから、逆に現金支給を望まれる人も確かにいたんです。だから、いるのではないかということで、その他振興券も現金支給を望まれるのではないかということで、市長は、ここに前の市長の、ありますよね。対話と共感という中でどれだけ、本当に市民の声を聞いて、ほとんど現金から振興券に変えてしまったのか。まず、企画財政課長、どう考えておるのか。まずは企画財政課長に聞きますわ。この前の返事も入れてね。全協のとき、みんな喜んでおると言ったじゃない。そういった。あの言葉もちゃんと頭に入れて答えて。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） ただいま御発言ありました、私、全協の折に御発言した趣旨は、覚えていらっしゃると思いますが、振興券よりも、日本国内で利用ができる日本銀行券のほうが多分多くの方が喜んでみえるというふうに発言した記憶です。ただ、中には、日本銀行券のほうが必ずしもいいわけではなくて、使途が限定されるまちづくり振興券のほうがちよっとぜいたくなといいますか、こんな使い方もできるんやという、思わぬケースもあるという、レアなケースで御説明申し上げたと思っておりますので、その旨をまず御理解いただきたいと思います。

それで、議員から御発言がありますように、まちづくり振興券に関しましては、実務的な私どもの、経済的もしくは分析して、このほうが有利なんだという考え方よりも、

むしろ市長が施政方針として掲げられたものでありまして、今お見せされたものも恐らく市民の方との約束ということで市長は実現を目指してみえるんだというふうに私は理解しております。私から申し上げるのは何ですが、私どもは来年度の当初予算の編成の中で4メニューを10メニューにふやしました。当然、私ども企画財政とも十分なレクチャーというか、検討会はしておりますが、市長の思いとしましては、消費がとにかく市外の大型店舗へ流れる流れを市内へと持っていきたいと、消費行動を市内のほうに持っていきたいという思いを強く感じております。その中で、私どもとしては、実務ですとか、現実的に使いものにならないでは困るとか、そういったことを議論しながら25年度の当初予算に計上させていただいたということでございます。

なお、私ども企画財政のほうの実務的な考え方といたしましては、むしろこんなのに振興券を出すのかという御意見があったりもするかもしれませんが、そもそもこういったものに対して助成もしくは補助的なものを税金で支出することが価値があるかどうかということに重点を置いておりまして、その後で、これは日本銀行券でお渡しするべきか、まちづくり振興券でお渡しするかの論議をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） まちづくり振興券につきましては、タイトルから御理解いただきますように、まちづくりの振興のためということで、特に先ほど課長が説明申し上げましたように、やはり市内の商店で、外へ出ていかれるという、そういった購買に対する市民の皆さんの気持ちを市内のほうへ呼び戻すと。そういった意味合いでのまちづくり振興券でございますので、その中で、個人の方に補助をさせていただくものにつきましては、非常に大きな商工業者への支援という大前提がございますので、そういった観点から、今回、25年度は従来の枠を広げさせていただいたわけでございます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） これは再質問でございます。

担当課長、また、今、市長の御答弁をいただきました。ある程度、市のほうとしての、こういうことを取り組んでいこうという姿勢はわかっておりますが、先ほど言ったように、私があちこち聞いてきたら、こういうものに関しては、ある一定のものに関してはやはり日本銀行券が欲しいんだと。あえて何でこれに変えたのかと、ことしね。変えた、変えないのことはこれから決まることですが、そういうことがあるけど、みんなどう思っておると。賛成するか、反対するか、市民のために僕たちは出てるのでね。あかんと思ったら反対しなあかん。だから、そのためには、もう一遍見直す気はないか。心の

中でも見直す気はないか。今年度やってみてダメなら来年度変えるのか。そういう考えはありますか、市長。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 市民の方の立場になりますと、全て限りなく現金支給のほうが歓迎されると思います。そういった中で、現金を渡す中で、先ほど答弁させていただきましたように、そのお金を活用して市内のまちづくりの振興を図ろうという大きな目的がございますので、そういった観点からの今回のような提案をさせていただいているわけでございます。

ただ、1年実施をいたしまして、その先のことにつきましては、26年度以降につきましては、またその状況を見まして考えたいと思っておりますが、今、当面はそういった気持ちは全くございません。まだ今までの従来のものをもう少し26年度以降も膨らませて、そういった気持ちで現在はおります。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 市の考えも市長の考えも、対話と共感ということで、市民の声もわからんことはない。でもやはり、本当に、さっき僕、言ったように、太陽光施設、これは物すごく金銭がかかるのでね。こういうものに対しても。かといって、地元、地元。確かに地元は大事です。でも、自分が使いたいところで、欲しいものがなかったら、地元の振興券を扱ってくれるところに。そうすると、やっぱり現金が必要ですわね。そういうことも考えて、今後、見直すところは見直していただきたい。先のことはやってみないとわからんのは確かですが、膨らますばかりじゃなく、あかんものは変えていかんと。やめなあかん。それだけ言って、終わります。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番、横山哲夫君。

○9番（横山哲夫君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、お伺いをいたします。

まず最初に、資料ナンバー1、16ページ。各特別職職員の月額報酬について、一般事務嘱託員、それから建築技術嘱託員、教育嘱託員等の業務内容と報酬の算出根拠をお伺いいたします。

○議長（藤根圓六君） 船戸総務課長。

○総務課長（船戸時夫君） それでは、非常勤の特別職職員の月額報酬の算出根拠でございますが、まず一般事務嘱託員につきましては、山県市職員の給与に関する条例第3条におきまして、行政職の給料表を定めております。その給料表には、再任用職員の給料

も1級から7級まで定めておりますので、今回はその職務の級、3級でございます。これは一般職でいいますと、主査級の職員に該当しますが、その給料額25万6,700円を基本としまして、非常勤の嘱託職員につきましては、勤務時間が一般職の4分の3時間以内というふうに人事院規則でも定めがございますので、先ほどの25万6,700円の4分の3であります19万4,000円と定めたものでございます。

建築技術嘱託員も同様の方法でございますが、こちらにつきましては、建築資格を保有しているということでございますので、同じく4級を採用します。これは係長級に該当するわけでございますが、27万7,800円を基本として、4分の3である20万9,000円とさせていただきます。

また、教育嘱託員につきましては、現行までは正式な嘱託員制度はなかったわけでございます。現行、教育センターの次長ということで業務を行っていただいておりますが、教育センターの管理的な業務を行っていただいているということで、今回、名称変更と、報酬月額につきましても先ほどの一般事務職の嘱託員報酬に改定をさせていただきます。

そのほか、集落支援員とか地域おこし協力隊員も今回新たに月額報酬を定めておりますが、こちらにつきましては後ほどの御質問で企画財政課長から答弁させていただきます。

それで、一般事務嘱託員の業務につきましては、中央公民館またはみやまジョイフル倶楽部、古田紹欽記念館、教育センター、クリーンセンターの一般事務を行うという予定をしておりますし、建築技術嘱託員につきましては、建設課におきまして、建築行政、また、都市計画関係等々の業務を行っていただくという予定でございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

○9番（横山哲夫君） ありがとうございます。

次に、議第24号 平成24年度一般会計補正予算（第6号）、資料ナンバー3、24ページの農地・水保全管理支払交付金事業負担金の363万9,000円の減額理由と現状をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） それでは、農地・水保全管理支払交付金事業負担金363万9,000円の減額理由について御説明させていただきます。

本事業の負担金については、当初516万9,000円を予算計上しておりました。本事業は、

2つの事業から成っております、1つは、通常の維持管理を行う共同活動支援交付金事業で、当初5地区で260万5,000円を予定しておりましたが、2地区減となり、107万5,000円が不用となりました。もう一つは、長寿命化対策、いわゆるハード事業の向上活動支援交付金事業で、当初5地区で256万4,000円を予定しておりましたが、申請がありませんでしたので、不用となりました。以上2つの事業の不用額を足しますと、合計363万9,000円を減額補正するものでございます。

最近の状況でございますが、この農地・水保全管理支払交付金事業につきましては、平成24年から5年間継続事業でございます。それで、24年度に、先ほど申し上げた5つずつの地区を決めさせていただきましたが、5年間で3つの地区が手を挙げていただいているということで、額が決まりましたものですから、平成25年度の予算は3つの地区が予算化してあります。当初の516万9,000円の平成24年度から減っておりますので、その点も御理解をお願いしたいと思います。

ちなみに、3つの組織につきましては、大桑と梅原と伊自良の上願でございます。減額した2地区については、椎倉と赤尾でございます。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

○9番（横山哲夫君） ありがとうございました。

次に、平成25年度山県市一般会計予算、資料ナンバー4—2、17ページの1,550万8,000円の過疎地域等集落支援員2人、それから地域おこし協力隊4人の詳細な内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

まず、集落支援員と地域おこし協力隊につきましては、いずれもが平成21年度から始まりました総務省の地域の元気創造施策に乗っかろうとするものでございまして、いずれもが地域づくりですとか地域おこしといったものがミッション、市で使命になっております。

その上で、まずそれぞれの違いを御説明申し上げます。集落支援員は、地域づくりに関心が高く、地域実情に精通する市民から委嘱しますが、地域おこし協力隊は、当市での地域づくりに関心が高い、都市圏に現在住んでみえる方の都市住民を受け入れることによりまして、市内での定住化を図ろうとするところが大きな違いでございます。そこで、特別交付税の対象額といたしましても、集落支援員は人件費を主体としているのに対しまして、地域おこし協力隊は転入に伴いますので、例えば家賃等も対象になってく

るということでございます。

集落支援員の職務には、特産品を生かした地域おこしですとか、伝統文化継承、集落の自主的な活動への支援などがございますが、そのほかに移住交流の推進といったことも想定されております。そこで、本市では、まず集落支援員を4月から委嘱し、地域おこし協力隊は10月からの委嘱を目指すことといたしまして、10月までの間に集落支援員とも協議しながら、本市にふさわしい地域おこし協力隊の募集をしてみたいと考えているところでございます。具体的には、美山北部と伊自良北部を中心といたしまして、それぞれ集落支援員を1名ずつ、地域おこし協力隊を2名ずつ、合計で6名を予定いたしております。

なお、地域おこし協力隊につきましては、この協力隊をテーマとしました「遅咲きのヒマワリ」というドラマが、昨年10月から12月にかけてではございますが、フジテレビ系列で全10回の放映があったことから、若い都市住民の関心も大変高くなってきているようでございますので、これを機に有能な方の確保に努めてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

○9番（横山哲夫君） ちょっとお聞きいたします。美山、伊自良の北部というお答えですが、美山、伊自良の北部に住んで、この地域おこし協力隊、それから集落支援員を行うのか。住居はどこに構えられるんですか。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 集落支援員につきましては、基本的には、美山北部につきましては旧美山町の地域に住んでいる方で、もう一人は伊自良に住んでみえる方を委嘱しようと考えております。

地域おこし協力隊につきましては、特に美山とか伊自良に住んでいなければならないという制約はないんですが、市内におればいいんですが、できましたら募集していく中で、美山の北部のほう、もしくは伊自良の北部のほう、こちらのほうも住居等のあっせんをしながら、そこに移り住んで、最長3年なんですけど、その後も住み続けていただけるようにしてみたいというふうに考えております。

○議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

○9番（横山哲夫君） ありがとうございました。

それでは、次に、同じく25年度の一般会計予算、資料ナンバー4―2、22ページの有害鳥獣防止柵設置助成金がかんしは1,000万円増額されておりますが、その内容について

お伺いをいたします。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

有害鳥獣防止柵設置助成金1,060万円については、御発言のとおり、昨年度より1,000万円増額しております。本事業は、2つの事業から成っておりまして、1つは、合併以来継続して行っております、個人が農地の境界に侵入防止柵を設置したときに防止柵の材料代の購入金額の3分の1、上限が5万円ですけれども、その額を助成している事業です。予算額は昨年度と同額、60万円です。ちなみに、平成24年度2月末の設置件数は23件、33万2,000円の額となっております。

もう一つは、新規の市単独事業で、予算額が1,000万円です。この事業は、個人で侵入防止柵を設置するのではなく、小学校区や自治会等の単位で地域協議会等を立ち上げていただき、農家、非農家を問わず、地域ぐるみで侵入防止柵を自力施工、いわゆるボランティアにて設置していただくために必要な資材を購入する費用として1,000万円計上させていただきました。つまり、侵入防止柵の購入に係る費用は全額市が負担しますが、防止柵の設置は地元で設置していただくものです。

なお、この市単独事業は、国の鳥獣被害防止総合対策交付金をまねたもので、平成25年度、国へはこの事業の額を2,000万円要望申請をしてあります。当然、侵入防止柵の購入に係る費用は全額国に持っていただけますが、設置は地元となります。

平成24年度2月末の有害鳥獣の捕獲数ですけれども、イノシシが251頭、昨年が129頭、鹿が186頭、昨年が128頭、猿がことしが21頭で、昨年が8頭でした。農産物等へ被害を与えているのは、イノシシ、鹿、猿が主であります。岐阜県の鳥獣害対策監が推奨しております猪鹿無猿柵という設置方法が一番よいと思われます。この猪鹿無猿柵は、地面から地上約2.7メートルの高さまで、ワイヤーメッシュやネットを使って設置しますが、1,000万円で約10キロ設置できると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

○9番（横山哲夫君） 再質問をさせていただきます。

小学校区や自治会等の単位で地域協議会等を立ち上げて設置するということですが、この協議会をつくらないと補助対象にはならないのか、自治会が手を挙げて、自治会で皆さんでやったり、機械化がやったりしたものは有効になるのかどうか。それから、設置箇所はどういうふうで決定されていくのか。早い者勝ちで手を挙げたら行けるのか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 再質問にお答えします。

まず、小学校区等での地域協議会の設置でございますけれども、これは国のほうの補助金、先ほど申し上げた鳥獣被害防止総合対策交付金につきましては、協議会を立ち上げるとというのがもう必須でございます。これは市のほうも、それを先ほどまねたということを行いました、農家、非農家を問わず、みんなできずなを深めていただくというようなこともございまして、設置していただくということになりますので、機械化だけでそうやって設置していただければ、それでも地域の方がいいというふうになればそれでいいんですけれども、みんなで守ろうというのがこの狙いでございます。ですから、そういう1つの単位を定めていただいて、みんなで設置をいただくと、そんなことで、市についても協議会等を立ち上げていただきたい。そんなに大勢のメンバーではなくても結構ですので、例えば本巢市でありますと、自治会とか猟友会の方、そういうような方が入って数名で立ち上げてみえるところもございます。それは自由でございます。

あと、この要望のほうですけれども、市のほうは議決後、1,000万円については地元のほうへお話ができますものですから、農事改良組合長さんや自治会長さんを通して周知していきたいと思っています。先ほど申し上げたように、みんなで作って、ボランティアでやっていただきたいということになりますものですから、そういう点で私のほうとしても広報、また、市のホームページ、そういうので周知しながらやっていきたいと思っています。

この国のほうも、無料で材料がいただけるということで、大変好評でございます。昨年でございますと、1つの例ですけれども、国のほうへ2,000万円申請しましたけれども、半分しかつかなかったということもございます。そのぐらい各市町村では有害鳥獣には苦慮してみえる、その被害がたくさんあるというようなことで、困ってみえる状況です。私のほうの山県市も、先ほど申し上げた捕獲数も大変多くなってきております。地域の方で守っていただくということで、市全体のほうへ申請のほうの要望をさせていただきますが、大変多い場合につきましては、この設置は先ほど申し上げたように10キロで1,000万円ほどかかりますので、中途半端な設置じゃなく、先ほど申し上げた猪鹿無猿柵という、しっかりした柵を設置していただきたいと思っておりますので、たくさんあればその予算に応じて按分等で設置というのか、地域性を勘案しながら設置のほうはしていきたいと思っています。特に北部のほうがたくさん有害鳥獣が出ておるようなことがございますので、そういうところを優先的に設置のほうをしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

○9番（横山哲夫君） ありがとうございます。地域協議会、それから内容について、担当課では御指導やら設置に対する御協力のほうをお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、次の質問、同じく来年度予算の資料ナンバー4—2、23ページから24ページにかけての清流の国ぎふ森林・環境基金事業の里山林整備によるマツタケの再生事業110万1,000円、それから親林体験環境整備事業111万6,000円、住宅周辺の修景等の環境保全事業127万円、野生鳥獣実態調査事業100万5,000円と親しみのある里山づくり102万7,000円のそれぞれの内容をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

御発言の平成25年度森林環境基金事業の市町村提案事業につきまして、県は市町村へ今月末までに採択結果を通知するとの予定であると聞いております。

そこで、1点目、里山林整備によるマツタケの再生事業110万1,000円については、平成24年度からの継続事業で、マツタケの産地として復活再生させることを目的に、不要木の除去や下草刈りなどを実施し、山を明るく、きれいにし、森林所有者等に山に関心を持っていただくのが狙いでございます。平成25年度については、平成24年度に整備した大桑雉洞と藤倉の森林、約1.1ヘクタールのモデル地区を有識者等の指導によりさらに整備をし、マツタケ菌が繁殖しやすい環境づくりを行う計画です。

2点目、親林体験環境整備事業111万6,000円については、市の貴重な観光資源であり、身近な自然が体験でき、健康にも役立ち、気軽に登れる山として多くの方々に親しまれる釜ヶ谷の登山道を整備し、登山者の安全確保を狙うのが狙いです。ちなみに、平成24年度もこの事業の採択を受け、現在、舟伏山の登山道の整備を実施しております。

3点目、住宅周辺の修景等の環境保全事業127万円については、生活道路である市道に枝がはみ出して、交通の障害や冬の道路の凍結につながらないように、枝や雑木等を除去し、住民の生活環境を守るのが狙いです。平成25年度は伊佐美台を計画しております。ちなみに、平成24年度もこの事業の採択を受け、佐賀金池地内と石田町地内で0.39ヘクタール実施をいたしました。

4点目、野生鳥獣実態調査事業100万5,000円については、新規事業でございます。野生鳥獣による被害は本市全体に広がっており、猟友会による捕獲や侵入防止柵の設置などで被害の軽減を図っていますが、なかなか被害がなくなるのが現状です。そこで、

効果的な被害軽減対策を立案するために、野生鳥獣の実態を把握するための調査をするのが狙いでございます。具体的には、赤外線センサーつき自動撮影カメラ及び気象情報記録装置一式、これは温度等がはかれるというものでございますけれども、それらを10台購入し、市内の野生鳥獣が出没しそうな場所に設置し、データを集積し、的確に捕獲できるような対策などを立案するために役立たせるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 山口建設課長。

○建設課長（山口広志君） 5点目につきましては建設課からお答えさせていただきます。

親しみのある里山づくり102万7,000円につきましては、本市の観光拠点である四国山香りの森公園の森林について、里山の機能を維持しながら景観を向上させ、訪れる人々の癒しの空間を保全し、森林の持つ多様な機能を多くの方にPRするのが狙いでございます。ちなみに、平成24年度もこの事業の採択を受け、遊歩道の改修及び遊歩道沿いの森林環境整備を行いました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 横山哲夫君。

○9番（横山哲夫君） ありがとうございました。

それでは、最後の質問、同じく一般会計予算案の資料ナンバー4―2、24ページの地籍調査事業の627万9,000円から1,039万8,000円と増額になっておりますけれども、この内容についてお聞きいたします。

○議長（藤根圓六君） 山口建設課長。

○建設課長（山口広志君） 御質問にお答えいたします。

地籍調査事業の内容でございますが、美山地域では平成15年度より実施しており、平成23年度から字築留、字神有及び字清場において、面積75ヘクタール、筆数871の境界確定を順次実施し、平成27年度完了を予定しております。また、高富地域では、平成24年度から寺洞地区において、面積35ヘクタール、筆数386の境界確定を順次実施し、平成27年度完了を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） それでは、11時5分まで暫時休憩をとります。

午前10時50分休憩

午前11時05分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、通告順位3番、武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、4点ほど質問をさせていただきます。重なるところもあろうかと思いますが、よろしくお願いします。

それでは、議第28号 平成25年度一般会計予算の概要のページ16、庁舎バリアフリー改修設計委託料140万円の場所等の説明をお願いします。

○議長（藤根圓六君） 船戸総務課長。

○総務課長（船戸時夫君） 庁舎バリアフリー改修設計委託料等につきまして御説明させていただきます。

庁舎玄関前にバリアフリー対策としてスロープを設置しておりますが、車椅子利用者の方から、雨天時に雨にぬれるので、屋根の設置要望がございました。これを受けまして、市としましてはいろいろ検討しておるところでございますが、現在の予定としましては、庁舎東の入り口でございますが、こちらとふれあいセンターの入り口がございますので、こちらの間に屋根を設置して、そこで利用していただいたらどうかという予定でございます。それに伴いまして、庁舎の東入り口が今、ドアになっておりますので、こちら自動ドアに変更するという事で、そのための設計委託料ということで140万円を計上させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） 庁舎のほうだけはまず車椅子が乗り入れできるということで、ふれあいセンターのほうは、そちらの玄関先は直す当てはあるのか、そのような設計には入っていないのか。また、その屋根の幅ですね。どんな程度のものを企画してみえるのかをよろしくお願いします。

○議長（藤根圓六君） 船戸総務課長。

○総務課長（船戸時夫君） まず、1点目のふれあいセンターのほうにつきましては、当然、正面玄関にスロープがつけられておりますし、あちらは屋根の下で乗降車できまして、雨にぬれない状況でございますので、センター利用者につきましては現在のところを利用させていただきたいと思います。

それと、今の屋根の幅等につきましては、当然、建築基準法等々ございますので、車椅子の利用者の方がぬれないという幅以上にということをおっしゃっておりますが、建築基準法等の問題をクリアできる幅ということで、これから設計していきますので、現在ではどれだけの幅ということはお答えできませんので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） それで、話は戻るような感じになりますけど、今の庁舎の玄関前ですね。あそこもそういったふれあいセンターのように車づけますが、今、来客用だけで使っている。あそこを何とか利用しながら、玄関を入っていける今の西側ですね。バリアフリーになっていますが、あそこら辺に屋根を延ばしたらどうかと僕は思いますが、どんな考えでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 船戸総務課長。

○総務課長（船戸時夫君） 現在の玄関前のスロープに屋根を設置ということも一つの視野に入れておりますが、そうなりますと、西にあります身障者の駐車場、こちらにも当然屋根をつけないければならず、屋根の延長が長くなるということもございますし、また、現在の玄関のキャノピーを利用して、あそこに新たにスロープを設置してはと思ったんですが、スロープの勾配が長くなるがために現在のキャノピーが車でつけられないということも考えられますので、そこら辺も今後設計をする上でもう一度検討して、安価な方法でできるよう比較設計もしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） よろしくお願ひします。

それでは、次に、議第28号 平成25年度一般会計予算の概要の17ページ、過疎地域集落支援員、地域おこし協力隊事業の1,550万8,000円の内訳をよろしくお願ひします。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

集落支援員と地域おこし協力隊の概要につきましては、先ほど横山議員さんにお答えさせていただきましたので、ここでは金額の内容につきまして御説明させていただきます。

まず、今般、この制度につきましては特別交付税の対象になるということで、その対象額でございますが、集落支援員は1人当たり350万円が上限、地域おこし協力隊につきましては人件費分が1人当たり200万円で、活動費等が1人当たり150万円が上限でございます。ただし、地域おこし協力隊の活動費等につきましては、上限150万円が200万円に引き上げられる見込みでございます。本市では、このことを基準といたしまして、集落支援員につきましては2人分の1年間分、地域おこし協力隊につきましては4人分の半年間を平成25年度当初予算に計上させていただいております。

この金額の内容につきましては、数字の羅列で大変恐縮ではございますが、ちょっと御説明させていただきます。集落支援員関係は、月額報酬25万円の12カ月分のお二人分ということで600万円のほかに、これらの社会保険料を約84万円、あと、消耗品等で12万円計上しまして、合計で696万円。地域おこし協力隊関係につきましては、月額報酬16万6,000円の6カ月分の4人分ということで約398万円、その社会保険料が約60万円、旅費ですとか研修負担金等で68万円、消耗品等で50万円、それから、移り住んでいただきますので、借り入れ住宅ですとか車両関係等で204万円、それから、こうした人を募集するための経費として募集委託関係が約30万円、その他活動の保険ですとか通信費、備品購入等で45万円の合計855万円、先ほどの696万円と今の855万円を合わせまして、合計で1,550万8,000円として計上させていただいているものでございます。

なお、月額単価についてのお尋ねは、先ほど総務課長のほうから、後ほど私のほうから説明するという事で、私、ちょっと説明せないかんですが、先ほど言いましたように、特別交付税の対象となる上限額を基準としております。少しでも単価を上げればより有能な人材が確保できるというのは必然のことわりであります、特別交付税の対象額というのを超えてまでというのはありますので、この特別交付税の上限を基準といたしまして、割り戻したものがそれぞれの月額報酬単価になっているものでございます。

○議長（藤根圓六君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） 単価の説明は、人件費の内容はわかりましたが、この事業に對しまして、美山地域、伊自良地域ということで出ておりますが、この事業に對して理解がある人が果たして寄るのか、また、地域の支援、協力される地元の人間にとってどのようなメリットとかプラスとかどんなものを設けるのか、そういう把握をされて立ち上げたのかどうか、そこら辺をちょっと聞きたいんですが。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 現在、北部活性化とか地域活性化につきましては、産業課といいながら、私どもも市長の特命でかかわらせていただいております。現在は、県のほうの委託事業ということで、やまがた舎というところが、提案事業で1,000万円余りだったと思いますが、県の委託事業で美山北部と伊自良の北部をつなぎ合わせようということで活動なさってみえます。それが1つの事例になるのかなという。先般もその総括の報告会というのが、3月3日でしたかね、4日でしたかね、あったんですけども、そこでも120名ほど集まれたということで、やはり私ども市職員もそうですが、自治会長さんだけ、単体で一生懸命やろうとしてもなかなかこういう地域おこしというのは大変なものがございまして、地域を挙げて、地域に住んでみえる人が

みずからその気になるということが大切で、最近何かそんな機運を感じております。

こんな中であって、この地域おこし協力隊ですとか集落支援員がサポートする形で、さらに元気に、人頼りというよりも、もたれ合いはいけない、支え合いだということを言う人がいますが、もたれ合うだけじゃなくて、支え合って元気にしていこうという市民の気持ちにつながっていけばいいなというふうに思っております。

○議長（藤根圓六君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） そんなふうになれば本当にありがたいんですが、やっぱり地域の住民の考えに、前向きになれるような、そんな集落支援員とか地域おこし協力隊を結成されればいいんですが、とにかく地元を盛り上げるということで理解します。

それでは、次に、ページ22の有害鳥獣防止柵設置助成金について、大幅な増額の理由とビニール柵、電気柵の内訳、これは前の議員さんも質問されたので、もう少し細かくというか、そこの辺を説明願えたらありがたいということですね。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

先ほどの横山議員さんと全く内容は一緒なんですけれども、ただ、もう少し詳しくということですので、今後の方針でもうちょっと詳しくというのか、先ほど市のほうと国のほうと2つのほうで同じ防止柵を設置していこうということで、市が1,000万円、国のほうは2,000万円要望しておりまして、合計しますと3,000万円で、先ほど1,000万円で約10キロほど設置ができるということを申し上げました。3,000万円ですので、約30キロ覆うことが可能だと思います。

市のほうは、議決後すぐ、先ほど申し上げたように、農事改良組合長さんや自治会長さんを通じて、また、市のホームページ、そして広報等で周知し、要望をとっていききたいというふうに思っております。先ほど申し上げたように、大変この事業が好評です。本当に市単独でこういうふうにつけたのは、多分私が聞くには山口市だけではないかなというふうに思っております。それと、国のほうが、先ほど申し上げたように、24年度で半分ぐらいしか来ないというようなことを言っておりますので、国のほうがいつ来るか、ちょっとはつきりしておりませんが、市のほう単独で1,000万円は動けますので、1,000万円ですまず要望をとると。1,000万円で要望をとるよりも、手を挙げてくださいということで全部要望をとります。その中で、どのような、どこから進めていこうというのは、また市長を初め皆さんと、猟友会の方も入れて、先ほど申し上げた、市のほうとしても地域協議会の皆さんと、挙げていただくことになっておりますので、そういう方の代表者の方たちとお話をしながら設置の場所も決めていきたいと、そんなことを思っていま

す。

よろしいでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） 本当に、多分大分殺到すると思いますので、今の国のほうにも働きかけて、市が出す1,000万円じゃなくして、やっぱり補正をどんどんいただいてやっていただかないとあかんような状況であると思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次、議第28号 平成25年度一般会計予算の概要の23ページ、住宅用太陽光発電システム設置事業補助について、この600万円について、よろしくお願いします。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 住宅用太陽光発電システム設置事業補助600万円について御説明をさせていただきます。

この事業は、環境と共生する循環型社会の形成を目指し、市民の自然エネルギーの利用を促進することで地球温暖化防止及び新エネルギーの導入を推進するため、平成21年度から取り組んでおります。平成25年度の補助は、太陽電池出力1キロワット当たり2万円で、3キロワットを限度に補助しますので、6万円の補助金となります。昨年度より40件多く、100件を予定しております。

なお、平成25年度からは、今まで現金でしたけれども、先ほどもちょっと出ましたように、まちづくり振興券での交付となります。

過去の実績を御報告させていただきます。平成21年度は28件で、1キロワット当たり3万5,000円で、3キロワットが限度ですので、10万5,000円の補助金でございました。平成22年度は40件で、補助金は21年度と同じです。平成23年度は60件で、補助金はこれも21年度と同じ額でございます。平成24年度は60件で、1キロワット当たり3万円で、3キロワットが限度でありましたので、9万円の補助金でございました。

平成24年度は交付申請をされます方が非常に多く、当初予算で60件、540万円を計上しておりましたけれども、平成24年10月下旬に60件に達し、市のホームページ等で平成24年度の受付が終了したことをお知らせさせていただきました。要綱にも予算の範囲内ということがございましたので、終了させていただきました。受付終了後におきましては、ほぼ毎月1件ないし2件の問い合わせがあるのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） 大変な方法ということで、この事業は国も挙げてやっていることで、市も今度予算を60万円上げて、補助金として出されますが、年々やっぱり、今の

説明にありましたように、補助額も下がってきて、それを皆さんが得られるということで、皆さん期待して、自分の家の電気は自分でつくるというような、考え方が変わってきたので、あると思いますが、某議員も言われたように、これも多額な現金を家に費やした中で、現金を使い果たしたところで、また地域振興券。それは山県市で買うものがあればいいんですが、やっぱり自分たちの計画というのもありまして、多少でも現金化ということで、地域振興券よりも現金のほうがいいということで、二、三お聞きするので、どこから聞かれたか知らんが、今度は地域振興券やなということでお聞きしておるので、なるべくこういうものに対しては現金。地域振興券もいいでしょうが、それではあれですし。やっぱり福祉とかそういう関係では地域振興券は最高にいいと思いますけど、こういうハードというか、個人が補助金としてでも受けられるなら現金ということで、くれぐれもそういう方向にまた戻していただきたいということで、これは課長の一存ではだめでしょうから、市長にちょっともう一度お聞きしますが、よろしく願います。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 山県市まちづくり振興券につきましては、今、百数十所の事業所が申請していただいて、利用していただいております。その中には、一般的なスーパーのような日常品を取り扱っている店、かなり多くの店がございますので、そういったところで、日常の中で使っていただけるまちづくり振興券かと思います。そういったことからいたしますと、特に先ほど申し上げましたように、市内での消費の活性化と申しますか、消費需要を伸ばすということが非常に大きな目的にもございますように、そういった趣旨を御理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（藤根圓六君） 武藤孝成君。

○10番（武藤孝成君） 最後にまた今の。石神議員が言われていましたように、本当に1年やってみて、やっぱり現金がいいということならまた、この件に関してだけでも、戻していただきたいという要望をしながら、質問を終わります。

○議長（藤根圓六君） 武藤孝成君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位4番、影山春男君。

○12番（影山春男君） それでは、1問、健康介護課長にお尋ねをいたします。ちょっと鼻炎で声がおかしいので、申しわけありませんけど、お断りしておきます。

当初予算の概要の4－2ですね。これのページ18ですが、そこの中の69番目、地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金ということでありますけど、これについてちょっとお尋ねします。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） 御質問にお答えをいたします。

まず、地域密着型サービスとは、要介護や要支援状態になっても、可能な限り、住みなれた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのサービスでございます。今回予算計上させていただきましたものは、そうしたサービスを提供する施設の中で、認知症高齢者グループホーム18床、定員が18人ということですが、新たに建設整備するものでございます。ですので、18の居室、部屋ですね。それぞれの方が基本的に寝起きをされる部屋、それから食堂、リビング、事務室などを配置しまして、認知症高齢者の方が快適に生活できる空間整備を行うものでございます。

また、この3,030万円の補助金は、介護基盤の緊急整備特別対策事業分、要するに施設の建設に係る補助金1,950万円、これはグループホーム1施設1,950万円の定額となっております。それからあと、施設開設準備経費助成特別対策事業分として、1,080万円となっております。

なお、この事業につきましては、概要の15ページにもございますように、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業補助金及び介護職員処遇改善事業補助金として、10分の10が県補助金として交付されます。

なお、本施設につきましては、グループホームだけではなくて、一応ショートステイの施設も併設ということになってございますので、つけ加えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） それでは、18部屋、1人1部屋ずつということですか。それと、どこに。これは庁舎内にできるのか、それともほかに別棟としてつくるものなのか。ちょっと金額が大きいんですが、それについてお尋ねします。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） まず、18ということは部屋が18、その方が生活される基本的な部屋が18ということでございます。

あと、施設の場所でございますが、その前に、ホームページでも公開してございますけれども、一応やられる事業者様は社会福祉法人友愛会さんというところがやられます。場所につきましては、256が新しくできますが、256と三田又川の間にちょっとした三角地、今、畑地みたいになっておところが市役所の北側にございます。一応そこを予定されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） それでは、大体あらかたの内容はわかりましたので、これで私は質問を終わります。

○議長（藤根圓六君） 影山春男君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位5番、上野欣也君。

○4番（上野欣也君） それでは、補正予算関係で4点、それから来年度、25年度の予算関係で8点、御質問をいたします。

まず補正関係で、資料3のページ20、老人福祉、負担金補助交付金3,637万円、一括償還という説明でございましたけど、その一括償還をする理由と、補填と利息の内訳について、福祉課長に説明を求めます。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） この椿野苑の負担金につきましては、平成12年の介護保険が始まる前に措置事業として市町村が実施しておりました特別養護老人ホームの建設費用になりますが、旧山県郡で当時ありませんでしたので、それを同朋会にお願いし、施設整備をしましてまいりました。その際の建設費用は、法人が社会福祉事業団から借り入れて、その償還金として旧3町村が返還する方式をとりまして、2億4,000万円借りてきております。それを平成8年から27年度までの20年間で負担してきております。今回の負担金の関係につきましては、25年度予算を編成する中で社会福祉事業団からの借入金を一括償還できないかを確認いたしましたところ、できるということでしたので、3年分を繰り上げて償還するものです。3年分を繰上償還することにより、利息が約187万円減少することになります。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） よくわかりました。

次に、同じく資料3のページ21、子ども手当等給付、扶助費1,800万円、これは見込み数と実績数に違いがあったかと思いますが、その実数についてお尋ねをいたします。福祉課長にお尋ねをいたします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 子ども手当給付金につきましては、当初、実人数じゃなくて、済みません、延べ人数で積算しておりますので。受給児童数延べ4万1,040人と見込んでおりましたが、平成25年1月現在において、4万17人と児童が減少したためによるものでございます。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） わかりました。

資料3のページ23、生活保護、扶助費400万円、これの見込み数と実績数の内訳を福祉課長にお尋ねをいたします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 生活保護の中でも扶助費が当初予算編成時のときには51世帯で75人で積算しておりました。1月の段階になりまして、63世帯93人と増したため、約1カ月分の生活扶助費が不足するため、400万円ほどお願いするものでございます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） これは担当課のほうではよく御存じだと思いますけどね、今、国のほうで生活保護費については基準の見直しを始めるということでございますけど。最近の情報によりますと、大体、世帯数でいうのか人数でいうのかわかりませんが、生活保護を受けている実数でいいますと、25%という数字が出ているんですけど、子供のころに生活保護を受けていた。それで、親の代になっても生活保護を受けるという。貧困の連鎖というんですけど、そういった実態があるということで、調査した結果によりますと、大体高校進学率が一般と大きく違うと。一般は、たしか私の記憶では98.2%の高校進学率なんですよ。ところが、こういった生活保護を受けている世帯の子供というのは89%にとまっています。それで、やはり何といても学習支援をきちんとしていかないと、将来的にまた生活保護を受けるという、そういうことにつながってくるので、自治体においては既に始めているところがあるんですよ。子供の学習支援をきちんとやると。したがって、そういうことも含めて考えていただかないと、このお金はだんだんふえていくばかりだというふうに思いますので、ぜひその辺も慎重に審議していただきますようお願いをしておきたいと思います。

次に、4点目は、ページ29とページ30にわたりますけど、小学校の管理、中学校の管理の費用の中で、トイレ改修が2小学校、1中学校だったと思いますけど、この工事内容の概要というのはどういうふうになっておりますか。御質問を学校教育課長にいたします。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 御質問にお答えをいたします。

富岡小学校、桜尾小学校、伊自良中学校、トイレ改修工事でございますが、バリアフリー化、洋式化、乾式化をするものでございます。今回、国の24年度補正予算が確定さ

れたことによりまして、学校施設の耐震化、老朽化対策が前倒しにて対応できるようになりましたことに伴うものでございます。富岡小学校は南舎が既に完了しておりますので、北舎と体育館。桜尾小学校と伊自良中学校については、全てのトイレを改修するものでございます。既に美山小学校、梅原小学校、それから富岡小学校の南舎につきましては終了しておりますので、今回の工事が終わりますと、残るのは大桑小学校、伊自良南小学校、伊自良北小学校、いわ桜小学校となりますので、残りの学校につきましても順次計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） ちょっとよく勉強していないので申しわけありません。乾式にしますと、掃除というのはどういうふうになりますか。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 今の方式の水をまくものと、菌がさらに増殖することになるのでございますので、水をまかずに雑巾で拭くという形になります。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） わかりました。

では、予算関係、お尋ねします。先ほど質問がありましたので、もし質問以外でお尋ね、関連がありましたら、お願いします。ページ69、老人福祉、負担金補助及び交付金3,030万円ですか。これは出ております条例の第15号との関連があるのかないのか。なしだったら結構ですけど、もしあればちょっと説明をお願いします。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） 御質問にお答えします。

まず議第15号でございますが、これにつきましては、介護保険法等の改正により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等を市町村条例で定めることになったため、条例の制定をお願いするものでございまして、この補助金とは関係ございません。

それから、先ほどさきの議員にちょっと御答弁をしましたので、ちょっとしていない部分がありましたので、じゃ、その部分を。まず、介護保険の補助金のほうですが、2つあるというお話をさせていただきました。介護基盤の緊急整備特別対策事業分というのは1,950万円の分でございますが、これにつきましては施設の整備に必要な建築工事費及び設計監理料といったものが補助の対象になってございます。それから、次の、もう一つありました施設開設準備経費の補助金につきましてでございますが、これにつき

ましては、施設開設に必要な備品購入ですとか、消耗品費ですとか、広告宣伝のための役務費ですとか職員の給料、そういったものが一応対象経費になってございまして、交付基準の単価が60万円で、1床当たり60万円ということで、1,080万円という金額になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） よくわかりました。

次に2点目、ページ72、福祉医療一般、扶助費の高校生等医療費助成金の1,778万7,000円につきまして、これ、前年度比38.82%増額になっておりますが、その根拠。及び、助成を受ける場合の手続というのはどういうふうになっておりますか。なしなのか、その辺、ちょっと詳しくお願いをいたします。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えします。

この事業は、平成24年4月1日施行の山県市福祉医療費助成事業実施要綱に基づきまして、山県市まちづくり振興券交付事業の1つでございまして。中学生までの医療費負担は既に助成しておりますので、おおよその予算額を見込めますが、高校生の医療費負担はどれくらいか、なかなか見込みが難しいことから、高校生医療費助成費の予算は厚生労働省が公表する年間1人当たりの国民医療費の年齢別階級をもとに、平成24年度では15歳から19歳の1人当たりの国民医療費の6万8,800円に対象人数885人を乗じた額に自己負担割合3割相当分の9カ月分の1,300万円を、平成25年度では同様に国民医療費6万8,700円に対象人数863人、自己負担割合3割分の1,778万7,000円を計上し、対前年度比が36.82%の増加となりました。

また、次に、助成を受けるための手続でございまして、その年の年間に支払われた保険診療に係る自己負担分を合計し、申請していただくことになります。そのため、領収書を大切に保管していただくよう、対象となる保護者の方に個別に申請案内や広報等をお願いをしております。申請の受付は翌年の1月4日から2月15日まで、申請書と医療費明細書、いわゆる領収書等の提出とともに学生証と保険証の提示もしていただきます。

なお、申請書の様式等は市役所の窓口またはホームページからダウンロードもできますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） これは、領収書は恐らく現物になるかと思いますが、できるだ

けその辺を簡易にできるようにしてもらおうのが市民サービスになるかと思います。難しいであろうかと思いますが、できるだけ簡素化できるような方法で、例えばコピーでもいいとか、何かそういうような方法もとっていただいて、簡素化していくのが大事ではないかと思いますので、要望だけしておきます。

次の質問に移ります。ページ74、障がい者自立支援事業、扶助費、介護給付費が前年より2,054万4,000円増、療養介護医療費は1,048万8,000円減となっておりますが、この増減の要因は何なのか、福祉課長にお尋ねをいたします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 介護給付費の増につきましては、障がい者の方の介護者の高齢化に伴い、さまざまなサービスを利用するようになってきたためと総体的には考えております。平成25年度予算につきましては、平成24年度の実績を考慮しながら、居宅介護で約195万8,000円、生活介護で497万円、短期入所で323万9,000円、その他施設入所支援や療養介護等で1,037万7,000円の増額を見込んでおり、合計で2,054万4,000円の増となっております。

また、療養介護費の減につきましては、平成24年度、県からこの事業に関しましては市町村へ移譲してきておるため、県からの資料を参考に1カ月当たりの平均を25万6,000円で見込みましたが、年間を通じて医療費が発生しないときもあったということで、減となっております。25年度予算に関しましては大体1カ月平均11万円で見込んでいるため、減額となっております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） わかりました。

次の4点目、ページ79、児童福祉費、放課後児童クラブ1,700万8,000円ですか。国は来年度から4年生まで拡大するという方針でございますけど、本市の場合は具体的にどういうふうにご考えておられるか、1点。

それから、放課後児童クラブの部屋に、夏季休業中、夏休み期間の内容が主になりますけれども、熱中対策等の冷蔵庫設置の予算の組み込みというのはこの中にされているのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 放課後児童クラブにつきましては、先ほど御説明がありましたように、児童福祉法の改正によって、今まではおおむね10歳未満というふうになっておりましたが、その枠が外れております。それらを勘案しながら来年度予算を編成して

いく中で、実際に今御利用なさっていらっしゃる保護者の方のニーズ調査を行い、引き上げる方向にさせていただきました。しかし、やっぱり受け入れる施設の問題がありまして、定数の枠の中において、小学校４年生までという方針を出させていただいております。

それから、２点目の熱中対策等の冷蔵庫の設置についての予算計上はいたしておりません。前回、一般質問でも御質問いただいているかというふうに思っておりますが、今、公民館等の施設を使っております、そちらの冷蔵庫を使うことで何とか対応できるということで、しておりませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○４番（上野欣也君） 既に説明会も行われているようでございますけど、拡大していくという方向であれば、それについてきちんとした説明をする必要があるということをもまず思います。

それから、２つ目の冷蔵庫の問題につきましては、実は私は昨年夏休みのときに、ある一保護者が、あんなところへ入れられませんよという話をされましたので、どうしてですかと言ったら、行ってごらんない、冷蔵庫も何もあらへん、あんなところに何で大事な子供を預けられますかと言われましたので、すぐ飛んでいきました。そうしましたら、ないんですよ、あの熱い最中に。それで、私は担当課に来て、担当課の男の人でしたけど、冷蔵庫ぐらい設置したらどうですかという話をしたら、いや、お水やお茶は保護者からちゃんと持ってくるようになっておりますので、その必要はありませんという返事でした。そんなことで来たんじゃないよと、僕は。実は、１年生から３年生までの小さな子供たちを預かる施設ということになると、いつ、どんなところにガチンコして、たんこぶをつくるかわからんよ、出血するかわからんよと。そういうときにどうやって冷やすんですかと。それから、熱も出して、保護者がすぐに飛んでくるかわかりませんよと。そういうときに対応がすぐできるような冷蔵庫というのは必要はないですかと言ったら、あっ、そうですか、それなら考えますわという返事でしたので、あわせて質問をするわけですよ。

岐阜市なんか既に設置したときから、こんな大きな冷蔵庫じゃないですよ、こういう冷蔵庫、全部設置されていますよ。学校に併設されていても、学校の保健室というのは必ずそういうものが整備されておるのが基本ですよ。子育て支援をきちんとやるんだしたら、そのくらいのことはやっぱり担当課も勉強してもらいたいし、私が行って説明したんですから、そのくらいは順次設備をしていきますという方向でぜひやるべきだと思いますので、あえて回答は求めませんが、そのくらいのことは当然だと。小さい子を

預かっておやりになれば、そのくらい当然だと私は思います。ぜひよろしくお願いをいたします。

次に、ページ101、クリーンセンター管理委託料4億1,792万9,000円、前年度に比較しますと823万7,000円の増になっておりますが、その要因は何でございませうか。市民環境課長に説明を求めます。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） お答えします。

クリーンセンターの施設管理委託料は、以前も申し上げたように、15年間の長期包括委託事業として、平成21年11月に契約を締結しております。その中で、基本となる25年度の契約額は4億1,710万2,000円で、前年度に比べ741万2,000円の増額となりますのは、エネルギー回収推進施設とマテリアルリサイクル推進施設の設備整備、補修及び点検費の分でございます。また、物価上昇率の変動可能性を持つ人件費、水道代や電気代については、毎年10月に見直しを行うこととしておりますので、今年度見直しをしますと、翌年度の委託料に反映するという事で、今回の見直しにより人件費が197万3,000円の減額、電気代が279万8,000円の増額、合わせて前年度より823万7,000円の増加となりました。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 再質問します。

これ、たしか、そういった場合に全て説明を受けて、協議するようになっていますね。その協議は経ての結果ということでございませうか。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） そうです。今申し上げたように、物価変動に伴う可能性を持つ人件費、水道代、それから電気代、ここら辺の見直しをかけて、この金額とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 次の質問です。ページ141、ページ147、小中学校の教育振興、教材備品につきまして、これ、理振のほうですね。じゃ、これ、私、ちょっと不勉強で申しわけありませんが、国庫支出金の上限額というのは決まっているのか、決まっていないのかということと、それから、算定方法にする場合に、廃棄処分ですね。例えば、7年たったものは廃棄してよろしいとか、その辺の内容につきましてありましたら、御説明を学校教育課長に求めます。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 御質問にお答えをいたします。

国の平成24年度補正予算において、理科教育設備等補助金が100億円、平成25年度の概算要求において20億円、合わせて120億円が計上されております。これは学習指導要領の改定に伴い、理科及び算数、数学の授業時数が増加したことや、観察、実験等の指導内容の充実を図るための環境整備が急務であることによるものでございます。国の基準では、小学校の理科教育設備額は1校につき1,034万1,000円、算数が212万4,000円となっておりますが、全国的に整備率は低く、本市におきましても50%を切る状況でございます。同様に、中学校の理科につきましては、1校につき2,234万4,000円、数学は236万4,000円の基準でございますが、いずれも整備率は低くなっております。

こうした状況の中、本市では平成25年度に1校当たり60万円をめどに、小学校費で540万円、中学校費で180万円の理科等教育備品購入をお願いするものでございます。

なお、本事業は2分の1の補助金でありますため、2分の1は市からの持ち出しとなります。なお、小学校では1万円、中学校では2万円以下の少額備品は対象外となっております。

また、廃棄処分基準につきましては、50万円以上の備品を破棄する場合には文科省に届け出が必要となりますし、50万円未満の備品につきましては各校で廃棄をしまして、そのことをきちっと台帳に記帳をし、毎年教育委員会を通じて県に報告をすることになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） よくわかりました。

次に、特別会計のほうで、ページ199、一般被保険者の療養給付費20億8,636万9,000円、前年度比でいいますと7,068万6,000円の減ということになっておりますが、たしか、前年度は2億円ぐらいの増ではなかったかなと思っておりますけど、算出基準はどのようになっていますか。基本となる額とか、それから自然増とか、療養費のいわゆる診察料の増加とか、いろんな要因があるわけですね。例えば、急にインフルエンザがはやったとかね。そういったものの算出の基準というのはきちんとしておりますかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） お答えします。

一般被保険者療養給付費、この20億8,636万9,000円の算出基準につきまして御説明を

いたします。平成24年度の一般被保険者療養給付費の決算額は、当初予算額の21億5,705万5,000円より9,013万円ほど減額の20億6,692万1,000円の見込みとなります。この見込み額を平成24年度の平均一般被保険者見込み数8,547人で割り、1人当たりの年間一般被保険者療養給付費を見込み、24万1,802円といたしました。さらに、平成23年度の一般被保険者療養給付費と今回の平成24年度の決算見込み額と比べ、伸び率が2%ほどとなりますので、平成25年度の1人当たりの年間一般被保険者療養給付費見込み額を24万6,639円とし、平成25年度の平均一般被保険者見込み数8,459人を乗じた額を計上させていただきました。

なお、被保険者数は22年から24年の3年間の推移から求めております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 私の見方が違っているかもしれませんが、毎年、この一般会計から持ち出す金額等に差があると思っています。何でもこういうことを言いますかという、私、退職してからこういう関係の仕事をやっておりますね。3万人強ですよ。3万人強で大体1,000万円の範囲で誤差が出てくるんですよ。これがどうも額が大きいので、市民に説明するときに、基本とする額はこれだけ、そしてそれに対して自然増はこれだけになりますよという平均をきちんと出して、そしてその年ごとにいろんな要因がありますから、それを計算すればもっと小さい範囲で出てこなくちゃおかしいのではないかなと私は思います。もちろん、先ほど言いましたように、何か大変な病気がはやったとか、そういう場合は別ですよ。そういう場合の説明はいいわけですけど、その辺のところをきちんと説明できるようにしておく必要があると思っております。できたら1,000万円ぐらいの単位でおさまるような計算でお願いをしておきたいと思います。

次に、ページ226、保険給付費の居宅介護サービス給付10億3,550万1,000円ですか。前年度費に比べますと1億548万円ですか、これ、大変な額、伸びが大きいと思いますけど、増加している主な要因と、今後こういった金額で伸びていくのかどうか、その辺の見通しについて健康介護課長に説明を求めます。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） 御質問にお答えします。

まず、平成24年度と平成25年度を比較してみますと、第1号被保険者、要するに65歳以上の人口が、見込みですが、7,955人から約200人、百九十何人ですが、の増加で、8,150人程度、それから介護認定者数は1,198人から約100人ほどの増加で1,298人程度ということで見込んでおります。それに伴いまして、介護居宅サービスのうち、主に訪問介護で

ありますとか、訪問看護、通所介護、短期入所生活介護が増加をするというふうに計画で見込んでございます。その内訳は、訪問介護が平成24年度の見込み量2万5,700回に対し、25年度は2万9,200回と、3,500回ほどの増加、給付費では7,000万円から8,000万円、1,000万円ほどの増加というふうに見込んでおります。訪問看護では見込み量を8,200回から800回の増加、給付費では4,600万円から460万円ほどの増加、それから通所介護では見込み量が5万5,000回から4,200回ほどの増加、給付費では4億5,700万円から3,500万円ほどの増加、短期入所生活介護では見込み量を2万回から4,800回ほどの増加、給付費では1億6,500万円から4,000万円ほどの増加を見込んでおります。

こうしたことから、大きな増加となっております。先ほど申しましたように、どうしても高齢者の方がふえていきます。そうすると、介護認定を受けられる方もふえていきます。こうしたことから、今後もこういった増加傾向は続くものと考えております。ただ、そういったために、少しでもそういうふうにならないようにということで、いろんな事業には取り組んでおりますけれども、実際なかなかこういう高齢社会の中でこういう状態で、私ども山口市だけではなく、他の市町につきましてもやはりそんなような状況だというふうに考えております。

○議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） よくわかりました。質問を終わります。

○議長（藤根圓六君） これで上野欣也君の質疑を終わります。

暫時休憩をとります。午後1時から会議を再開いたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位6番、尾関律子君。

○8番（尾関律子君） さきに質問された方と重なる部分があるかも知れませんが、5点について御質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、議第8号です。資料ナンバー1の13ページですが、山口市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての学校の校医さんなんですが、1校当たりの年額が2万円ふえる校医さん、また、3万円、5万円と改正される理由と、あと、金額を13万円、10万円というふうに設定をされたことについての御説明をお願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 船戸総務課長。

○総務課長（船戸時夫君） それでは、御質問の学校医の報酬額の改定理由と設定の理由につきまして御説明させていただきます。

まず、この学校医並びに今回お願いしております保育園医のそれぞれの内科、歯科、耳鼻科、薬剤師等につきましては、平成15年の合併した当時からの基本額並びに単価でお願いしているところでございますが、それぞれの内科医、歯科医、耳鼻科医等に、基本額にそれぞれ大幅な差があるというようなこともございまして、実は関係医療機関からの報酬額の見直し要望もございました。

御承知をいただいているかと思いますが、特に小中学校の虫歯の罹患率につきましては、今年度県内ではトップと、優秀校ということでお聞きしております。そのように歯科医の先生方にも大変お世話になっておりますし、当然それ以外の内科医等の先生にもお世話になっているということから、それを加味しまして、今回改定をするということでございますし、金額の設定につきましては、近傍市町を参考に今回それぞれ金額を設定したところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 市町をとおっしゃるんですけど、内科医さんと、そしてその他の医療機関の方の差というのは、どのように設定されているのでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 船戸総務課長。

〔「暫時休憩願います」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午後1時02分休憩

午後1時03分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 御質問にお答えします。

学校内科医につきましては、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症予防に関して、日常的に御指導、御助言をいただいているため、学校への指導助言にかかわる報酬を付加いたして13万円とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） わかりました。

あと、その点はいいんですけど、1件の医療機関の方が学校を重ねて診ておられるということはあるのでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） ございます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、あるということでしたので、本当は聞きたいんですけど、次に移ります。

2つ目ですが、ちょっと勉強不足で、同じ資料1の15ページなんですが、ピッコロ療育センターの指導員がなくなるという現状と、そして人権教育・啓発推進協議会委員さんが新たに入るという状況になっているんですが、条例のほうでは入れかえのような雰囲気に見えたんですが、条例の新旧対照表のほうでは違うようになっていましたので、まずピッコロ療育センター指導員をなくすという、その部分と、人権教育・啓発推進協議会委員というのはどのように新たに入るかということをお願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 船戸総務課長。

○総務課長（船戸時夫君） それでは、まず、ピッコロ療育センターの指導員の報酬につきましてでございますが、こちらは平成15年の合併直後に当時のピッコロ療育センターの所長が定年退職ということがございましたので、その指導員にかわる非常勤の職員を配置するということで、ちょっといつかはわかりませんが、指導員報酬を計上したということでございますが、その後、正規職員で対応してまいりましたので、現在、所長以下4名でピッコロ療育センターを運営させていただいております。現在、指導員がいませんので、今回見直しに当たりまして削除させていただいたところでございます。

続きまして、人権教育・啓発推進協議会委員報酬につきましては、こちらにつきましても、この委員さんにつきまして、今、人権教育等いろいろ御審議賜っているわけですが、こちらにつきましては今回提案いたしております附属機関設置条例のほうへ条例で提案いたしておりますので、報酬につきましても今回報酬条例のほうでそれぞれ掲げさせていただくということで提案させていただいておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、ピッコロ療育センターの指導員は置かないということになるのかなと思うんですが、今後このままそういった指導員さんを置かないという現状になるのかどうか、お聞きします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） やっぱり児童発達に対して責任を持った立場で指導していきますので、正規職員で対応していくということで、臨時の形はとらないということで今回記載させていただいております。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） わかりました。

次に移りたいと思います。次、資料ナンバー1の同じく16ページですが、先ほども御質問がありましたが、教育センター次長が教育嘱託員というふうになるということで、先ほどの説明以外に、この金額の差と、あと、勤務体制が変わるかどうか、お聞きします。

○議長（藤根圓六君） 船戸総務課長。

○総務課長（船戸時夫君） 報酬額につきましては先ほどのとおりでございまして、勤務体制につきましては、現在と同じ週5日で1日6時間勤務ということで、現行と変わりございません。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） わかりました。

次に、資料1の182ページですが、議第17号になります。グリーンプラザの親子ふれあい広場、オートキャンプ場についてですが、その1区画を3,000円というふうに設定をされておるところなんです、この基準と、あと、期間について伺います。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

オートキャンプ場の1区画3,000円の設定につきましては、近隣のオートキャンプ場の料金等を参考に決めさせていただきました。現地を確認させていただいたのが、関市板取温泉近くにあります2つのオートキャンプ場です。1区画5,000円と5,400円でした。車で板取温泉へ二、三分で行ける場所に位置しておりました。本市のオートキャンプ場は、1区画10メートル掛ける10メートル、ゆとりを持った区画になっているのが大きな特徴です。多くの方々に利用していただける金額ではないかと設定をさせていただきました。

次に、使用期間ですけれども、市の条例ではキャンプ場と同じになりますので、毎年7月第1土曜日から9月の第1日曜日までとなっておりますけれども、山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例第3条に、「ただし、市長が必要と認めると

きは、これを変更することができる」となっております。また、本定例会で山口市グリーンプラザみやまの指定管理者の指定について提案をさせていただいておりますので、指定管理者の指定について議会の議決をいただいた後、指定管理者から使用期間の変更申請がありましたら、使用期間につきましては協議したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、使用期間のほうですけれども、全体な感覚で説明いただいたと思うんですが、これが条例に上げる話なのかどうなのかちょっとよくわからないんですけど、1日、あるいは2日、3日と続けてという場合のときには、この1区画は同じ3,000円でいいんでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 済みません。キャンプ場で宿泊をされる方は、時間が決まっております、幾らとなっております。その時間帯と同じと考えております。使用時間につきましては、入られた日の午後2時から翌日の午前11時までという時間になっております。それが3,000円ということになります。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） わかりました。

最後に、5点目ですが、資料ナンバー4は122ページですけど、概要は24ページ、土木費になります。河川除草委託料なんですけれども、650万円になっていまして、昨年の予算よりも832万7,000円の減額ということになっております。半額以上これを減らしていかれる理由と内訳を教えてください。

○議長（藤根圓六君） 山口建設課長。

○建設課長（山口広志君） 御質問にお答えいたします。

河川維持費の減額と内訳につきましては、平成24年度までは1級河川の除草作業を県の委託事業として予算計上し、市により実施することになっておりましたが、平成24年度より県が直接事業を実施することとなりましたので、平成24年度の委託金800万円を減額補正し、ともに平成25年度に予算は計上しておりませんので、その差額800万円が減額となっております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） これで尾関律子君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位7番、恩田佳幸君。

○1 番（恩田佳幸君） 議長からお許しをいただきましたので、通告に従い4点質問させていただきます。

議第28号の平成25年度山県市当初予算から質問させていただきます。

資料ナンバー4―2の20ページにあります自殺対策事業についてお問い合わせいたします。4―2の4ページには自殺予防対策事業、20ページの事業と同事業だと思うんですけども、4ページには拡充マークがついているんですが、20ページには拡充のマークがついておりません。拡充内容についてお問い合わせいたします。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） 御質問にお答えします。

まず、予算減となっております理由でございますが、24年度はこころの体温計の導入関係の経費といたしまして25万3,000円ほど、それから、うつ・自殺対策ネットワーク協議会の開催のための委員謝礼などで16万8,000円を計上し、また、啓発グッズやリーフレットなどの消耗品を59万円ほど計上しておりましたが、25年度は40万円ほどといたしました。こうしたことから、まず60万円ほどの減額になってございます。

それから、拡充内容でございますが、20ページの上には丸を打ってございせんが、これは私のほうのミスと思います。内容でございますが、鬱・自殺対策の講演会などは従来どおり開催をする予定でございます。これに加えて、岐阜保健所が主催としております、鬱病対策医療連携会議というのがございまして、これとコラボした講演会等を開催してはどうかというお話もございました。そういったことも踏まえ、まだ詳細には詰めておりませんが、こうしたことを進めながら、より一層さらに鬱・自殺対策について啓発等に努めていきたいという思いでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1 番（恩田佳幸君） ありがとうございます。この自殺対策の事業の内容のほうは、今伺って、大丈夫なんですけど、これは自殺対策緊急強化事業で10分の10国庫補助が出る事業ですし、今年度、平成24年の国の補正予算でも30億円以上新たに補正予算を組んでいるような事業ですので、ぜひこの10周年の冠の企画にすることであればもう少し事業内容などを精査して、申請していただければありがたいと思います。ぜひこれから再度申請するような機会がありましたら申請していただきたいと思いますので、そのような、もし申請内容などありましたら、教えてください。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） 恩田議員が今言われましたとおり、そういった有利な、

もし何かがあれば、またそういったところで対応はしていきたいと思います。

また、9月議会でたしか議員の御質問に多分答弁させていただいたと思いますけれども、対面型相談支援事業とか、そういったものについても平成26年度からもしそういった予算枠があれば進めていくというような御答弁をさせていただいたと思います。昨今、鬱・自殺対策というのは非常に重要で、鬱病の方もふえているという状況もございます。できるだけそういったいろんな施策、制度を利用して、順次進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。

じゃ、次に、資料ナンバー4、79ページの放課後児童クラブの国県支出金等その他の財源について、あと、一般財源について、説明のほうをお願いします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 放課後児童クラブの特定財源につきましては、国の補助基準の中では250日以上という規定がありますが、私のところは250日やっていないということで、特例分としていただいております。その基準額としましては、191万3,000円ということで、2つの施設で行っておりまして、その3分の2がいただけるということで、255万円となっております。そのほか、利用者からの負担として、627万円を計上させていただいております。

それと、もう一つ今おっしゃられました一般財源につきましては、ちょっと私、金額は差し引きしておりませんが、割合につきましては、一般財源の割合が48%ぐらいで、あと、保護者の負担金と補助金で半分ということになっております。ちょっと差し引いていただければ金額は出るかというふうに考えます。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 以前、私の一般質問の中でも放課後児童クラブについて取り上げさせていただいたんですが、250日以上と、あと249日以下の違いによって、国庫補助が約倍ぐらい違ってくるんですね。今、255万円なんですけれども、ホームページとかを見てもらえればすぐわかると思うんですけれども、これ、250日以上開催すると、491万円ぐらい、国庫補助の対象になると思いますので。近隣ですと岐阜市とかでも250日以上開催しておりますし、実際に山県市の245日というのは、厚生労働省に確認したら4.7%しか全国で実施されていない中で、252日以上開催している放課後児童クラブは95.1%もありますので、あと5日間、6日間開催するだけでこれだけの国庫補助がもらえるということですので、ぜひ一度検討していただきたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） これから開設するのであれば、土曜日の開設ということを頭に置かなければいけないのかなというふうに思っております。毎年、こういった放課後児童クラブに関しましては、保護者からのアンケートも実施しておりまして、今年度も土曜日のそういった預け入れを必要とするかと、そういうふうな希望があるかというところを聞きましたが、今年度に関してはございませんでした。しかし、今後、こういった問題については取り組んでいかなければならないかというふうに考えております。これから25年度に当たりましては、子ども・子育て支援策定計画が入っておりまして、その中でもアンケート調査をして、ニーズ調査に努めなければならない点もありますので、そういった意味も含めまして、今後検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） アンケート調査なり、利用者の保護者等にぜひニーズを聞いていただいて、今年度から実施するということはできないと思いますので、また再来年度以降ぜひ一度検討していただきたいと思います。

続きまして、資料4の99ページの清流の国ぎふ森林・環境基金事業について、市民環境課長にお問い合わせいたします。99ページの河川支障木伐採は何件ぐらいの要望の中からどのような選定方法で25年度の実施事業を決定されたのでしょうか。お問い合わせいたします。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えします。

7点というのは全体ですので、担当課としての要望ということでお答えさせていただきます。

実施する地域につきましては、平成24年度に引き続き、清らかな川を未来にということで、神崎川いきいき川づくり事業として、山県市谷合の瀬見橋右岸を予定しております。各事業は何件要望がということですが、担当課としては、市町村が提案する事業として、地域住民の意向や実情に精通する市町村が特に必要とする事業、地域が主体となった環境保全活動の促進ということで、平成24年度は2件を要望し、うち1件が採択されました。平成25年度も同じく市町村提案ということで、1件を要望しております。

選定方法ということは、なぜ市がここをということであれば、以前から神崎川の清掃活動を聞いておりましたので、市町村提案で挙げさせていただきました。採択については、事業主体が市町村ですが、県内市町村の要望事業の中から、県が、清流の国ぎふ市町村提案実施要領に基づいて選定、採択をされます。今後におきましては、

現在行っている清掃活動は対象としないということです、最終的に選択をしていただけよう、要望の段階でいろんな地域の皆さんの御意向を聞いて、実情に沿った新規事業として要望していきたいと考えております。

それから、要望を希望される方の手順につきましては、豊かな森づくり、清らかな川づくり、人づくり、仕組みづくりなど、合わせて21の事業がございます。事業によって、事業主体も異なりますので、県のホームページ等を参考にさせていただくようにということで、市民の方からの問い合わせがあればそのようなお答えをしております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） この事業について全然否定的ではないですし、ほかにもこうした基金事業を使ってやられる事業もありますけれども、今回そのほかの事業は所管の委員会ですので、質疑の中でやらせていただいているんですが、やはり市民の方々からしてみると、どういった事業をどういう予算でやっているのかというのがなかなか見えてこない面もあると思いますし、そういう中で新たに市民の人たちにも協力していただきながらこうした事業をやらないと、この基金事業として対象にならないということです、市町村提案の事業ではあるんですけども、市民の方々に一番理想となるような事業と一緒に案などを聞き取り調査などしていただければと思いますので、ぜひこの事業を成功させていただきたいと思います。

あと、幾つかの事業を年度にまたいでやっているように伺いますけれども、来年度、確実に事業費がつくかどうかというのは、事業が認められるかどうかというのはわからない中で何件かの事業を同時に進めるよりは、1つの事業を、1つじゃなくても2つでもいいんですけども、単年度でまとめてやり切れるような、そういうような計画なども立てていただきたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） この事業に関しては限度額100万円という限度がありますので、その中でできる事業を24年、25年と引き続いてやっていくということで提案をしましたが、おっしゃるとおり、採択されるかどうかということが3月終わりにはわかるということです、ぜひ採択をしていただけるようにとは思っております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。

次ですが、資料4の137ページの小学校管理の学習支援員報酬と、143ページの中学校

管理費の学習支援員報酬の減額について、内容等を教えてください。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 御質問にお答えをいたします。

学習支援員につきましては、現在小中学校合わせて15名の配置をしておりますが、15名の報酬のうち4名分は、光をそそぐ交付金から支払われております。しかし、この交付金は24年度末をもって打ち切られますので、4名減の11名となりますところを、小中学校から各1名、合計で2名減の13名で要望させていただいたものでございます。

学習支援員は、仲間と同じ学習内容や同じスピードで学習に取り組めない子に寄り添うことで、支援が必要な児童・生徒が仲間と一緒に同じ教室で学習ができるよう支援するのがその役割でございます。

支援が必要な児童・生徒には、学習障がい、自閉症の傾向、注意欠陥・多動性の傾向等、さまざまな様相が見られます。また、読み書きだけがとても不得意であったり、数の概念だけがわからなく計算ができないなど流動的でもございます。教科によって個別の対応が求められたりする児童・生徒もおります。そうした傾向が見られる支援が必要な児童・生徒は、平成25年度の本市におきましては、2,344人の児童・生徒のうち、およそ146名と考えておりまして、他県や他市と同様に約6%程度在籍すると考えております。35人の学級でいいますと、2人程度いるということになります。各学校では、支援のための委員会にて状況を把握し、支援の方法を考えておりますし、本市におきましても年に4回就学指導委員会をもって検討しているところでございます。

学習支援員の配置につきましては、就学指導委員会の判定や教育委員会の学校訪問による実態把握、各学校からの報告や要望に基づいて決定をしておりますが、支援の必要な児童・生徒数だけではなく、支援の程度を考慮しながら配置をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 概要については、確認させていただきましたので、わかりました。

予算書を見るだけでは、実際に学習支援員の人数もわかりませんし、まずこれの計算根拠もわかりませんでした。そうした中で、各学校、各学年に何人ぐらいこういう児童・生徒がいるのかということ、小規模な学校もありますので、なかなか数字を公表するということは難しいかもしれませんが、実際に合計金額がどのような計算根拠で出されたのかというのは、しっかり公表するのがふさわしいのか、それとも議会の場で説明できるのがふさわしいのかあれですけれども、計算根拠はしっかりと示せるような状態にしていいただければと思いますので、またこれも御検討をお願いします。

○議長（藤根圓六君） よろしいですか、答弁は。

○1番（恩田佳幸君） じゃ、以上で。

○議長（藤根圓六君） 恩田佳幸君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位8番、寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、通告の順番にお尋ねします。

まず、議第10号ですね。議案書の19ページでしょうか。議第10号 市税条例の一部を改正する条例ということで、地方税法の改正の趣旨とその目的というのはどのようなのでしょうか。それから、それに伴う税条例改正ということですが、市民や納税者にとってどのようなメリット、デメリットがあるのかということ。それから、行政側ですね。職員にとってはどのようなメリットやデメリットがあるのかということをお尋ねします。あと、行政手続条例との関連ということで、第2章の8条を除くとか、第3章の14条を除く、これは適用しないというふうにもありますので、その特徴とか意義ということも御説明ください。

○議長（藤根圓六君） 神原税務課長。

○税務課長（神原義広君） 御質問にお答えいたします。

今回の改正内容につきましては、地方税法による行政手続法の適用除外に関する法律が改正されまして、山県市行政手続条例の適用除外の条文中に行政手続法第8条及び第14条を除くという字句の改正を行ったところでございます。

御質問の地方税法の改正の趣旨、目的と特徴、意義でございますが、市税条例の中で、行政手続上行う処分といたしまして、滞納者への督促状の送付や差し押さえ処分などがございますが、納税者の方々がこれらの処分をされた場合に、その理由や根拠などを明記し、税制の公平、透明、納得といったことを実現する趣旨のもとに改正が行われたものでございます。

続きまして、市民、納税者にとってのメリットということでございますが、納税者の方は督促状などが届いた場合に、その理由がわからず、なぜ送られてきたのかなど不信を抱くことがないように、趣旨、理由を明確に示すことによって、納税者の方々の理解、納得が得られるというメリットがあります。また、デメリットにつきましては、特になく考えております。

また、行政、職員のメリットといたしましては、今後滞納者の方々に対して督促状の発送や滞納処分をする場合に、その趣旨を十分理解していただき、納税に対する説明責任と円滑な徴収事務につながるものと考えております。特にデメリットはないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今のような説明ですと、納税者の側からいくとということですが、督促状とか差し押さえのときに理由などが明らかになるというふうに受けとめるわけですが、裏返しとして、今まではそれが全く当事者に理由とかもわからない状態だったのかということ。それから、今後、きちっとそれがね。なぜ私にこういうのが来たのか、どういう理由か、額はとか、期日はとか、それがきちっとわかるようになるというふうに受けとめていいんでしょうかということですね。

それと、もう一点ですけど、手続条例との関係で、何か国のほうの文章を見ると、行政運営における公正の確保とか透明性の向上に努めると、そういった措置をなさいというふうにありますよね。行政手続法の46条ですね。これというのは、山鼎市の改正と全く関係がないんでしょうかね。そのあたりがよく見えてこないなので、お願いします。

○議長（藤根圓六君） 神原税務課長。

○税務課長（神原義広君） 特に今回の改正は、納税者の方に文書にてより細かく説明をするということで改正されたと思っております。具体的には、例えば督促状の場合ですと、今までは督促状をぱっと送っただけでございますが、その前に督促状に、例えばあなたの市税等が未納になっておりますので今回督促状を出させていただきましたという文章とか、滞納をした場合、差し押さえなんかをした場合におきましては、滞納金額が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納がなかったから今回差し押さえをさせていただきましたよとか、そういうような文言を入れるわけでございます。それと、督促状の発送日の明記ということでございまして、督促状を出していないと差し押さえはできないわけでございます。そうした意味から、こういう督促状の発送日も明記しろというようなことで、書かなければならないというようなことになったかと思えます。

それと、もう一点の46条の、ちょっと質問を。2番目の2つ目の質問ですね。ちょっと聞きづらかったんですけど。済みません。

○議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午後1時36分休憩

午後1時37分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

神原税務課長。

○税務課長（神原義広君） 先ほども御説明申しましたように、納税者の方々に文書にてより細かく説明するということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 多分、処分をするには理由を必ず相手に伝えなさいと、その理由を伝えていない場合は処分は無効ですよという判例が昔からあるんですけど、その辺の考え方なのかなと思って、今、聞いてきました。じゃ、今後の方向で、今、例えば例示された、市民税が未納になっていますよとか、そういったようなことを書くのでしょうかというお話でしたが、新たな市民税の何月分、何年分、何期分が幾らですよという日にちとか数字は伝えないのでしょうか。それがないと、未納になっている何期の分が私に求められているかわからないから、理由付記が満たされていないよという状態は継続するわけですから、ちゃんと、いつ、何年何月の幾らですよというのを伝えない限り、この改善の趣旨が満たされないんじゃないかというふうに、今の説明では受けとめられます。その点、いかがということと、もう一点、公布の日からとありますが、いつからを予定するわけでしょうか。非常に市民生活に影響が大きい部分だと思うので。

○議長（藤根圓六君） 神原税務課長。

○税務課長（神原義広君） まず1点目ですが、もちろん、何年の何期分とか金額ですね、税金、そういうものは全て今までも書いてございます。そのほかに、先ほど申し上げたことを明記するということでございます。

それと、2点目が、公布の日からでございますが、基本的には地方税法では平成23年12月に改正されておまして、25年1月1日から施行ということになっておりましたが、国のほうから、ちょっと読ませていただきますと、地方自治体において同様の対応を一律に義務づけるものではないというようなことが書いてございまして、近隣町村、北方、本巣とか瑞穂さん等と協議をいたしまして、今回の3月の議会に上程させていただき、公布の日からということにさせていただいたということでございますので、よろしくお願ひいたします。

〔「質問の趣旨が違う。だから、公布の日はいつのつもりなんですかということ。3年後とか」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（神原義広君） 議決後、速やかにしたいと思っております。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。質問を変えてください。

○7番（寺町知正君） では、次に、議第11号ですね。保育所設置条例の改正ということで、資料の20ページ、これは法律の関係でというふうな前書きがありますがけれども、具体的に山県市の行政とか保護者とか園児に対してどういった影響が生ずるのであろうか

というところをお尋ねします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 今般の条例改正につきましては、地域分権一括法によって、児童福祉法が改正されたことに伴って、県の児童福祉施設整備及び運営に関する基準を定める条例が制定されたために行うもので、その改正点として、県のほうで独自で挙げられたのが2点あります。1点目は、県内で生産された農林水産物の積極的な活用。2点目に、保育所の乳児室の床面積の引き上げが、従来1人当たり1.65平米から3.3平米に引き上げられたことです。ただし、既存の保育所については従来どおりとなっており、保護者や園児に対する影響は生ずることはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今の説明ですと、県の条例が改正されて、一部基準が変わったということで、ある種、面積基準なども具体的に変わったということですが、既存のものは関係ないから山県市はとりあえずいいという答弁だったと思うんですが、その改正の趣旨は、やっぱり一定の必要性を、あるいは時代性を認識していると思うんですけれども。すると、既存のものは適用しなくていいよというふうな改正だとしても、山県市が目指すべき方向性というのは、やっぱりその基準を満たすような状況に持っていく必要があるんじゃないかということについての考えと、農水産物については既存の施設も当然関係するんでしょねということの再確認をお尋ねします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 済みません、2点目のほうの農林水産物の関係からですけど、私ども、食育基本法に基づいて、保育園のほうでも食育に関する基本的な計画をつくっております。そういった中でも積極的に市内でとれる農産物の活用等を図るということで、従来以上に他市に比べてはやってきているというふうに思っておりますので、これを積極的に進めるのがベターかなというふうに考えております。

あと、面積の問題ですけど、非常に今、乳幼児、要するに10カ月から2歳未満のお子さんを預かるケースがふえてきております。それに関しましてはやっぱり、はいずったりとか、運動的なところの範囲が広いということもありまして、確かに今1.65からの平米数の拡大ということは考えられるというふうに思っております。その辺も含めて、施設整備のほうを考えていきたいというふうに考えます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 再々質問ですけど、農水産物は今までも使っていましたというこ

とですが、それで積極的にもっと拡張していくという気持ちがあるのかどうかということですね。条例を改正するというのはいいいただけでも、具体的なところとして。積極的にもっと活用を進めていくのか、今以上に。ということと、面積については、今後検討しますということですから、じゃ、それはやっぱり時々予算でも必要になるケースもあると思うので、いつごろ具体化しようという意味なのか、単にアドバルーン的に検討していくなのか、どちらなんですか。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 農産物に関しましては、需要と供給の関係がありまして、需要に対して供給量がそれだけ満たされれば積極的に使える部分はあるのではないかとこのように考えております。そういった意味で、具体的な品種、種目に関しましては、また再度検討してまいりたいというふうに考えますし、施設に関しましては、今後出てくるであろう美山地域における保育所のあり方、それから伊自良における未満児の、家族がふえてきておりますので、そちらのほうを中心的に考えなくてはならないかというふうに考えております。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、次ですけれども、議第14号から16号ですね。介護保険の関係に伴う条例改正という趣旨ですけれども、14、15、16、一括してお聞きします。改正の趣旨とか目的というのはどういうふうに理解したらいいのかということですし、それから、この条例改正というのは、先ほどの税の関係も一緒ですけど、市民にとってどのようなメリット、デメリットがあるのかということ。それに対して、行政側、あるいは職員にとって、どういったメリット、デメリットがあるのかというところを説明してください。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の法改正の趣旨、目的ということでございますが、基本には地方分権推進法の目的であります、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊急性に鑑み、地方分権の推進について基本的理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権を総合的かつ計画的に推進するといったことがまず基本にはあるかと思えます。

そうしたことを受けまして、地方分権改革推進計画を踏まえて、先ほどもありましたように、第1次の一括法におきまして、介護保険法が改正になりました。従来、厚生労

働省令で定められていました施設の基準等について、市の条例で定めるということになったわけでございます。それで、条例を定めるに当たっては、施設基準等に定められた事項ごとに、1つ、厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの、それから2つ目として、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの、そして3つ目として、厚生労働省令で定める基準を参酌するもの、要するに十分に参考にするということでございます。こういうふうに分類をされました。これに従いまして、条例案を策定しております。基本的に1番、2番の部分については省令をそのまま遵守しております。

それで、3番目の参酌するものということですが、国基準のほうでは、サービス提供に関する記録の保存期間が2年間ありますので、それに対しまして、条例は5年間というふうに見直しをさせていただきました。これにつきましては、介護保険のサービスを提供する事業者が介護給付についての過誤請求や不適切な請求をして、本市から不適正な介護給付費の支給を受けた場合は、事業者に対して給付費の返還請求をすることになりますが、この請求権が5年ございますので、記録の保存期間が2年間では返還請求の金額が確定できないなど、そういった可能性もあるため、5年間とさせていただきました。

2点目の市民の方にとってのメリット、デメリットでございますが、従来の厚生労働省令で定められていた事項を、先ほどの事項を除きまして、継承していることから、今、即座にメリット、デメリットということは何も言えないかと思っております。

3点目の行政側、職員にとってのメリット、デメリットでございますが、地域密着型サービス施設の指定権限は従来より市にございますので、市町村に。ですから、省令か条例かの違いはあると考えますが、ただ、基準を参酌する規定については市町村の基本的な施策等を踏まえ、新たな独自基準を追加することなどが可能になるといったメリットがそこにはあるのかなとは思いますが、今、具体的に、じゃ、どういう事項だと言われてもお答えはすることはちょっとできませんが、とりあえず保存期限の5年間という部分だけは今回この条例の中で掲げさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今の説明ですと、文書の保存期間2年を5年にするというのが、山県市独自というかな、山県市がプラスしましたということで、その他については国の基準どおりということでしたが、分権の一括推進ということは自治体の独自性を大いに発揮していいですよというふうに法律改正、そのために、伴って、自治体の制度を改正するということですね。そうなのに省令どおりというのは、主体性がないように受け

とめるんですが、じゃ、ことしはともかく、今回は具体的な中はともかく、今後、将来も省令どおり行くつもりなのか、できるだけここに合った、あるいは市長の施策に合った形に修正していくつもりはあるのか、どう考えているんでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） 今回議員から御質疑をいただいて、ちょっと遅いんですが、他の見られるところもちょうと見せていただきました。確かに保存期間5年間というのは大体どこでもやっておられますが、ほかに追加してみえるところも確かにございます。ですから、そうしたことも今後は参考にして、もし山県市独自でプラスになる部分であれば、そういった方向には考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市長に再々質問したいんですけど、今、介護保険の関係の、もともと提案説明でも最初のほうで説明があったように、一括推進法とか条例の制定権がというような趣旨も市長はお話しされたと思うんですけど、そういった意味でも、例えば今の具体的な基準を今までどおり国のものを使うなら、各自治体の条例で独自に定めていいですよというふうに流れを変えた意味はないわけですよね。今、課長は、他の自治体も見て今後検討したいという趣旨はあったんですけど、市長が福祉についてもっと何とか取り入れていきたいという政策的観点を持つならば、積極的に市の条例を改正して、山県市の福祉を向上するような基準づくりが必要じゃないかと思うんですが、そのあたり、トップの市長の方針はどうなんですか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） ただいまの御質問につきましては私も同感でございますので、具体的にそれぞれの政策ごとに諸課題があるのかなとは思いますが、そういったことも含めまして、これから担当課とも、また、担当課にはやはり私の思いを積極的に受け入れられるような、そういった条例改正であれば積極的に進めていきたいと考えております。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、次ですけれども、議第24号ですね。補正予算ということで、資料3の20ページですね。椿野苑の負担金ということで、これは午前のときに他の議員への説明もありましたが、そのメモからいくと、27年度までの返還という、これは3年分繰り上げるということができるということで、そのメリットが187万円利息が減ることですという説明だったんですが、まずそういう受けとめでいいんでしょうか。3年間に187万円を節約するためにこれをするということでもいいのでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） そのとおりでございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） これは市長にお聞きしたいんですけど、前の議会だったかにも、たしか、他の案件で繰上償還的なことをして利息分を節約しようと、そういうのがあったと思います。それ自体、私も悪いとは思わないんですけども、じゃ、何でも繰上償還すればいいのか。財政的に余裕があるなら当然それでいいんですが、余裕がないときって、どうやって考えたらいいいのかということに迷うわけですけど、例えば地方債をたくさん、いわば借金をしている。一方でね。借金をしつつ、繰り上げて返していくことという、そういう部分の、単に利息は確かに少なくなるけど、じゃ、別にたくさんの借金をしていることの利息との比較をした上でこういう方針をとっているんでしょうか。そこがないと、単に目先、目先という言葉は悪いですけど、繰上償還ということで利息が減るという当然の利ですよ。そこだけに目が行っていたら、全体の借金を返す利子もあるわけでしょう。そこはどうなんでしょう。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） こうした有利な繰上償還につきましては、従来からも積極的にやっていくという方針でおりました。そしてまた、地方債の借金を新たにということでございますけれども、新たな借金は、臨財債のように利子も含めて100%補填していただける借金ですとか、それから過疎債ですとか、それから特例債ですとか、今回の災害に関する新たな借金ですとか、そういったものでいわゆる7割以上が補填していただける借金ということで、100%市の持ち出しからの借金は今年度もいたす、そういった思いはございません。そういったことからトータル的に考えましても、決して借金との比較には具体的にはならないということを考えております。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、次に行きますけど、議第24号の補正予算で、資料3の22ページ、国庫補助金返還金408万9,000円ということですね。それから、15ページのほうでは、不動産の売り払い収入で3,400万円というのがあったと思いますけど、この案件について、どういう経過で何をどのようにするのかということと、過去のこの議会での説明と、違いというか、ずれがあれば、その理由とか、額とか、経過などの状況を説明してください。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） この旧大桑保育園の不動産の売り払い収入の3,400万円と返還

金の408万9,000円につきましては、平成24年の第3回だったと思いますが、定例会において、旧大桑保育園の用地の測量委託料ということで52万4,000円を補正予算で計上させていただき、議決をいただき、その結果、地番変更や境界確定ができて、随意契約で今回3,400万円で締結させていただきました。それに伴って、建物分に関しましては、補助金をいただいておりますので、売った金額の全体の総予算の中の県・国の占める割合で返還するものでございまして、従来説明した内容と変わっているとは思えません。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 私も通告した後ですが、昨年9月の議案の資料をずっと出して見て見ましたが、そうすると、例えばこういう資料も配られてね。スケジュール表です。そこに私はメモしているんだけど、ここで答えられたことだと思うんですよ。9月か10月に価格の交渉をすると。その随契の相手方ですよ。若松学園だと思うんだけど。決定すれば、12月議会に提案していくというのが9月議会の説明だったと思うんです。

それで、まず時期ですね。今、もう3月議会だから。そうすると、それはなぜということで、価格交渉が9月、10月でやったのか、あるいは決まったのか、決まっていなくても出さなかったのか、決まっていなかったのか、そのあたりね。9月の議会の答弁とは違うので、説明してください。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 価格に関しましては、10月ぐらいに価格の交渉をしております。それで、これだけ延びた原因といたしましては、地番の変更や境界確定に少し時間がかかりまして、それが終わったのが、確定できたのが12月ぐらいにかかったということで今回の上程とさせていただきました。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） わかりました。

では、次に行きますけど、次は同じく議第24号、補正予算ですね。資料の3の29ページ、30ページ。学校のトイレという改修が国の補正に対応してというような説明も聞いていますけれども、とにかくトイレの改修という関係が目立つ。これが山県市の1つの選んだ部分かなという印象ですが、どういう理由や経過によるのか、説明してください。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 御質問にお答えをいたします。

学校のトイレの改修につきましては、先ほどもお答えしたところでございますが、今回、国の24年度補正予算が確定されたことにより、学校の施設の耐震化、老朽化対策が

前倒しにて対応できるようになりましたことに伴うものでございます。富岡小学校の北舎は昭和59年、体育館は昭和60年、桜尾小学校の校舎は昭和57年、体育館は昭和63年、伊自良中学校は校舎、体育館ともに昭和59年に建設をされたもので、25年以上が経過しており、老朽化が進んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 午前の方への答弁も含めてですけど、もともと今後に予定していたものを繰り上げて行うという受けとめでいいんですね。という確認と、当然、そうであれば、じゃ、他のところも順次前に繰り上げて、昨年の秋まで想定していた時期よりも繰り上げるのか、逆に繰り上げて、すぽっと一旦空白部分をつくって、もとの予定どおり粛々とやっていくのか、どちらで行くんですか。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 御質問にお答えします。

1点目でございますが、繰り上げたということでございます。

なお、ほかの、まだ改修をしていない学校につきましては、もとの予定どおりという予定で今のところはおります。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） これは市長にお聞きしたほうがいいと思うんですけどね、予算の関係だから。今回、国の補正に伴って事業を前倒しする。もちろん、他の案件もありますけど、この学校のトイレが象徴的だと思うんですが、繰り上げて実施するとすると、ほかの部分、実際まだ残っていますよという学校もさっき示されましたから、そうであるなら、子供たちへの、できるだけ平等な対応ということも考えても、繰り上げたんだからあとの分も繰り上げるための予算は、どちらにしてもつける予定だったわけだから、つけて、途切れなくやっていくというのが私は筋だと思うし、子供たちに必要だと思う。でも、今の課長の答弁だと、繰り上げて、すぽっとあいちゃって、昔の予定どおりというね。ある種、前倒しの意味がそんなにないわけですよ。そのあたり、市長の予算の配分一つだと思うんですけど、連続してやっていけないんでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 学校のトイレの改修につきましては、私はきょう初めて残りの分があるということを認識しました。ということで、一般的にはですね。一般的と申しますか、私は日ごろから、特にこういった国の予算の獲得できる部分については積極的にという話をしていましたので、ちょっと担当課との思いに誤差がございますけれども、

私は今回初めて聞きましたので、私はむしろ残りの分も一体的に改修すべきだという、そういう認識ではおまして、先ほどの午前中の中でもその話を副市長と話をしておりました。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 暫時休憩をとります。2時15分まで暫時休憩をとります。

午後2時03分休憩

午後2時15分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、次、お尋ねします。議第24号の補正予算ですね。資料3の11ページですけど、市税の関係ですね。個人分が5,900万円、法人分が3,800万円ふえたということですが、その理由、それから件数とか平均の額。それで、今、この時期に年度末の補正をする理由ですね。それから、市長の提案説明では、この理由というか、原因について、譲渡所得の増加等とあったと認識しています。それらは個々の会計にはどのように影響してくるのでしょうか。ともかく、この増加とか、同じような要因というのは次の予算にはちゃんと、新年度の予算には見込まれているのでしょうか。見込んだのなら、どの程度の額とか件数を見積もったのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（藤根圓六君） 神原税務課長。

○税務課長（神原義広君） 御質問にお答えいたします。

初めに、個人市民税につきましては、平成24年度予算編成時には、東日本大震災の影響もあり、市民税は3%程度減少するだろうという見込みで予算を作成しましたが、実際、24年度課税をし、決算見込みを行ったところ、見込み額が予算額を上回っておりますので、今回の3月議会に5,900万円の増額補正を上程させていただいております。件数につきましては、平均額につきまして、年度途中でございますが、1万3,729名、平均額は8万6,000円程度でございます。

次に、次年度予算に盛り込んだかという御質問でございますが、決算見込みを参考に予算計上しております。ただし、納税者の人数は毎年減少傾向でございますので、その部分は減額をしております。

法人市民税につきましては、所得割が昨年に比べ業績の良好な会社があり、納税をしていただきましたので、今回3,800万円の増額補正をお願いいたしました。件数につきま

しては、年度途中でありますが、620件で、1社当たりの平均は30万9,000円ほどとなっております。来年度予算に反映したかにつきましては、決算見込みを参考にして積算しておりますが、24年4月1日開始事業年度以降の法人税率が4.5%引き下げられる影響もありますので、若干のマイナスの予算とさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えします。

国民健康保険税は、賦課期日の属する年の前の年の所得に係る地方税法の規定する総所得金額に山林所得金額及び土地の譲渡に係る所得等から基礎控除等を控除した額に山口市の国民健康保険税条例による率を乗じて、所得割額の算定の基礎としております。したがって、総所得金額の増減は国民健康保険にも影響いたしますが、今回の市民税の補正による影響はほとんどないということでございます。

また、こうした所得割額の増減分や療養給付費ですね、年度末までにどれぐらいかかるかということがわかりません。こうした変動する予算につきましては、年度末の補正には上げてはおりませんが、こうした増減につきましては次年度の算定には十分反映するというところでよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 税務課長に確認ですけど、法人税の増の理由としてということですが、これは通常の納税があったんじゃないくて、滞納で繰り越していた分が何かを収納できたのかという趣旨なんですか。ちょっとよく理解できなかったというか、聞き取れなかった部分も含めて。

○議長（藤根圓六君） 神原税務課長。

○税務課長（神原義広君） 24年度の、24年度といいますか、決算が多かったと。決算による増でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、次に行きます。議第24号、一般会計の補正予算ですね。資料3、それから下水道関係とか当初予算、こういった全体についてということで、市長にお尋ねしますけれども、市長の提案説明では、13カ月予算としてという言葉とか、国の補正予算を活用したというような説明でした。資料3—2の補足説明で資料もいただいています、国のほうの方針なども説明されています。そういった中では、土木費や

施設費とか下水管渠の事業なども出ているわけですね。山県市の事業の選択というのは、いわば国が臨時的な補正を政権交代をして出したということで、最大限獲得できるものは獲得しようという方針だったのか、それともほどほどにもらえるものはもらおうという姿勢だったのか、それとも新年度以降、後年度に予定しているものを繰り上げてきそうなものだけ絞ったのかという、その基本的な方針はどういうふうだったんでしょうか。

それから、いろんな指摘が今の政府の方針についてされていますけれども、政府の補正予算について、もともと自治体というのは、年度中に使い切れる、今年度中に使い切れるはずがないというふうな指摘がされています。この補正予算の山県市の議決でも、もう10日もすれば年度末ですよ。だから、基本的にどのように進めていくという方針なのかということですね。

それから、25年度、新年度の事業というのは粛々と進めていくんですが、今回はこの補正の影響もあるかないかわかりませんが、早目に発注するのか、それともわざとおくらせるのか、そのあたりはどういう方針でしょうか。

それから、請け負う業者に契約金を前渡ししてでも早く予算を使うようにというふうな政府、国側の方針もあるということが1月ごろは言われていました。それについて、山県市はどういう方針で行くのか。契約完了、あるいは途中で一部というふうなのか、あるいは前渡しもしないのか、するのかという、そのあたりのことですね。

それから、当然、お金を先に渡した場合に、発注の仕様ですよ。その仕様どおりされなかった場合にどう対応する考えかということも懸念材料です。そのあたり、いかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、私が提案説明で申し上げましたとおり、今般の国の補正予算は極めて有利な制度が散見されましたので、基本的な考え方といたしましては、精力的に予算編成を目指してまいりました。そこで、まずは、いずれ実施の必要な事業の前倒しを基本としつつ、実務的なところを総合的に勘案いたしまして、実施可能なものを今回予算化をさせていただいたものでございます。

また、これらの事業は議決後に完了することはできないものばかりでございますので、いずれも繰越明許の予算補正も今回計上させていただいておるところでもございます。そして、具体的には平成25年度末までの完了を目指しております。

次に、新年度予算の早期発注につきましては、何と申しますか、前倒しというお話も

ございましたけれども、何を差しおいても前倒しという気持ちは持っておりませんが、国からも早い時期に予算の執行を求められておるところでもございますので、事務処理が可能な限り、前倒しでの実施を行っていきたいと考えております。

それと、請け負う業者に前渡ししてでもということでございますけれども、これは通常の前払い金の実務により進めていきたいと思っております。

そして、最後の仕様書どおり施工されなくてははいけません、施工されないようなことはいけませんので、特に無理な発注とかそういったことは、先ほど御説明申し上げましたように、一般のですね。当然、25年度末での完成を目指すものでございますので、そうした無理な発注にはならないという認識をしております。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 再質問しますけれども、今の前払い金でというのは、山口市は通常も、今まで前払い金でやっていたのかということ、あるいは前払い金は1つの契約のうちどれくらいをとということ。ちょっと今の答弁では、今までも前払い金がありましたという趣旨にとれたので、そのあたり、現状、あるいは今回の補正に係る特別な事業に対してどういうふうに行くのかということですね。

それで、確認をもう一つしますけれども、1月ごろの今の政権の政府の方針についての新聞報道では、7月に参議院選挙があるということで、経済の回復感を5月までには演出したいというための10兆円でしたっけ、そういう予算だということで、大規模事業は時間がかかるから社会にお金が出回らないと。国から出てもね。そういう意味でも小さな事業を前提に組むという枠組みにするというような政府の方針とか、その関連で社会にお金を早く出回らせるために前払いを積極的に進めていく方針だというのは、1月ごろの政府方針についての新聞報道だったんですね。それが、今、市長のお話では、25年度中にやればよいような繰越明許、通常の事業と受けとめたんですが、そうすると、何となく政府の方針と違っていて、それがいいか悪いかじゃなくて、政府はそれだけの幅について、特別早くしなさいとかじゃなくて、25年度中でいいと言っている補正予算の執行なんでしょうか。

もう一点ですけど、この補正予算の特徴は、日本中が同じ時期に同じような事業をやる可能性が高いわけですよ。選択肢が絞られていますから。そうすると、業者もやっぱりある程度限られてくる。今まで公共事業が少なかった中で、受け皿となる業者が数とか従業員数が足らなくなる可能性もあるという指摘もあるんですが、そうすると、請け負ったけれども、予定どおり仕事ができないとか、それが下手すると手抜きにもなり得るわけですけど、そういう従業員も確保できない可能性もあるという指摘もあるんで

すが、そのあたりは認識して契約に至るつもりなのか。そのあたりはしっかりしなきゃいけないと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） まず、国の方針もございますけれども、先ほど私が申し上げましたように、可能な限りの前倒しということでございます。これは国から求められているところでございますので、あくまでも可能な限りの前倒しを実施しての工事の施工になるかと思います。

それから、業者の請負が可能かということでございますけれども、今回の市の事業量からいたしますと、特に土木建築関係におきましては、十分対応していただけるという認識をいたしております。

そして、もう一点の前払い金の実務的な現状でございますが、担当課のほうからお答えさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） それでは、ただいまの公共工事の前払い金につきまして、簡単に御説明申し上げます。

現在、合併時に制定されております、告示されております山県市公共工事前金払い事務取扱要綱というのがございまして、こちらのほうでは、工事の請負金額が200万円以上のものに関しまして、その額の10分の4以内で前払い金を支払うことができる旨、定めております。これは県内近隣の自治体もおおむねそうです。大体同様ですが、基本は10分の4。それで、1億5,000万円を超える部分については10分の3以内ということで、また、減額変更等なった場合に10分の5を超えてはならない。また、この前払い金を請求するに当たっては、事業会社が発行する保証証書を添付していただく必要があります。要は、市のほうがお金を払っておいて払い損になることがないような保証契約をしていただいて、そのもとでということと、もう一点だけ制約がありまして、前払い金の使途としまして、工事の材料費、労務費、損料、動力費、支払い運賃、修繕費、仮設費、その他市長が必要と認めた経費以外に支払いを当ててはならないという、こういった制約がございますが、通常からこの運用のもとにやっております、先ほど市長からお話がありましたように、来年度、政府からは早い経済効果の期待が持たれておりまして、総務大臣からも私どもに通知が来ておりますが、通常の支払い義務の中でバランスをとって執行してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今の前払い金、前金払いですか、これについて、制度はそういうふうにあるということは承知をしているんだけど、県も含めてですけど、何か前払い金的なことは余りしなくなっているというのがこの10年ぐらいの傾向かなと思ったんですが、少なくとも山口市はずっと今の規定に従って通常にやってきていて、この補正予算の事業も、あるいは25年度の予算も、そこは何ら変わらずに同じように行きますという趣旨なんですか。

○議長（藤根圓六君） 山口建設課長。

○建設課長（山口広志君） お答えいたします。

建設課発注の工事につきましては、先ほど言いましたように、200万円以上、これにつきましては4割未満の前渡金を渡しております。

以上です。

〔「最近あったかどうかということ」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（山口広志君） 最近もそのとおりやっております。

〔「今後もですね」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（山口広志君） はい、そのとおりです。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、質問を変えます。

次に、議第25号ですね。資料3の33ページ、国保の会計ですけれども、市長の提案説明では、いろんな減額があるということでした。この中を見ると、出たり入ったりが随分あるなと思って見ておりましたけれども、最終的に年度内の一般会計の繰り入れの額は幾らとなるのかということですね。それから、基金の繰入金は幾らとなるのかということ。それで、じゃ、最終的に基金総額は幾らになるかということをお尋ねします。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） じゃ、御質問にお答えします。

一般会計より国民健康保険特別会計に繰り入れする項目は、一般会計繰入金と保険基盤安定繰入金、出産育児費繰入金の3つ、3項目ございます。さらに、一般会計繰入金は、地方単独事業波及増医療分、それと事務費繰り入れ分、財政安定化支援事業分、保険税抑制分、この4つに分かれております。一般会計の繰入金については、今回、国からの繰り入れの決定を受けたことで、財政安定化支援事業繰入金100万円増額補正いたしまして、1,475万3,000円とし、保険税の収納見込みが当初予算額を下回らないことと、国庫支出金が予算以上の交付が見込まれますので、保険税抑制分の1億7,000万円を全額減額とし、地方単独事業波及増医療分と事務費繰り入れ分、これは予算額どおりですが、

と合わせて1億520万9,000円といたしました。

次に、2つ目の保険基盤安定繰入金につきましては、県の負担金542万8,000円と、市負担分181万円を増額し、1億2,954万円とし、3つ目の出産育児費繰入金を合わせて一般会計からの繰入金を2億4,704万9,000円といたしました。

なお、基金繰入金につきましては、基金から繰り入れをしなくても歳入が見込まれるということから、全額の1億2,460万7,000円を減額させていただきました。

したがいまして、基金からの繰り入れをしないということにいたしましたので、基金総額につきましては、今回補正しました国民健康保険基金5,309万9,000円を合わせて、基金総額はおおよそ4億7,000万円の見込みとしております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） じゃ、関連して、議第29号の新年度の国保会計の予算ということで、資料4の194ページですね。このあたりに予算の関係が出てはいますが、25年度について、一般会計の繰入金とか基金の繰入金というところに、1つは、先ほどの年度末補正が反映しているのかですし、そうであるかないかにかかわらず、予算を積算された数字の根拠は何かということですね。そのあたりの調整の部分の根拠を示してください。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） まず、反映をということですので、一般会計からの国民健康保険特別会計への繰り入れ金額は、当該年度ごとに積算をいたします。保険基盤安定繰入金は保険税の軽減分によって決まりますし、また、出産育児費の繰入金も出産育児一時金の支払い額、地方単独事業波及増医療分もまた地方単独事業である福祉医療費です。それから、事務費繰り入れ分は事務費、財政安定化支援事業分は保険基盤安定制度に基づいて保険税の軽減分によって決まっております。したがいまして、前年度の繰入額が新年度に反映というわけではありませんが、平成25年度予算におきましては、医療給付費の増加によって保険税が増額することのないように補うための保険税抑制分はゼロ円とさせていただきました。

また、基金繰入金につきましても、これも同じように当該年度ごとに積算をいたします。歳入歳出決算に不用額が例えば出た場合には、新年度予算の財源としては繰越金とするか基金に繰り入れるということですが、平成25年度では基金繰入金として計上させていただきました。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 国保の今年度末の補正と新年度予算というあたりをお聞きしたわけですけど、以前この議場で聞いた覚えがあるんですけど、国保税について、課税について、引き下げとか、所得や資産割などいろんな決め方があるわけですけど、そのあたりの率の見直しとかを将来的に検討したいというような答弁があったと思いますが、それは、じゃ、25年度、事業年度がもうスタートするわけですけど、どういう方針で行かれるんでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 平成24年度の国保の一般会計予算の決算を終えて、それから平成24年度の決算額が決まりました後、平成25年度の賦課額の見込みがわかる、国保税の本算定の時期が6月にございます。6月に市民税が決定しまして、その後、国保税の本算定をしますので、この時期に税率の改正を含めた減税を考えております。今年度、繰り越し分として繰り入れたのもその対応のためでもありますし、3月までにちょっとインフルエンザ等がはやったこともあって、医療給付費がどれくらいかかるか、ちょっとつかめなかったものですから、25年度にはちょっと反映はできませんでしたけど、当初予算では反映できませんでしたけど、少なくとも本算定の時期に税率改正、引き下げの方向でいきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 引き下げの方向という説明でした。それは市民には還元されると思うんですけども、今の本算定6月というところで大体の率とかパーセントとか額もめどがつくという趣旨かと思いますが、そういう理解でいいのか。それと、そのことは25年度中に市民に対して適用される分のことですよという確認ですが、どうでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 議員おっしゃるとおり、25年度の市民の方のための減税です。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 今、担当課長が、引き下げの方向でと申しましたけれども、やはり実際にもう少し具体的な数字を検討させていただかないと、今、方向とは言いましたけれども、その内容を見まして、そんな検討をしたいと思っておりますので。かなり前向きな答弁をしましたけれども、私はそういう認識でおります。ただ、今の内容が、具

体的な内容の把握を私はそもそもしておりませんので、そういったところを見ながら検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今、市長が想定外で答弁されたので、ちょっと確認していいですか、市長に。

市長、確認ですけど、先ほどの答弁で、基金がこの年度末で4億7,000万円になりますというような報告なんですけど、それだけの額になったら、これは当然ため過ぎなわけですね。そうすると、別な問題が出てくるわけで、これはやっぱり引き下げということとは検討せざるを得ない財政状況じゃないですか、国保会計が。そういう意味もあって、財政的なね。市全体の財政から下げたくないということかもしれないけど、国保会計という、ある種閉じた中では基金4億7,000万円というのはちょっと放置できない。悪いわけじゃないけれども、そこまでためてはいけませんよということは出てくるわけで、どうなんですか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 基金につきまして、済みません、私、よく把握しておりませんが、合併しましてからの基金は5億数千万円でずっと来たと思います。それが2億円切りまして、そして今の改正をさせていただいたということがございまして、4億数千万円が多いという認識はなかったものですから、そういったことも含めまして検討させていただきます。

○議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午後2時41分休憩

午後2時42分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、次に行きますけれども、議第27号ということで、下水道会計ですね。資料3の58ページ。提案説明では、国の補正に対応して管渠の工事を追加するという説明があったと受けとめています。この補正によって、管渠工事の進捗率というのはどの程度増加するのかということですね。

それから、続きで行きますけど、時計を見ながら。水道課長に、議第34号ですね。新年度の下水道会計予算、資料4の300ページですけれども、提案説明では、管渠整備費を

増額し、対前年比64.84%増の総額9億4,400万円と、そういった趣旨だと受けとめています。このうち、管渠工事の額は幾らで、延長の距離、それから進捗率というのはどの程度増加するのでしょうか。そのあたり、あわせてお答えください。

○議長（藤根圓六君） 服部水道課長。

○水道課長（服部正己君） 御質問にお答えします。

今回の下水道事業の補正につきましては、先ほど来、御質問、回答があったと思いますが、国の補正予算によりまして、地域の元気臨時交付金が期待できるということから、平成25年度予定しておりました下水道事業の一部を前倒ししまして、繰り越しをして行うものでございます。平成25年度予定しておりました管渠布設延長約11キロメートルのうち、約3キロを今回の補正で行う予定としております。

管渠工事の進捗率でございますが、事業費とか管路延長ではまだ最終の数値がつかめておりませんので、認可面積337ヘクタールでの率で申し上げます。平成24年度の補正前の進捗率は累計で240ヘクタールで71.2%、今回の補正で2.7ヘクタール行いますので、累計248ヘクタールの73.6%になります。今回の補正で2.4ポイントのアップとなります。

その次の御質問でございますが、平成25年度の公共下水道会計特別会計総額9億4,000万円のうち、管渠工事だけで申しますと、4億520万円でございますが、管渠工事にかかります費用として、設計委託料等、水道補償費を含めると、6億9,530万円でございます。管路延長は約8キロメートル行います。面積で申しますと、22ヘクタールを予定しております。進捗率につきましては、累計で270ヘクタールになりますので、80%になる見込みでございます。補正以後、6.4ポイントアップとなります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 暫時休憩をとります。

午後2時45分休憩

午後2時47分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、水道課長に再質問ですけど、今の説明では、管渠工事の進捗状況ということでお聞きすると、71%ほどのものが、この補正と、25年度、新年度予算ですね、正味1年ぐらいの間に80%、約10%進捗率が進むということでした。そういう理解でいいのかということと、じゃ、非常に1年で大きく進むわけですが、下水道事業の完了年度というスケジュールがあったと思うんですけど、それは繰り上がるのかど

うか、そのあたりですね。つまり、80%まで行くであろうと、その後のものはちょっと途切れをつくるのか、順次前倒しをしていくのかというところですけど、そのあたり、どうなのでしょう。

○議長（藤根圓六君） 服部水道課長。

○水道課長（服部正己君） 平成24年度の下水道工事業でございますが、若干金額が少なかったわけですが、これは第2期の最終年度ということで調整ということで少なかったということで、今回、平成25年度におきましては、第3期整備区域の最初の年度でございますので、またもとの通常の事業に戻っておりますので、10%近く進捗が上がるといのは事実でございます。

あと、完了年度が繰り上がるのかどうかということでございますが、この事業は平成15年から平成29年、15年間かけて行うという事業でございまして、この事業年度15年は予定どおり行う、29年度が最終年度ということでございまして。前倒しをするのになぜ26年度の分をまた持ってこないのかということかと思うんですが、実は詳細設計は昨年度行っているわけなんです。25年度工事分については前年度行うということでございますが、余分にはやってございませんで、平成26年度の分しか詳細設計をやってございませんで、26年度の分を持ってきてやるということは実質不可能でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、次ですけれども、議第28号ですね。新年度の当初予算、この全体ということについてです。予算書、それから予算の概要とか、幾つか資料があります。

この中で、常勤の一般職の職員の給与の明細というページが、概要でいいますと37ページですね。資料4—2だと37ページ。市長の提案説明では、退職者を不補充、それから非常勤の職員を配置、常勤の職員の給与を1億円削減といった趣旨があったと思います。この資料の37ページでは15人の減員とあります。人件費の削減というのは市長の公約にもあったと受けとめてはいますけれども、そこでお尋ねするわけですけど、この1億円削減という内訳には、職員の全体、もしくは一部の給与費とか手当そのものの削減ですね。いわば給料などを下げるといふ。そういったものはないのかということ。あるいは、そういったものも含まれていますということなら、何がどのような理由でどの程度削減するというのが見込まれているのかということです。

それから、退職15名ということですけども、どの所属、どの部署でそれぞれ何人減るということになるのかということですね。それから、非常勤の職員を配置するという

ことですが、どの所属において、それぞれ何人配置するということなのか。それから、新たにふやす非常勤の職員ということですが、1人当たりの手当と諸費。通告は、ごめんなさい、「所」となっていますが、これ、「諸」ですね。報酬とか手当とかいろんな費用という意味の費用です。これを含む人件費額というのは幾らになるのでしょうか。その総額というのは年間で幾らになるのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 1億円の削減につきましては、内容につきましては退職者15人分の給与費でございまして、新たに職員全体もしくは一部の給与費の削減については今のところ考えておりません。ただし、平成24年度人事院勧告における55歳以上の昇給停止につきましては、その対象となる職員は昇給しないとして予算編成をいたしております。

また、退職者15名分をどの所属においてそれぞれ何人減らすかということでございますが、平成24年度当初予算と平成25年度当初予算上の職員配置人数との比較でお話をいたしますと、職員増となった所属及び人数は、議会事務局が1名、健康介護課が1名、産業課が1名、生涯学習課が1名、職員減となりました所属及び人数は、国体推進課が4名、福祉課が4名、高富児童館が1名、市民環境課が1名、建設課が5名、消防署が2名、高富中央公民館が2名という内訳となっております。

続きまして、非常勤職員について、どの所属においてそれぞれ何人ふやすかということでございますが、市民環境課に一般職1名、学校教育課教育センターに一般職1名、生涯学習課出先機関に一般職3名、建設課に建築技師1名、企画財政課に集落支援員2名、地域おこし協力隊4名の合計12名となっております。

これらの一般職5名、建築技師1名、集落支援員2名、地域おこし協力隊4名の1人当たりの人件費は、一般職につきましては報酬232万8,000円、社会保険料33万3,000円、一般職5名分の総額で年間報酬は1,164万円、社会保険料は166万5,000円となっております。建築技師につきましては、報酬250万8,000円、社会保険料35万1,000円、総額で285万9,000円となります。集落支援員につきましては、報酬300万円、社会保険料42万1,000円、2名分総額で年間報酬が600万円、社会保険料84万1,000円となります。地域おこし協力隊につきましては、報酬199万2,000円、社会保険料29万8,000円、4名分総額で年間報酬が796万8,000円、社会保険料が119万1,000円となります。以上12名分の人件費総額といたしましては、年間報酬が2,811万6,000円、社会保険料が404万8,000円となり、合計いたしますと、3,216万4,000円となります。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 再質問ですけれども、提案説明の常勤職員の給与費を1億円削減というふうにはっきりと言われると、いろんな職員配置だとか制度改正、システム改正などして捻出した額かなと思ったんですけど、思われがちなんですけど、今の説明だと、退職者15名、これは自然退職として15名というのは前から聞いていましたので、実質的に退職……。

〔「勸奨も含んでいますよ」と呼ぶ者あり〕

○7番（寺町知正君） 勸奨も含めて。退職した人15名分だけと。ほとんどがね。そういう趣旨で、非常に残念な気持ちですけど、減った分はそれとして、非常勤の職員でふえていくということですね。その中で、例えば政策的に建築関係を新しい人を入れるとかというところは、それはともかくとして、従来の市の一般事務の補填的な形で臨時職員を入れて、そこを補おうという部分についてということですが、一応報酬とか諸費用は答えいただきました。これについて、例えば、予算書にもありますけれども、大卒で市が採用した場合、初任給は17万円とか、高卒なら15万円というので最初に出てくるわけですけど、私は、最初に確かにゼロから出発するけれども、若いからなれるのも早いだろうという意味で、それから山県市内に職を広げるという意味でも、退職者ではなくて、新規の人を採用する必要があると思うんですが、そこは退職者を採用するわけですか。それはやめて、外部の人にかえることはできないんでしょうかというところ、質問します。

それから、市民から見ると、退職者を採用した場合、これは天下りじゃないかと。しかも、市役所本庁へのそのままの天下りじゃないかと捉える側面もあるし、実際市民からもそういう意見は聞くんですが、そのあたり、市長はどういうふうに釈明されるんでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 退職者の採用につきましては、先ほど午前中でしたか、総務課長が説明しましたが、新規の職員との比較をいたしますと、まずボーナスがないということが大きな違いです。他市と比較いたしましても、ボーナスを支給されているところもございます。そしてもう一つ、やはり雇用の形態が一般企業を含めまして60歳から65歳、年金絡みもございますけれども、そういった状況の中にもございます。そうした中におきまして、十分経験を積んだ職員が今まで以上のそれぞれの今回の配置の場所で新たなサービスをさせていただくわけでございますけれども、今まで以上のサービスができるのではないかと考えております。

〔「天下り批判に対して」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 全くその職員分の仕事以上をしていただくわけですが、例えて申しますと、今の職員平均当たりの1人の単価は700万円ほどでしたか、かかっておりますが、それが二百数十万円で済むということでございますので、そういった決して天下りのポストという認識ではおりません。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） もちろん、天下りと評価するかどうか、人によって違うとは思いますが、今の答弁の趣旨でいくと、じゃ、もう積極的に定年になってやめた人を採用していけば、そんな新規の人を入れるなんていうことはもう全然考えずにということをずっと続けられればいいじゃない、その人が元気なうちは、ということになるわけですね。そうすると、何十年も経験を積んだ人にまた10年、20年安くやっていただく、ボーナスも要らない。とてもいいことじゃないということにちょっとなってもおかしくないわけですね。じゃ、そういうふうにするのか、しないのか。今後の方針は大きく変わると思うんですが、いかがでしょうか。

もう一点、先ほどの答弁の中で、他の自治体では非常勤職員でボーナスが出ているということがあるとおっしゃったけど、それは自治法上禁止されていますので、そういうところはないはずですね。非常勤職員にボーナスを出すことは違法だとされていますから。それはないですから。他の自治体では。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） これからの職員の採用につきましては、まず、私が当初就任させていただきまして2年になりますけれども、市の職員の適正化計画という計画がございまして、これは第2次分でございますが、平成23年から27年を322人とするとの適正化計画がございました。今回多くの退職がございまして、24年度末、25年度には目標を、322人が315人となりまして、3年ほど前倒しでの目標が達成されたということでございます。そういったことから、今後におきましては、不足分につきましては十分新規の採用で26年度から採用していきたい、こういった計画にのっとりた形での新規採用を予定いたしております。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 質問は変えますけれども、市長の今の答弁だと、新規採用するんだったら、やっぱり今回も非常勤の職員じゃなくて、市民で非常勤でいくと。正職じゃなくて、非常勤の新しい人を入れたほうがいいんじゃないというふうにいきそうな気がするんですけど、それが残念です。

次、通告の分は福祉課長ですけど、議第28号、当初予算ですけども、資料の4—2

で17ページですけど、下のほうですね。左側の67ページと書いてある、いきいき生活サポート事業補助金ですね。これはどういう経過で、何をどのようにしようという事業なのかということ。それから、事業費中の補助金というのはどれくらいの割合、それとも全部補助金だけでやるのかなとか、そのあたりの状況を説明してください。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 目的といたしましては、幾つになっても地域の中で生活できるように各種の制度外サービスを市民自身のボランティアで、ボランティア活動を通して、一番サービスを受けやすい高齢者等の自立を図っていくという目的でしていきたいというふうに思っております。

具体的な活動内容につきましては、例えばごみ出しとか電池の交換、電球の交換、それから買い物とか、灯油の入れかえとかいったものを、ワンコイン、100円、500円の単位で短時間でできるようなサービスをメニュー化して、具体的に内容を示していきたいというふうに考えております。利用者に関しては全ての人を対象にしますし、また、援助する側も年齢を問わないような形で進めればというふうに考えております。その中で、基本的な指針としましては、高齢者の介護予防、地域包括ケアの構築、それから地域福祉の推進ということを目的に進めてまいりたいというふうに考えております。

あと、事業費に関しましては、全部で27万8,700円ですけれども、全て補助金で賄っていききたいというふうに考えております。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） その事業を利用する人は全ての市民を想定しておりますと。利用者ですね。じゃ、サポートする人は誰かというのと、今の答えでは市民全員とともれるし、何となくはっきりしないんですが、そのあたり、誰が誰に対してね。誰は市民全員だということでしたけど、利用する人は。誰がするのかというときに、それはどの範囲、あるいは会員制とか登録制とかとって、あるいは一定の受講資格を得た者がとか、そのあたりをどういうふうにしていくおつもりなのか。どうでしょう。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 対象者は、先ほど言いましたように、全市民を対象にしておりますが、援助する人に関しましては、一応登録制にいたしまして、今、事業主体としましては、人材を持っていますシルバー人材センターに補助事業として出したいというふうに考えております。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） そうすると、シルバー人材センターが受け皿ということで、当然

サポートする人はシルバー人材センターの会員に登録している人たちが請け負うという形を想定しているのでしょうかということと、27万円というのは、普通に考えても非常に低いんですが、一体何件の利用、あるいは何時間の利用、それは単価との関係も出てきますけど、そのあたりはどうなんですか。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 27万8,000円の内容につきましては、市民一般にこういったサービスを提供しますので、新たにやりますので、チラシ等のPR用のものをつくりたいということで11万5,000円ほど考えておりますし、一番安くなったのは人件費だというふうに考えております。人件費に関しましては、従来、シルバー人材センターに関してはそういった事業の受け渡しをやっておりますので、そういった意味では8%の事務費でいいというようなお話を伺いましたので、月に40件ぐらいの9カ月で考えております。それに関する通信費として3万円ほどと、あと、研修に関しましては委託事業者のほうでやっていただくということで、研修費と需用費をそこに見込んでおります。

あと、もう一つ、何でしたっけ。もう一度お願いします。質問内容。

〔「人件費のこととか、単価とか、何時間ぐらい」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（笠原秀美君） 時間に関しましては、要するに短時間でできるということで、基本的には1時間以内の事業を考えております。だから、単価によって、100円のものであれば20分ぐらいで済むもの、500円であれば30分、40分の時間帯でできるような内容というふうに考えております。それから、一応シルバーですので、高齢者が基本になるかというふうに思っておりますが、登録制という制度の中で年齢的には問わなく、幅広い人たちが活動できるような形態をとりたいというふうに考えております。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 新しい事業で、まだちょっと理解ができない部分があるんですが、一応、再々質問を済みましたので、次に行きますけど。

市長にお聞きしますけど、議第28号ということで、当初予算の資料の4―3ということですね。4―3というのは、事業仕分けの対象事業の25年度の当初予算状況とか、負担金や交付金などの調書ということで、新しい資料をつくっていただきました。非常に興味深い資料だと思って見ていますけど、今回はこの中から1つということでお聞きしますけど、最初から3ページ目の8番という事業で、山県市いきいき高齢者推進事業というところで。

〔「4―2ですか」と呼ぶ者あり〕

○7番（寺町知正君） 4―3。事業仕分けの資料。まあ、いいです。中身について触れ

込むわけじゃないから。いいですか、通告してある。進めていいですか。

ここの8番で、事業仕分けの結果の整理表ですけれども、右側のところに、廃止ということで、いきいき高齢者推進事業を廃止したというふうにまとめてあります。市長の提案説明では、80歳以上に振興券を渡すということもありました。これらを考えると、廃止し、その一部は、全てじゃないけど、一部は代替するというのが80歳以上に振興券を渡すということなのかなと私は想像するわけですが、ということで質問ですけど、廃止と、代替措置をあえてつくる理由ですね。措置の理由。目的、それから振興券の1人の予定額とか総額とはどのようなのでしょうか。それから、費用対効果はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどのお話にもございましたように、いきいき推進券につきましては、今年度の事業仕分けの中で事業内容が介護予防になるとは考えにくいということがございまして、そういった指摘を受けました。保健保持、福祉の増進の目的が達成されていないと評価されまして、廃止の判定を受けたわけでございます。そして、担当課で検討いたしました結果、この廃止案を受けまして、今回の高齢者の祝い金につきましては、介護認定率が高くなります80歳以上の高齢者を対象に、介護保険を利用していない元気な高齢者の方にお祝い金として1人3,000円、約1,600の方に配付することになります。予定額といたしましては、この3,000円掛ける1,600人分でございます。

そして、振興券の費用対効果につきましては、一番大きいのはやはり市内経済の、このお金が市内の商店街の方の支援になるということを一番大きく考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 再質問しますが、費用対効果は振興券の費用対効果じゃなくて、いきいき高齢者推進事業を長くやってきたけど、それをやめる。それで、新たに80歳以上に振興券を渡すというようなニュアンスが私はあると感じたし、今の市長の説明でも代替措置的な提案が担当課からあったというふうだったと思うんですね。そうすると、じゃ、やめたものはともかく、新しくやるものは費用対効果はどうなんですかということで、振興券で渡すということはいいいんですけど、振興券じゃなくて、高齢者の方に従来やっていたいきいき推進券をやめて、ある種、山県市内の使えるお金をという形、その費用対効果というのはありますか、あるいは何なんですかということですよね。推進券をやめたのは、介護予防効果が余りないとか、実際にそれほど効果がないんじゃない

という指摘もあったからでしょう。何らかの目的が達せられる効果があるのですかという質問です、今度の新しい事業で。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 高齢者の方につきましては、非常に医療費も多くかかっているわけでございますけれども、先ほどの中の国保の山県市内の高齢者の方の状況を見ますと、1人当たりの医療費の単価が県内では2番目に多いということでございますので、こうした、特に高齢者の方に祝い金を渡すことによりまして、またそれと同時に健康保持に役立てていただきたいということです。そして、いきいき推進券につきましては、やはり外へ出ていただくということもございまして、市外の利用も可能であったわけでございますけれども、今回は市内でということで、そういったお祝い金を渡すことによって健康保持に努めていただきたいという思いがございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 何となく効果が見えてこないんですけど、次に行きます。

次の質問ですけれども、これも市長にということで通告してありますけど、議第28号の当初予算、4—2ですね。概要書の18ページですけど、ここのページの中で、子ども・子育て支援計画策定業務委託事業ということで318万9,000円。このことについてですけど、少子化の時代ですから、子育て支援というのはどこの自治体というのは最も大きな課題だということで策定は必要だと誰もが考えます。そうはいっても、自治体のトップの方針というのが最も重要だというふうに考えます。市長の公約のときの子育て支援の内容はどんなもので、現在そのところに市長の気持ちの変化があったのかということですね。あれば、変化したところ、あるいは現在の思いを示してください。そもそも、トップの意図というのが強く反映されるというふうに考える場合、それから、よくあるコンサルタントに任せて計画をつくってもらうというパターンですね。それはどちらの方針で行くのでしょうか。

それから、どこに、どのように委託するのか、これも極めて重要なんですが、委託先の選定方法、あるいは立案とか成案ができていく過程の予定や見込みですね、時期。これはどのようにするのでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） ただいまの御質問にお答えいたします。

次世代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、かつ育成される環境整備はとても大切なことで、公約時よりも強く感じておるところでもございます。特に、先月でございましたが、市の出生率が、大体全国的には1.3幾つで上下しておりますけれども、1.05

ということで、私もちょっと信じられなかったわけですが、三、四年前と比較しますと、この出生率が落ちているという。数年前と比較しますと落ちてきていますので、特に子育て支援につきましては大切なことだということを感じております。そのため、来年度予算では、これからの子供たちが早い年齢から異文化に触れ合うことを目的に英語遊びを取り入れたり、より充実した子育て支援体制を構築するために、今年度まで生涯学習課で担当しておりましたネットワーク協議会を子育て支援センターに所管がえすることといたしました。

御質問の子ども・子育て支援計画策定業務につきましては、平成25年度と26年度の2年間をかけて計画を策定していく予定でございます。あくまでも市内で子育てをしている親の代表者や子育て関係者、教育関係者などで構成する子ども・子育て会議を開催していく中で計画策定をしてまいりたいと考えております。この計画の目的は、子ども・子育て関連3法にもございますとおり、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的にすることで、計画策定につきましては、厚生労働省より、新制度準備金として、安心子供基金から10分の10の補助金いただけるため、活用していきたいと考えております。

委託先につきましては、プロポーザル方式で考えております。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 再質問しますけど、関連3法の関係とかそういったことは、法律的なことは枠が決まっているわけですから、それはそれとして、山口市として子ども・子育て支援計画をつくるときに、私がお尋ねしたかったのは、市長が明確な強い意欲を持った方針を持つべきであるし、それをまず提示するべきじゃないかということですね。いろんな親とか関係者の人たちが集まって案を考えていく、それは大事なことですよ。必要なことなんですけど、それはそれとして、自治体のトップが、こういうふうに行きたいということを明確に出す必要があるのではないかと。それなしにやったら、コンサルがつくるのと一緒になってしまうと思うんですよ。山口市らしい計画が必要だと思うので、市長はどう考えているんですかとお聞きしたかったんですが、いかがでしょう。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 子育てに関しましては、先ほど申しましたように、非常に危惧しておるところがございまして、やはり今回の事業は基本的には次世代育成の延長にあるのではないかと。26年度でこの制度が変わりますので、そういったための国の1つの計画ではないかと思っております。そうした中で、特にこれからいろんな形で、25年度に、市の自治基本条例ですとか、それから何々宣言というような形で、いろんな検討をして

いただくわけですが、私はトータル的には子育てを山県市の大きな政策のこれからの柱の1つにしていきたいということを思っておりますので、そういったことを考えますと、より先進的な手法を考えられるものにつきましては取り入れながら進めていきたいと考えております。

○議長（藤根圓六君） 暫時休憩をとります。議場の時計で3時35分まで休憩します。

午後3時19分休憩

午後3時35分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、通告に従って、次をお聞きしますが、議第28号、当初予算の関係で、資料の4―2の19ページですね。予算の概要の19ページ。ここに放課後児童クラブ事業ということで1,700万8,000円ですか、昨年より3万5,000円ふえたということでありませうけれども、提案説明では対象年齢の引き上げを進めていくということでした。それ自体は望ましいというのは当然だとして、具体的にどのような範囲で実施するかということですね。これについては、午前中でしたか、午後かな、他の議員の人に、定数などの関係で小学校4年までの引き上げと聞いたと受けとめていますが、それでいいか、確認ですね。

それから、引き上げるときにいろんな課題があると思うんですけど、どういう課題があるのかという予測、あるいはどうしたら解決するのかと見込むのかということですね。あと、予算的にちゃんとそれが確保できる見込みを持っているのかということ。いかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 先ほども御質問にありましたように、定数の枠組みの中で4年生まで引き上げるということで間違いはないというふうに考えております。

今後の課題といたしましては、利用者の4年生の枠をどこまで上げていくのかといったことと、それから先ほど出ております、今、250日以内で行っておりますが、それを土曜日の範囲まで広げていくのかどうかといったこと、それに伴う指導員数の確保をどう考えていくかということと、増になった部分の個人負担の部分はどう考えていくかといったようなことが課題になるかというふうに考えております。これらに関しましては総体的に、放課後児童クラブの運営委員会がございますので、外部の方の御意見を伺いながら進めてまいりたいと思う一方で、実際の親のニーズに関しましては、先ほど申し上げ

げましたように、子ども・子育て支援計画を策定する中で保護者等のニーズの把握には努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 定数などの関係で4年生までということでした。定数というのは、定めた定数があり、その定数を超えることができないからなのか、例えば施設が面積的に、あるいは部屋の数ですね、そういった物理的な要因で決まっていて、結果として定数も触れないよということなのか、どういう原因で定数の関係で4年生までということになるのでしょうか。それをクリアするための方法は何かないのでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） ちょっと正しくないかも知れませんが、物理的な要因だというふうに私は今感じておりますが、もし間違っているようなことがあったら後で訂正させていただきたいというふうに思っております。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 普通に考えれば物理的だと思う。部屋の数不足とか、面積だとか、施設上の問題という意味ですよ、物理的というのは。そういう理解でいいですよという確認と、じゃ、物理的なら、多少予算的に。予算的な担保はどうするかということの最初の通告もその意味があるんですけど、多少予算をつければ部屋数を確保するとか、面積を確保するとかできるのではないかと普通は思うんですが、そこはどうなんですか。その気がないのか、とても構造上できないとか、そういう理由なのかというところですね。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 今現在多くの放課後児童クラブに関しましては、公民館ということで、どなたも使えるような施設を活用させていただいているというところで、部屋の使用に関しても、他の行事との関連性もあって、少し問題があるのではないかとというふうに考えております。基本的には、これからは単独的な、そういった専用の教室を設けるようなことが必要になってくるのではないかとというふうに考えます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、次の質問をしますけれども、議第28号、当初予算で、資料の4—2の18ページですね。2番目に、市のシルバー人材センター補助金というところで637万4,000円というのがあります。補助金の目的と内訳の金額を担当課にお聞きします。

それから、シルバー人材センターというのは営利性を有しているのか、いないのかと

いうこと。それから、現在の経理上の余剰金とか、いわば蓄財ですね。これなどの有無とか、その明細はどのようなのでしょうか。それと、理事の数とか報酬の個別額、総額、あるいはどのように変わってきているのかというところですね。そのあたりを担当課にお聞きします。

それから、市役所全体ですけれど、私たち議員は時々、環境のパトロール関係はシルバーとかというのは予算や決算で聞くんですけど、それでいくと、予算書をずっと見てもなかなか明確につかめないんですね。それで、ここでは各担当課長というふうに通告しましたが、それぞれ課では把握されているわけですので、その各課において、各種の事業委託等をシルバー人材センターに出している場合の事業ごとの概要、内容とか額ですね。それから、委託料の具体的な積算根拠の明細とか、人件費の総額や従事者1人当たりに実際に幾ら支払われているのかという実態ですね。実支給額。それで、それらが事実との相違がないかのチェックはどのようにされているのでしょうかというところをお聞きします。

こういうふうに質問するのは、実は関係者の方から相談を受けていたし、たまたま、これは先週ですか、新聞で大きく、瑞穂市の人材センターで市の支出の半額が利益にという、団体にプールされていたとか、理事に報酬が払われていたとか、ある種、これは監査委員の調査結果ですので、問題が出ているからということも含めて通告していますので、お願いします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） シルバー人材センターの補助金の目的というのは、高齢者の就労を確保して、生きがい対策をつくっていくというところだというふうに感じております。それと、補助金の内訳につきましては、今、国の補助基準となっております人件費、運営費、管理費の部分の約3分の1ずつ、または前年度予算の637万4,000円を限度にいたしております。

本市のシルバー人材センターに関しましては、公益社団法人として平成23年4月に認定を受けておりますので、営利を目的とした団体ではないというふうに思っております。そのため、平成23年度の決算状況では、当期の利益としては75万1,000円ありますが、公益社団法人の性格上、収支相償を原則としておりますので、3年間で平均収支状況をゼロベースにしなければならないという基本がありますので、そういった意味では収支を伴わないというふうに考えます。また、こうした収支状況につきましては、ホームページで公開しておりますので、またごらんいただければというふうに思っております。

理事につきましては、定款の中で10名以上15名以内としており、現在15名の理事が在

籍しております。報酬につきましては、定款の中で、役員は無報酬とする、ただし、常勤の役員及び別に定める職務を執行した役員にはその対価として報酬を支払うことができるとうたっており、役員報酬はうたっておりませんが、理事会や監事会などの職務を執行した役員にはその対価として報酬を支払っております。23年度決算では50万7,000円支払われております。その報酬単価の主な内容につきましては、理事会、三役会、監事会が3,500円、専門部会については3,000円となっております。また、役員報酬の変遷につきましては、平成15年、16年の任意団体のときは15万円程度、平成17年から一般社団法人になっておりますが、平成22年までの状況については大体55万円前後となっております。

また、各種の事業につきましては、平成24年の実績において、福祉課におきましては、草刈りを延べ5保育園で行いまして、20万880円、緊急通報の電話の設置事業といたしまして、18台分で、1台4,095円掛ける18台ということで7万3,710円を払っております。

その他につきましては、総務課、建設課、生涯学習課、市民環境課の順で説明させていただきます。

○議長（藤根圓六君） 船戸総務課長。

○総務課長（船戸時夫君） それでは、総務課関係のシルバー人材センターの業務委託分でございます。24年度分でございますが、総務課では選挙関係の業務委託をお願いしております。

まず、昨年4月の山県市議会議員選挙における選挙広報の各戸への配布ということで34万2,360円、それと期日前投票の案内業務ということで、こちらは市役所の1階で案内をしていただいたということで、平日の午後5時から8時までと土日の場合は朝8時半から夜8時までということで、こちらにつきましては1万8,144円ということで、市議会議員選挙としましては36万504円をお支払いしております。

続きまして、12月の衆議院議員選挙におきましても同じ業務でございまして、広報の配布で39万5,280円、案内業務としまして4万1,202円ということで、43万6,482円。ことしの1月の岐阜県知事選挙におきまして、広報の配布が34万3,440円、案内業務で7万1,064円、計で41万4,504円でございます。

積算根拠としましては、まず広報の配布につきましては、1戸当たり30円、それと、仕分けが1人6,000円ということでございます。期日前投票の案内につきましては、時間給700円ということで積算させていただいております。

業務の確認につきましては、広報の配布につきましては、終了後、配布枚数の確認をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 山口建設課長。

○建設課長（山口広志君） 御質問にお答えいたします。

建設課では、市内公園等の定期的な清掃管理をシルバー人材センターに年間を通じて委託しております。施設としましては、2カ所の駐輪場、9カ所のトイレと伊自良フラワーパークすいげんの管理を委託しております。駐輪場については月2回で年間24回、トイレについては月8回で年間96回清掃しており、伊自良フラワーパークすいげんについては年間95日をパターゴルフ場の管理として委託しております。

委託料につきましては、平成24年度の総額で201万5,280円の支出見込みでございます。委託料の積算根拠につきましては、それぞれの施設の清掃等に係る経費を見積もりにより算出しております。

人件費の総額については、見積もりからは判断することはできませんが、事務費を除いた大半が人件費と考えられます。また、従業者への実施支給額については当方では把握をしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 江崎生涯学習課長兼国体推進課長。

○生涯学習課長兼国体推進課長（江崎 護君） 生涯学習課では、シルバー人材センターへの24年度2月末までの業務委託内容と金額につきましては、まず清掃業務委託のトイレ、施設内清掃として、全公民館15施設で258万8,000円と、みやまジョイフル倶楽部9万円の合計267万8,000円です。次に、夜間・昼間管理業務委託として、中央公民館3施設で108万1,000円と、北山交流センター8万8,000円の合計116万9,000円です。そのほか、庭木剪定委託業務として、古田紹欽記念館6万1,000円と、図書館2万9,000円の合計9万円となり、その業務委託総額は393万7,000円となります。

続きまして、業務委託料は1時間当たり700円で、その業務従事のチェックにつきましては、タイムカードまたは就業報告書により確認を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 最後に、市民環境課のほうからシルバー人材センターへ委託しております業務につきまして御説明します。

市民環境課としましては、市内の生活・自然環境を保持するために、環境パトロールと公衆トイレの清掃をお願いしております。環境パトロール業務は、伊自良・美山地区と高富地区に2班に分け、2名1組の2班が月6回、延べ144回分、1回1万1,000円の

158万4,000円、それに就業車両使用料として1回1,000円、144回分の14万4,000円に、事務費を合わせて186万円で業務を委託しております。

公衆トイレの清掃業務につきましては、高富地区の山本にありますトイレを週3回の48週、1回につき1,200円の17万2,800円、美山地区の神崎バス停のトイレを週1回の48週、1回につき700円の3万3,600円、事務費を合わせて22万2,912円で委託しております。

なお、1回の単価の違いは、トイレの数によるものでございます。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市役所のいろんな課がそれぞれ個別に発注しているということで、予算書からはちっとも見えないんですけど、お聞きして、ざっと1,000万円ぐらいですね、今のね。極めて大ざっぱですけど、1,000万円ぐらいかなと思って概算しました。それくらいがシルバー人材センターに市からも行っているということですね。

そこで、まず、福祉課長に確認ですけれども、補助関係で国と連動しているわけですけど、山県市が補助したことを受けて、国が同額の補助をするというシステムという理解でいいのかどうか。私はそう理解しているんですが。そういうふうに補助ができているとしたら、全国にあるわけですけど、それぞれの地域の法人、その団体の監督とか指導責任というのはその地域の市町村、自治体にあるのではないかと、最終的には。あるいは上部で都道府県もありますけど。そういうような指導監督責任は山県市にあるのかということの確認ですが、いかがでしょうか。

もう一点ですけど、実は会員の方からも最低賃金を下回ってしかももらえないとかという話はよく聞いていて、ここのシルバー人材センターの雇用関係ですね。先ほどいろんな各課から仕事が出ているということもありましたけど、シルバー人材センターの会員さんは雇用関係であるのか、それとも請負関係なのか。そのことによって、一応法律的には最低賃金の評価が変わるわけですね。そのあたりを、雇用関係にあるシルバー人材センターなのか、請負関係でやっているのか、そこを示していただきたい。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 1点目の補助金の基準ですけど、会員数の規模によって、私どもは最高限度で730万円だというふうに理解しておりますが、そういった基準の中で市が出し得る金額ということで、先ほど申し上げたように、全体の国と市とシルバー人材センターという感じの中で、3分の1または前年度の補助金額の中で決めさせていただいております。

2番目の指導監督に関しましては、基本的に指導に関してはあるというふうに考えて

おりますし、公益社団法人としての団体としての会計もしくは事業内容については県の監督の中で年に1回の指導がなされていると思っております。

雇用関係につきましては、シルバー人材センターは請負業務でありまして、雇用関係という形でなく、指揮命令を一切伴わないということで、請負業務というふうにしております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市から630万円ほどの補助金が出、かつ、市の業務が1,000万円ぐらいもあるということで、市長にここはお聞きしたいんですが、先ほども申し上げたように、それから以前この議会でも一般質問があったと思うんですけど、働く人たちが、高齢者の人の生きがいとして働きたいというのに、非常に厳しい労働をさせられるとか、時間給が700円を切っているとかということで、実は私、12月議会に市長に指定管理者の関係で一般質問をしましたが、そのときに、県の今年度の最低賃金は713円ですよ、そこは大丈夫ですかと言ったら、ちゃんと法律は守っているし、守るようにということを伝えていますからということでしたが、先ほど各課長が答えた、700円で市は見積もって出しているわけですよね。713円が県の最低賃金でしょう、岐阜県の。市は堂々と700円という積算をしている。確かに労働がきっちりタイムカードの仕事は少ないから流動的ですけど、それは多いときも少ないときも含めてそれだというのは仕事の性質上仕方ないとして、一応700円で積算しているって、これ、矛盾しているようにとるんですが。

もちろん、今の課長の答弁ですと、雇用関係にはなくて、請負関係だから、そのまま労働基準法が適用されるわけじゃない、法律的には。とはいえ、非常に矛盾したことを市がやっているんじゃないかと強く感じるんです。特に今回、瑞穂市の問題も含めて、あるいはその前に会員さんの相談を受けて、おかしいんじゃないということで少しずつ調べていくと、瑞穂のようなことはないけれども、だけど、非常に労働環境としても報酬としてもおかしいし、山口市も低賃金で出せるから、安くていいんじゃないという発想になってしまっているんじゃないかと強く感じるんですけど、市長はそのあたり、市自体が700円で見積もっているということをどう受けとめ、今後どうしたらいいと思いますか。

○議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午後3時57分休憩

午後3時59分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） 先ほど担当課長が説明申し上げましたように、基本的にはやはり雇用関係ではなくして、請負ということで、今の状態が続いておるということでございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 次の質問には行きますけど、ちょっと今の市長の答弁だと追認してしまうんですね。12月議会では、労働基準法はちゃんと守られていますということでしたけど、請負関係だからといっても、これ、インターネットの詳しい説明をちょっと僕は持ってきたんだけど、労働者派遣を受けるということで、安価なために多くの企業に利用されているけれども、正しく請負にできない場合は偽装請負になるというね。それはもうちゃんと法律上きちっとなっていて、これはシルバーの活動に対する解説ですよ。そういう意味でも社会問題になり得るし、実際裁判で負けた例もあるわけですよ。そうやって考えると、自治体が、安いから安易にということはやっぱ、それだけではいけない。そういう意味で、請負だから。

〔「ただいまの御質問を受けまして、十分検討させていただきます」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午後4時01分休憩

午後4時02分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市長、十分考えていただきたいと思いますけど、次に行きます。

次が、議第28号、当初予算で、資料4—2の26、27ページですね。これは教育長にお尋ねするんですが、先ほども他の方で質問が一部あったと思いますけど、学習支援員の報酬ですね。22%減とか、サポーターの賃金4%減などというふうにあって、私は非常にゆゆしきことだと思って見ているわけです。相談員とか支援員とか校務員などですね。これも一時なくなっていたのが復活するのかなという気もしますが、これらのサポート体制について、人員的な現状とか変動、そして金額的な現状と変動というのはどのようなになっているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（藤根圓六君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） それでは、御質問にお答えをいたします。

山口市の場合は現在、「分かる授業・心にひびく教育」ということを大切にして教育を推進しておりますが、とりわけ基礎学力の定着に重点を置いて、学習がわかりにくい子供たち、そんな子供たちに視点を置いた授業づくりに努めたり、また、相談員や支援員等の配置をいただくということで、成果が上がりつつあると私は今思っております。

そんな中で現在、本市では、学習支援員15名、教育サポーター5名、教育相談員3名、生活相談員4名、読書指導員8名を配置しております。25年度は学習支援員のみ2名の減ということで、13名となります。これは光をそそぐ交付金が終了したということでございまして、実際には4名減になってしまうところを、2名は確保しつつ、来年度以降も児童・生徒の実態を把握しながら支援の推進をしていきたいと考えておるところでございます。

また、これは御質問の金額のほうになろうかと思いますが、その報酬につきましては、学習支援員と教育相談員が、ちょっと細かくなりますが、1日6時間の勤務で月額で17万2,000円、25年度も変動はございません。

生活相談員につきましては、1日4時間の賃金が5,500円で、週3日の勤務を原則として、年間135日以内としております。なお、生活相談員につきましては、本年度6月の条例改正に伴いまして、1日の賃金が6,000円から5,500円に減額したところでございます。

それから、読書指導員につきましては、時給900円で1日4時間の勤務ということで進めておりまして、来年度もこれは変動はございません。

それから、教育サポーターにつきましては、現在は時給2,000円で1日4時間、年間160日の勤務というところで進めておりますが、25年度は時給1,400円、1日5時間、年間175日としました。というのは、教育サポーターの時給につきましては、実は学習支援員と職務内容が割と似ておりまして、生徒に寄り添ってもらおうということについては同じでございますので、学習支援員と同等の額に減額をしたということでございます。1,400円ということにしました。そして、1日の勤務時間を1時間延長し、勤務日数もふやしたということで、トータル4%の減ということになりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 答弁から、何か非常に苦しい中でやりくりをしているという、一般家庭の家計のやりくりと同じような感じを受けるんですが、やっぱり子供たちのための費用というのは最も大切なものの1つということで、そういう意味では安心してサポートする体制をしっかりとつくる必要があるというふうに常々思っています。

そこで、市長に確認ですが、先ほど子育てのことでも大事なことだとおっしゃったけ

ど、教育関係について、私は去年からずっと市長の予算関係を見ていると、特別、がくんと減らすことはしないけれども、今の予算の中で教育委員会でうまくやってくださいよという、非常に消極的な姿勢に映るんですが、もっと積極的に、例えばここだったら支援員を減らさなくてもとかね。確かに単価を少し下げよう工夫とかというのはできることだとしても、もう少し教育委員会に予算をふやしていくべきじゃないかと私は思うんですけど、市長はどうなんでしょう。一定の額の中でやりくりしなさいというふうなのか、ふやす気はないのか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 学校関係、教育委員会関係の予算でございますが、従来、先ほども御説明させていただきましたように、子育て支援というのは大切なことの一環という捉え方をしております。そして、今回私のほうから特段どういった形でという指示をしてもおりません。そうした中で今回のような形になったんだと思いますけれども、ただ一つ背景にありますのは、やはりトータル的に考えまして、山口市のように、生徒の数ですとか学校の数ですとか、そういった他市と比較しましても、私も少し数字を確認いたしましたけれども、決して劣るものではございませんので、そういった点につきましては積極的な子育て支援の実施を行っておるという考えでおります。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） では、次に行きますけど、資料の5ですね。新市まちづくり計画の変更ということで、これは市長にお尋ねしますが、議第37号ですね。提案説明では、5年の延長が可能となったというふうなことでした。延長するということは、延長が可能となったということは、しないこともできるというわけなんでしょうし、延長することにメリットがある、じゃ、何なのか。あるいはデメリットが何か出てくるのかということ。それから、今回についても、今回は字句の変更程度ということもあったと思いますが、内容の変更も可能なのかということですよ。そのあたり、いかがでしょう。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えいたします。

まず、延長することのメリットといたしましては、従来からあります有利な合併特例債の発行期間が延びることによりまして、これを活用した事業をより慎重に決定していけることが考えられますけれども、反対に、具体的なデメリットは想定しにくいと考えております。想定しておりません。

また、内容の変更等につきましては、制度上、法律上は可能なわけでございますけれ

ども、現時点では今後変更等をする予定はございません。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） お尋ねしたいのは、合併特例債の発行の期間が延びるということは、有利な起債がさらに5年間でできますよという額面どおりの意味ですかということと、それから、変更も可能かどうかはちょっと今明確に理解できなかったんですけど、変更することが可能なら変更する部分も必要じゃないか、なぜなら10年だったものが15年延びればいろんな状況の変化を織り込む必要があるからと思うんですが、そのあたり、いかがでしょう。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 重複な回答になるかと思いますが、変更に伴います合併特例債の発行が延びるというだけでございまして、また、内容につきましても、いわゆる制度上、法律上は可能でありますけれども、10年が5年延びることによります変更といえますのは、現時点では、ただ期間が延びるということのみでございしますので、具体的な、ここをどう変更するかという計画は持っておりません。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） ちょっと堂々めぐりになりそうなので、これは委員会で詳しく担当に聞きますけど。

次ですけど、通告の最後になると思いますが、教育長にお尋ねしますけど、議第38号ですね。過疎地域自立促進計画の変更ということで、スクールバス関係のもの、スクールバスの更新とか業務委託というのがこちらに入ってくるということですが、そのあたりの背景の説明とか実施時期の見込み、必要な事業費、それから、このように変更していくことのメリットとかデメリットは何かあるんでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） それでは、お答えをいたします。

スクールバスの業務委託事業を過疎地域自立促進特別事業に加えましたということについてですけども、これは過疎債の枠が3,500万円から7,000万円に拡大されたというのがございます。また、スクールバスを更新、購入いたしますのは、現在7台ありますスクールバスのうち、最も古い3号車というのがあるわけですが、3号車は平成7年に購入をしまして、既に18年が経過し、走行距離が27万5,000キロとなっておりますことや、その修理費もこの2年間で160万円ほどになっておることによります。

なお、平成25年度の8月に車検を迎えます。そのことも同時に更新を考えているわけでございます。更新に当たりましては、国庫支出金250万円と過疎債の1,250万円を充て

る予定になっております。

また、業務委託料については、小学校管理費の1,117万7,000円のうち880万円を、それから中学校管理費の973万6,000円のうち860万円を過疎債にて充てる予定でございます。

更新及び業務委託を過疎地域自立促進特別事業に変更措置しましたこと、このメリット、デメリットということでございますが、私の考えるところによりますと、デメリットとしては、先ほど来出ております市の地方債の残高がふえるということになるのではないかと、反対にメリットとしては、70%という高い交付税の算入率を考えますと、これがメリットではないかというふうに考えております。過疎債のソフト分を利用することには、私はメリットがあるということで今回出させていただきました。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君の質疑を終わります。

林市長。

○市長（林 宏優君） 一部、済みません、先ほどの寺町議員の御質問の中でちょっと補足といいますか、説明させていただきますけれども、先ほど議第28号の当初予算の全体の中で、人の配置につきまして、集落支援員といいますか、まちづくり協力隊につきまして、地財の中での配置ということで、予算上はそうなっておりますけれども、25年度からは、北部の活性化ということで、美山支所での具体的に予算的な配分につきまして、予算上はそれぞれ今の担当課の中での配置になっておりますが、具体的に支所のほうへお金も人の配置につきましても、北部活性化につきましては支所での中心的な事業展開にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（藤根圓六君） 以上で発言通告書による質疑が終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

山崎 通君。

○2番（山崎 通君） せっかくやれやれと思ったところで申しわけないんですが、資料ナンバー4の一般会計の129ページ、非常備消防の件について伺います。この下のほうの段なんですが、大変積極的予算というか、大盤振る舞いというか、総額でかなりの数字がここで記載されているわけですが、かといって、消防にそのお金を使っていかなという、少なくともという意味では全くないんですが。どんどん使ってもらえばいいと思っているんですが、どうも何かこの予算が一気にこんなにふえると、かえって心配じゃないですか。こうも一遍にふえるのはいいかと思ってね。特に次ページの出動の費用弁償、これでもこんなにたくさんふえてきたら、これ、本当にこの1年間で消化できるのかなということを実は思うわけですが、この予算書を見ていると、何かほかに裏返しの

部分があるのではないかということを懸念するわけです。

消防は私は本当に大事やと思うんですが、何かこれと消防協力金と連動しておるようなことがあらへんかということを危惧するわけですが、マッカーサーが羽田へ降りたときから、消防と婦人会だけはこの日本国にはどうしてもなければならんということをおっしゃったのを読んだことがあるんですが、江戸の時代から、め組が活躍して、今でも各地で消防というのは随分と活躍されていますが、市長の公約の中にあるように、安全・安心のまちづくりの基本は、恐らく私は、消防とか、それに似たような組織・団体がいろいろやってくれるのではないかと。それがいわゆる安全・安心のまちづくりだと、こんなふうに思っておるわけですが、さてさてこの予算が本当に使ってやっていけるのかなということを心配して伺うわけですが。そんなやっていけへんとは、質問したらそう言われへんと思いますが。

そして、この間、今度の入退団式に議員は来んでもいいという紙をもらったんですが、これはまた、こっちでは予算も組んで、盛大にやってもらっていて、拍手喝采なんです。消防の入退団式、まあ、行かんほうがいいでありがたいわという人も中にはあると思います。あるけど、消防の入退団式というのは、彼らにその声援を送る大事なときだと私は思っているんです。そして、彼らが、今度入団してくださった人は、去年から私どもも夜な夜な行って、今度入ってもらえんか、入ってもらえんかと言って頼んだ人たちなんです。その場所へ我々が行っていないと、何や、人に頼むだけ頼んでおいて、自分らは来へんのやないかというようなことになってみかんので、私はやっぱり消防における皆さんの目が彼らに注がれないと、彼らも、なら一生懸命やろうかというふうなことがなくなるのではないかということを心配するわけですが。

1つは、予算が使い切れるように努力してほしい。それと、今の入退団式はどうして来賓を呼ばずに身内だけでやるということにしたかということを知りたい。

これは答弁は誰でも結構です。

○議長（藤根圓六君） 渡辺消防長。

○消防長（渡辺晴臣君） 山崎議員の御質問にお答えします。

今の、まず入退団式のほうですが、入退団式につきましては、今、若者が消防団に入っているのは難儀しているわけですが、ただ、入っていただいて、若者に消防の基本から教えるというような趣旨からしましても、半日とかそういう機会あるごとに、もちろん議員の先生方に激励いただくのは本意かと思いますが、訓練といいますか、士気を高める上でも訓練を重視しまして、消防はこういうふうなんやよというようなことを団長やら消防本部の事務局からも教えながら、災害時に集まる消防団員を育成しよ

うやというようなことで、激励をいただくのは本意かと思いますが、そういう訓練を中心に若者を育てていこうというような趣旨で、集まるときに有効活用しまして、せつかく半日集まる上で、式典に1時間半とか1時間使うということも大事かと思いますが、消防団員の入りたての新兵といいますか、新人をいかに教育するかというようなことで、最初の始まりのノウハウをきちっと教えて、災害時には必ず出てもらえるような、そんな消防団員にさせていただくというような趣旨でいろいろ、自分は自分で安心・安全を守るといような強い意思と、まず自分が安全でないと人は助けられないよといようなことを教えたり、そんなことで活躍をしていただけるような団員を育成するために、機会あるごとにそういう時間を費やしたいなという思いが、事務局と消防団の団長を初め幹部の皆様の御意向に従いながらそのようにしたわけでございます。

あと、もう一つの予算につきましては、6月の議会でいろいろ御質問いただいておりますけれども、消防に使う予算はそもそも市で全部見ましょうということで、いろいろ1年かけて消防団幹部、それから事務局等々で議論してきて、市長を初め皆さんにいろんな場で討議しながら現在に至っておるわけでございますけれども、基本的には消防の公という部分につきましては、全て公費といいますか、出てみえれば出動手当、団員報酬は、すぐにはできませんけれども、個人の振込といようなことも考えながら、それぞれ消防の公の非特別公務員ですから、公の仕事については全部公費というスタイルで考えておりまして、親睦会だとか、親睦を図ろうよというのは、消防から外れたところの、公務じゃないんやといような線引きをした上で消防の運営をしてまいりたいというふうに考えて、消防団の運営につきましてはそんな考えで運営をしていくようにマニュアル化もしていますし、公と非というのをよく吟味しまして、団の運営を適切にやっていただきたいなと、こんなふうに事務局としても指導しているようなところでございます。

4月、5月は特に操法の訓練なんかが負担はかかるとはありますが、そこら辺につきましても、訓練を一生懸命やっていただいております上で、その期間につきましては出動手当も、従来は500円でしたけれども、1,000円にどうやろうなといようなことで、4月、5月集中して消防の基礎を、入りたての職員だとか一、二年目の消防団員につきましても基礎を学ぶわけですから、そこら辺につきましても4月、5月については手厚く見ましょうと。500円から1,000円で出動手当はどうやろうなといようなことで積算しながら、こういうふうに予算に上げたわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） おおよそ苦しい答弁はわかりましたが、要は、消防団が集まっても、どちらかというと集まってくると飲み食いするだけなんですわ。私も8年間消防団にいて、分団長もやらせてもらって、もうずっと消防とはかかわりを持っておるもので、先輩もみんなそういう人なんですわ。それで、恐らく私はこの予算のやり方はこういう協力金について御質問があったもので、これではほかに方法がないということで、こういう苦渋の決断をされたと思う。まあ、これはやってもらえばいいんですが。ただ、消防協力金というのは、消防団のほうからお金が欲しいと言ったわけではないんですよ。その昔は、消防団は雪どけをしたり、木が出てきたら木を切ったり、子供がいなくなったら探したり、そういうことをするのを消防団に任せていたわけです。地域の人たちが、いつもお世話になってと、お酒を持っていったり、ちょっとしたつまみを持っていったりして、みんなで盛り上げておったわけです。それで、山県消防ができたもので、余りそういうことが必要なくなってきたんです。けれども、さっきも申し上げたように、消防団はどうしても必要な団体なんです。ですから、この予算書の中に、需用費でも食糧費でも、あるいはほかの名目でも、そういう飲んだり食ったりするまでは入れないということで、これは何十年も前から大変な思いをしておるわけです。

私が言いたいのは、消防協力金は違法やとかよくないとかいうことにそう怖じけずに、堂々とやってもらえばいいと思っているんですよ。三十何年前に消防協力金というのは100円とか200円だったんです。それではとてもやっていけないのでって、自治会のほうから、とりあえず私どもの地元は1戸当たり1,300円の協力金を出しておるんです。これは何の不満も何もないです。そして中には、それは消防団の役員みんなお願いに来いというような話も出ますけど、それは大勢みえるうちのほんの1人、それも消防団に入ったこともないような人が言うんですわ。消防団に入っている人だったら物すごい理解して、あなたたちも大変やでと。

実は、一、二カ月前に、消防団の詰所へ行くと、ビールは置いてあるし、酒は置いてあるし、つまみは置いてあるし、麻雀の牌まで置いてあるじゃないかと私に言った人がおるんです。私の先輩が。私はその人に言ったんですよ。そういうのが置いていなかったら、ここで何をするのと聞いたんですわ。ここはそうやって集まってきて、みんなでわいわいがやがややって、そして仲間づくりをして、地域のために、どここの消火栓が傷んでおらへんかとか、防火水槽が傷んでおらへんかということをやるというのがその消防団の務めなんですわ。今は、さっきもお話ししたように、山県消防が全部やってくれるから、彼らにお願いするのは後始末みたいなものなんですわ。ですけど、彼らに消防団やという自負を持ってもらって、そして活躍してもらうことが、市長のいつも皆

さんの前で言うておられる、安全・安心なまちづくりは彼らが基本だというふうに私は思っている、何もそんな消防協力金でどうやこうやと言われる筋合いはないということだけは認識していただいて。

余分なことを言いましたけど、答弁は要りませんので、よろしくお願いします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 消防長が答弁いたしましたけれども、今回の増額につきましては、簡単に言いますと、全体で1,000万円ぐらいの増額になっておると認識しています。その中で、2つございまして、従来、消防団活動の市で負担すべきものも先ほど少しお話にありました協力金の中で支払われておるということも散見されましたので、そういったことはなくして市のほうで負担すると。

そして、もう一点は、いわゆる出動手当につきまして、二本立てになっていまして、4月、5月の大会までの分につきましては、ほかの出動手当は1,000円だったんですね。それが大会前での訓練の費用は500円で手当として見ていましたけれども、その500円分を、役務を提供していただくわけですから、その分につきましてもほかの手当と同じように手当を出すということで、それが数百万円になると思いますが、そういった関係で今回の増額になっております。消防協力金とは全く関係ございませんので。

○議長（藤根圓六君） ほかにございませんか。

石神 真君。

○5番（石神 真君） 一番最初にやって、一番最後になるかと思いますが、ほかの議員さんが何か質問するというふうな話を聞いたので、僕のほうから削除しておきましたが、1点。資料1、議第39号、指定管理のことですが、これについて、担当課、この指定管理、やはり前も寺町議員が地元を優先して指定管理を選ぶべきだというような意見をいただきまして、今回、共同体というような形で指定管理のほうを今回提案されておりますが、この指定管理の中身について、共同体ということで、五分五分なのか、それともあくまでも、グリーンプラザみやま代表の、これに書いてありますように、理事長、宇野正三さんが代表で、あとは中身はK a b a ' s F a mの木村さん方と話し合うということなののでしょうか。担当課長、お答えください。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） それでは、御質問にお答えします。

議会の議決後、グリーンプラザみやま管理運営共同体、代表は今の理事長、宇野正三様でございますけれども、のほうと協定を締結いたします。それで、平成25年度から管理運営をしていただきますけれども、管理運営の中身につきましては、共同体を構成し

ておられる特定非営利活動法人コミュニティ美山と、もう一つの特定非営利活動法人K a b a ' s F a mのほうですけれども、2つのN P O、双方で協議していただくことになりますので、市のほうが介入したり、一方に片寄せするようなことはございません。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） そんなことはないと思うのでいいですが、やはり今までは皆さん指定管理にすると、指定管理者に銭を渡してやるということでかなり質問があったんですが、今度指定管理ゼロ査定ということで市長が厳しい査定を出してから、誰もこれに関して質問がなくなったと。そうすると、極端な話、他の施設もゼロ査定にするのかなと思って、1つ不安に思って、1回ただ質問しただけであります。ここは今課長が言われたように、絶対市の職員は関係ないね。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 先ほど御質問の中でフィフティー・フィフティーとは言われましたけれども、そんなようなことは私のほうも期しておりませんし、市としては、先ほど申し上げたように、2つのN P Oどちらかに片寄せするようなことは一切あってはならないことだと思っておりますので、もしそんなことがあれば許せないというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） ありがとうございました。

質問を変えます。もう一点、先ほど他の議員さん、横山議員に、それから武藤議員が質問しました過疎地域支援法、これも他の議員さんがやるということで、僕、自分の質疑から外しておきましたが、ここの中で、企画財政課長、お答えになりましたが、地域支援について、特定の名前が出たんですね、これ。まだこれ、僕が思うには、これを議決いただいて、地域支援員を選ぶんだと僕は思うんですが、先ほど答弁の中で、やまがた舎という名前が出ましたね。これ、県から補助金でやっている方だと思うんですが、これは課長、名前を出していいんですか、今。まだ通るも通らんもわからない。補助金の関係があると思うんですが、通ってから人を広報やなんかで募集するのが当たり前の話であって、もうあたかもやまがた舎の誰かが今の地域支援法の225万幾らですか、あれをもらって働くというふうに聞こえたんですが、あくまでもこれは全くの、こういうところがあるから、そういうところにも協力してもらってやるといいというお話なんですか、課長。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 後ほど議事録をしっかりと読みいただければわかると思いますが、私は一言もそんなことを申し上げておりません。どのような事業を活用していくかということでしたので、例えば今、県の委託事業を受けてやってみえる、やまがた舎というところがありますので、あのような事業を想定しているということをやっただけであって、地域支援員と言われますけれども、集落支援員のことかと思いますが、集落支援員について固有名詞を挙げているつもりは毛頭ございません。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 私の理解が間違っていれば謝りますが、ただそういう予算をもらってきてやるという名前が出たので、そうかなと思いましたので、間違っていれば訂正、謝ります。

終わります。

○議長（藤根圓六君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第6号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例についてから議第40号 市道路線の認定について及び発議第2号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例についての36議案の質疑を終結いたします。

日程第2 議第41号及び日程第3 議第42号

○議長（藤根圓六君） 日程第2、議第41号 山県市新型インフルエンザ等対策本部条例について、日程第3、議第42号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第7号）、以上2議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました案件につきまして御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー8、議第41号 山県市新型インフルエンザ等対策本部条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、山県市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を定めようとするものでございます。

次に、資料ナンバー9、議第42号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,641万円を追加し、その総額を133

億4,448万2,000円とするほか、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

私は、本定例会初日に、平成25年度当初予算は、補正予算とともに13カ月予算とし、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策としての地域の元気臨時交付金などの補正予算を有効に活用した予算編成をしている旨、御説明申し上げました。今般の補正予算につきましては、平成25年度の一般会計の当初予算に計上させていただいている事業が、最近になって、平成24年度の社会資本整備総合交付金について平成25年度への本省繰り越しが認められない可能性が高いとの情報を入手しましたので、平成24年度の補正による明許繰り越しをお願いしようとするものでございます。

内容につきましては、4ページの第2表、繰越明許費補正にございます9つの事業につきまして、歳出の補正予算を計上しつつ、その全額を繰越明許費とし、7ページにございますように、その3分の1である1,547万円を社会資本整備総合交付金で見込み、なお不足する3,094万円を財政調整基金繰入金で対応しております。

今般の補正分につきましては、現時点で確定したという確かな情報は入手いたしておりませんので、提案いたしております平成25年度の当初予算につきましては減額させていただいてはおりません。それは、先ほど申し上げましたが、国の各種施策を有効活用した事業展開を図ってまいりたいからでございます。

なお、本補正により実施できることとなりましたら、平成25年度当初予算の計上分は早い段階で減額の補正予算を上程させていただくという予定でございますので、その趣旨を御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

日程第4 質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第4、質疑。

ただいまから、議第41号及び議第42号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） まず、インフルエンザの議第41号ですね。この議案を見ますと、本部員とか本部長とか抽象的な言葉ですが、具体的にどういう組織体制が想定されているのか。それとも、全く想定なしに制度だけつくっておくのか。そのあたり、いかがで

しょうか。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） 組織体制でございますけれども、まず、先ほど提案説明のほうにもありましたけれども、インフルエンザ等対策特別措置法の関係でございます。新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発せられたときには、市町村緊急事態措置を実施すべき市町村に指定された場合に対策本部を設置しなければならないということで、まずこの本部を設置するということでございます。

それで、本部長ですとか副本部長という文言がございますが、基本的には本部長は市長ですね。特別措置法のほうに一応ありまして、第35条に、市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てるとありまして、副市町村長、市町村教育委員会の教育長、当該市町村の区域を管轄する消防長またはその指名する消防吏員云々というような形で、あと、前3号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村職員のうちから任命する者。それで、市町村対策本部には副本部長を置き云々というようなことがありまして、一応特別措置法のほうで本部員等についてはこういったような規定がなされております。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、もう一点ですけど、なぜこんな途中で出てきたのかなというのが。当然、この法律の関係なら当初から出てきていい案件ですが。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） そういう御質問は当然あるかと思います。これは私どもの完全なる、私のミスでございますので。今、上げないと、どうしても間に合いませんので、気がついた時点で上げさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 最初にあるはずのものがなかっただけということですね。

では、もう一点のほうですけど、補正予算ということです。これについては、国の予算の中での処理の関係で今年度議決をしておかないとまずいことになる可能性が高いという説明だと受けとめました。今の説明の中で、まず25年度予算のほうに上がっているわけですね、これは。例えば資料4—2、予算の概要ですと、4ページの右下ですよ。きょうの質疑で石神議員が質問された部分だろうと思うんですけど、耐震補強計画等として挙がっている8つの事業ですね。そのものかなと思って、今、見ていますし、もう一点は、新しく美山支所のアスベスト除去事業というのが単独で加わっているというふうに見ましたけれども、先ほどの市長の説明だと、補正で議決し、かつ、新年度予算でも同じものをね。名称が一緒でも違うよというならわかるんですが、同じものを、

二重議決じゃないかと単純に思うんですね。法律上、そのようなことがそもそも想定されていないわけだから許されないんじゃないかと、二重議決はね。普通、議決というのは、例えば修正して、先に議決すればもうそちらが生きていくわけだから、後のものはなくなりますよとかとなると思うんですけど、法律上、二重議決ということが許されるのかどうか。初めての案件なので、素朴に疑問を持っていますが、そこは法律関係、整理されたでしょうかということが1点。

それから、国の補正に伴う事業ということですけど、それぞれ金額が、例えば美山支所780万円とか、伊自良支所780万円云々と上がっていますよね。これは見積もりは業者から何か見積もりをとって出したのか、市の職員がいろんな他の事業の関連から推測した予測額なのかということですね。まずそこをお聞きします。

○議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午後4時45分休憩

午後4時46分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、会議時間の延長について申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

それでは、会議を再開いたします。

久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） ただいま補正予算につきましてお尋ねがありまして、ちょっと技術的な面もありますので、私のほうからまずお答えさせていただきます。

二重議決ではないかということですが、私の認識としましては、法的に違法なものになるということは思っておりません。ただし、極めてイレギュラーな考え方でして、言葉遣いは悪いかもしれませんが、虫のいい予算計上だとも思っています。適正ではないと思いますが、直ちにこれが二重議決になって、違法になるものとは認識はいたしておりません。

もう一点、個別の、この事業につきましてどのように予算を見積もったかということにつきまして、どこかの建築業者から見積もったものではなく、市職員が過去の例等を判断しまして、見積もらせていただいたものでございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 二重議決かどうか、私はまだ今のお話を聞いてもね、主観的な見解であってというふうに思うので、きょう終わってから調べるしかないなと思っていきますので、またそこは、自分の判断は後日にしたいと思います。

それで、再質問ですよね。例えば、これ、計画策定実施設計書とかいう形で、いわばまず初期の段階の部分です。そうすると、実際の事業費というのはどれくらいになるのか、これも当然市のほうで積算ができるんだらうと。この額が市の職員が積算したということなら。市のほうは当然、実際の事業費ですね。委託工事費とか。そこは積算されていると思うんですが、そこは幾らになるのかということと、それはいつやるのか。予定はね。そのあたりはどうでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 先ほど石神議員さんのときにお答えさせていただいたかと思いますが、今回は耐震補強とか耐震設計ですので、幾らの工事費になるかということは、およそは経験値を持っている職員であればざっとはわかるかもしれませんが、どのような耐震補強計画を立てるか等によりまして額も変わってまいりますので、担当課でそれぞれの施設ごとに把握しておるかもしれませんが、予算的にはどのぐらいかという概数は全く把握いたしておりません。また、どのようにしていくかということにつきましても、石神議員さんのお尋ねでお答えさせていただいたつもりですが、その額によって、また、そのときの有利な制度があるかどうか、タイミングを見ながら、山県市にとって一番いいタイミングで発注していく、場合によってはとてつもないお金がかかりまして、それだけの、BバイCという言葉を使いましたが、ベネフィット・バイ・コストが見込まれない場合には凍結するということも。現時点ではそこまで、どうするかということは固めておりませんが、今般は地域の元気臨時交付金を少しでも枠取りをたくさん取りに行こうという趣旨で計上させていただいたものですので、何とぞ御理解いただきたいと思います。

○議長（藤根圓六君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

○議長（藤根圓六君） 日程第5、委員会付託。

ただいま議題となっています議第6号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例についてから議第42号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第7号）までの37議案は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

なお、発議第2号は委員会提出の議案ですので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託はいたしませんので御承知おき願います。

○議長（藤根圓六君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

12日、13日は総務産業建設委員会、14日、15日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会室で開催されます。

なお、18日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時50分散会

平成25年 3 月18日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成25年第1回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 3月18日（月曜日）

○議事日程 第3号 平成25年3月18日

日程第1 議第42号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第7号）撤回の件

日程第2 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 議第42号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第7号）撤回の件

日程第2 一般質問

○出席議員（14名）

1番	恩 田 佳 幸 君	2番	山 崎 通 君
3番	吉 田 茂 広 君	4番	上 野 欣 也 君
5番	石 神 真 君	6番	杉 山 正 樹 君
7番	寺 町 知 正 君	8番	尾 関 律 子 君
9番	横 山 哲 夫 君	10番	武 藤 孝 成 君
11番	藤 根 圓 六 君	12番	影 山 春 男 君
13番	村 瀬 伊 織 君	14番	後 藤 利 環 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	松 田 勲 君
教 育 長	森 田 正 男 君	総務課長	舩 戸 時 夫 君
企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	神 原 義 広 君
市民環境課長	林 早 笑 君	福祉課長	笠 原 秀 美 君
健康介護課長	田 原 修 君	産業課長	谷 村 勝 美 君
建設課長	山 口 広 志 君	水道課長	服 部 正 己 君
会計管理者	棚 橋 和 良 君	消 防 長	渡 辺 晴 臣 君

学校教育
課長

宮 川

誠 君

生涯学習課長兼
国体推進課長

江 崎

護 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長

竹 村 勇 司

書 記

林

強 臣

書 記

大 野 幹 根

午前10時00分開議

○議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議第42号 平成24年度山口市一般会計補正予算（第7号）撤回の件

○議長（藤根圓六君） 日程第1、議第42号 平成24年度山口市一般会計補正予算（第7号）撤回の件について議題とし、市長から撤回の理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、おはようございます。

今月の11日開催の本会議におきまして、平成24年度国の補正予算に呼応し、地域の元気臨時交付金の確保を目指した平成24年度山口市一般会計補正予算（第7号）を追加上程させていただきました。

その補正予算は、平成25年度の一般会計の当初予算に計上させていただいている事業が、最近になりまして、平成24年の社会資本整備総合交付金について平成25年度への本省繰り越しが認められない可能性が高いとの情報を入手いたしましたので、平成24年度の補正による明許繰り越しをお願いしたものでございますが、再度調整を図る必要が生じたので、山口市議会会議規則第19条の規定により、議第42号 平成24年度山口市一般会計補正予算（第7号）を撤回請求いたしますので、よろしくお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第42号 平成24年度山口市一般会計補正予算（第7号）撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。したがって、議第42号 平成24年度山口市一般会計補正予算（第7号）撤回の件を許可することに決定しました。

日程第2 一般質問

○議長（藤根圓六君） 日程第2、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位 1 番 石神 真君。

○5 番（石神 真君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、3 点ほど質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、今まで何度も質問いたしましたが、円原水源におけるおいしい水の対策はということで、円原水源のカルシウム問題については、過去 3 回ほどの質問がありました。私は平成19年の 6 月議会でこの問題について質問しておりますし、また、同年12 月議会でも他の議員より質問が出ております。炭酸カルシウムを含んだ水道水を加熱すると、水晶状の付着物により、温水器やボイラー等の故障が発生しているため、抜本的に原因となっているカルシウム除去の早期対策を訴えて質問しております。

当時の基盤整備部長は、北武芸の旧水源を使い、カルシウム分を薄める方法で対策をとっており、近く美山地域水質対策調査業務の結果が出ると答弁をいただきました。しかし、その後において状況は余り変わっておらず、いまだに炭酸カルシウムが原因で故障するボイラー等の補償が続いております。平成19年では62件で175万9,840円、平成20年度は59件で366万2,222円、平成21年度は94件、これも255万1,829円、平成22年度はもう 3 桁の109件で299万5,427円、平成23年度は113件で571万3,593円、平成24年度は 2 月末の合計であります、122件、823万1,492円と、年々件数と補償が大きく膨らんでおり、約 6 年間で合計2,491万4,403円にもなっている状態であります。

昨年、市の市政懇談会でも、これは美山の北部の話ではありますが、カルシウムの話があり、水道課長に市民に対して、28年度は何らかの方法でカルシウム除去をする工事を行い、おいしい水を市民の皆さんに飲んでいただけるようにしたいとのお話をされておりました。

そこで、年間約1,000万円近くの補償費が今後にも必要になってくるように思いますが、28年度以降にはボイラー等の補償がないよう、おいしい水を飲んでいただくため、抜本的な対策を行うことが必要であると思います。そのために、基本的調査を予算化して進めていくことが必要ではないのかと私は思いますが、その点につきまして、担当課長からの答弁を求めます。

○議長（藤根圓六君） 服部水道課長。

○水道課長（服部正己君） 御質問にお答えします。

美山地域上水道では、各水源地から2,650戸に給水を行っていますが、そのうち、現在1,251戸が円原水源地からの水道水を御利用いただいております。今後、給水を予定しております西武芸地区の636戸を含めると、美山地区の約 7 割を円原の水源地で賄うことになります。議員御発言のとおり、他の水源地より水をブレンドし、故障を軽減させる対

策をとりながら、ボイラー等の修理補償を行ってきたわけですが、近年ボイラー本体が故障する割合が多くなってきており、御利用いただいている市民の皆様には大変御迷惑をおかけしているところでございます。

安心・安全でおいしい水を安定的に供給するのが水道事業者の責務と考えております。この問題を早急に解決するために、平成19年度に美山地域水質対策調査を行っております。その結果を踏まえて、平成20年には美山地域上水道整備計画を岐阜県知事に提出し、平成24年ごろにはカルシウム対策の施設整備工事を完了する計画としていました。しかし、試験的に御所野の中央配水池から西武芸の配水池に水を送ったところ、西武芸地区全体の配水管が老朽化しておりまして、漏水により十分な供給ができないことが判明しました。そこで、西武芸地区の漏水調査と老朽管の更新を優先して行う旨、計画変更を行い、やむなく円原の施設整備計画を延期し、現在に至ったわけでございます。

現在、西武芸地区の漏水箇所入れかえ工事はおおむね完了しておりますので、改めて平成19年度に行った調査に基づいた事業計画案を水道事業審議会に提案させていただき、今年度5回にわたって御協議をいただいたところでございます。最終的にまとめられた審議会としての御意見は、山県市水道整備計画策定業務、いわゆる基本調査は近く実施するものとし、カルシウムを除去する方法については、工事費や維持費を勘案しつつ、技術革新も含め、さらに模索していく必要があるとされました。これを受けまして、平成25年度は模索期間とし、平成26年度以降、基本調査、引き続き変更認可申請などの手続を行い、順次整備計画を進めていく予定でございます。

しかし、この工事に要する費用が当時の試算で約5億円、年間維持費が2,000万円ほどかかり、今後の検討課題でもあります水道料金の改正幅にも影響があると懸念されております。近年、水道事業経営が厳しい中で実施しなければならない懸案の事業でございまして、今後におきましても、水道事業審議会にお諮りしながら、慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 西武芸のほうを優先したというような話でありましたが、今の答弁の中には、やはり平成19年度に美山地域水質対策調査を行っておられるとお答えをいただきましたが、調査の結果についてはお話をしていただけなかったように思いますが、もし話がありましたら、ダブるかもわかりませんが、お話し願いたいと。そこで、対策調査の結果はどうだったのかと。

そして、もう一点、この水道事業審議会に対して、水道課としてはどのような案件に

対して審議していただくようお願いをしてきたのか、再度お答え願いたい。

○議長（藤根圓六君） 服部水道課長。

○水道課長（服部正己君） 再質問にお答えします。

平成19年度に行った美山地域水質対策調査の目的は、炭酸カルシウム分が結晶状になってパイプに張りつく、いわゆるスケールの発生原因の特定と具体的な処理方法の選定について検討し、整備計画を定めることでした。水道事業の経緯や現況、水事業の予測から、他に水源地を求めるのではなく、現在の円原水源を有効利用していくことが妥当と判断し、スケールが除去できる6つの方法を選定して、実用面、安全面、費用面において比較検討のほうを行いました。その結果において、電気の働きで炭酸カルシウムを除去する電気透析法をノミネートして、現地での実証実験によりスケールの発生を確実に除去できることが確認できたことで、これを採用するものとしたしました。

この調査結果を踏まえまして、水道事業審議会には、電気透析工事を平成28年度までに実施したい旨の計画について説明のほうをさせていただき、御意見を伺ったところでございます。電気透析での処理法については、有効性を御理解いただけたと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、多くの費用を要することから、費用対効果面などをさらに詰めまして、改めて水道事業審議会に諮問させていただく形で計画のほうを進めさせていただきたいと考えております。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） わかりやすくお答えいただきました。

そこで、今、担当課長は、いろいろ試行錯誤した結果、一番最初に答弁いただきました5億円余、年間2,000万円ほどかかるという、大きな金額がかかりますが、やはりこの処理方法だと有効ではないかということで審議会のほうにも出したということであります。また、そこで、やはり皆さんに迷惑をかけない、おいしい水をきちっと配給できるように計画しておられると思いますが、28年度に向けて、予算と計画を立て事業を進めていただくよう、しっかり準備をしていただきたい。

また、最後に、市長にお答え願いたいと思いますが、これについて、やはり多額のお金がかかりますが、年度的にももう年月が足りない。きちっと準備していかなければ市民に迷惑がかけると。考えようによっては、年間1,000万円ばかりなら、維持費のことを考えれば、維持費だけ払っておけばいいという単なる考えではなく、やはりこれも市長が言う市民サービスということで、きちっとおいしい水を飲んでいただけるよう、今後工事費も順番に安くなるとは思いますが、それについて答弁願いたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えいたします。

まず最初に、28年度への完成目標につきましては、これはしっかり担保していかなければならないと考えております。

そしてまた、お話の中にございました、おいしい水ということでございますが、私はむしろ、今のカルシウムが決して体内に悪いものではないので、ただ、ボイラー等にスケールがたまるというのが一番の障害でございまして、先ほど最初の答弁の中で課長が申し上げました、特にこういったものにつきましては、今、経産省へもちょっと問い合わせせておりまして、こういった水の状況を変化させるためには電気式から透析式にあるという傾向があるということで経産省からもそういうお話をいただいております。そういったことも含めながら、28年度には完成を目標にいたしまして、この26、27、28と3年間の間にはしかるべき技術革新もございまして、対策をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 再々々はありませんので、しっかりお願いしておきたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問は、今まで各議員の方々がやはりここできょうのように一般質問をいたしております。その一般質問に対する答弁の検証はということでありますが、主に自分のことを優先に今回はしゃべらせていただきます。

昨年度から、答弁に対する検証という形で、各一般質問について、今後検討する、または調整していく等との答弁が多く、その後どうしたのか、また、明解にしていない案件が多く感じられておりますが、これからそれをどのように進めていきたいのか、また、市長の考えをお聞きする前に、各担当課から返答をいただきたいと思います。その前に、市長の肝いりだと思いますが、昨年一般質問に対する検討結果等報告書というのが事務局にあります。こういうようなものをしっかりと検討して、今後に役立てるためにこのようなものをつくったのかと私は思いますが、まずは、昨年第2回の定例会で市民環境課長に質問しました、窓口業務についてどうなのかと。当時は前向きにやりたいというような話もありましたが、現在、実際どうなっておるのかということで、まず市民環境課長、済みません、お答えください。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

〔「順に。ちょっと訂正して」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 暫時休憩をとります。

午前10時20分休憩

午前10時20分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○5番（石神 真君） 済みませんでした。

あと、第3回の定例会では、緊急輸送道路の質問について、建設課長のほうにお願いし、市長を先頭にやはり岐阜土木事務所のほうなどに陳情に行ってほしいということで、これについては418、新たに緊急輸送道路、また、地元の各道路のことに關して行きましたけれども、まずは早々に市長が先頭を切って陳情に行ってくださいましたので、建設課の答弁は求めません。

あと、第4回の保育園の質問については、徐々に進んでいると思いますが、今、どこら辺まで進んでいるのかということで、順次お答え願いたいと思います。

どうも済みませんでした。

○議長（藤根圓六君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えいたします。

石神議員より、土曜、日曜日の窓口開設を試みてはどうかと御質問をいただき、市長からは、市民の方々の声を十分お聞きし、前向きに検討するよう指示をいただいております。

その後におきまして、市民の方々から、本庁、伊自良支所、美山支所に休日窓口開設の要望はほとんどなく、勤務先に近い市町での広域相互発行を初め、毎月の夜間窓口や郵便請求を御利用していただけていると理解しております。特に広域相互発行では、本市の方が、岐阜市、関市、大垣市など21市町で申請交付を受けられた件数は、戸籍謄抄本、住民票、税関係証明、印鑑証明など、平成24年度2月末で1,235件もあり、また、市外の方が本市で交付を受けられた件数は561件となっております。

こうした状況から、今後も現在の窓口業務を体制を維持いたしまして、3月及び4月以外での休日窓口の開設は試行的にも行わないことといたします。何とぞ御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

保育園の統廃合につきましては、本年2月21日に美山地域の自治会連合会長の皆様方に統廃合の経緯及び現状について説明させていただきました。その中で、主な内容としたしましては、未就園児の保護者の方々を含めた保護者の意見を聞いていただき、進めてもらいたいとのことでした。今後は未就園児の保護者の皆様からも御意見をいただき、総合的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） それぞれ個別の御質問につきましてはそれぞれの担当課長から答弁をいたしましたので、私からは、一般質問に対する答弁で、今後検討ですとか、または調整していく等の答弁に対しまして、これからの方針をとのお尋ねかと思っておりますので、その方針をお答えいたします。

昨年の第2回定例会以降の一般質問から、答弁に対する検証を確実に行うため、関係課から、一般質問答弁に対する検討結果等報告書という形で、対応状況や検討結果等を随時報告させることとし、それを一覧表にいたしまして、常時、情報の共有管理をするよう指示しております。

なお、検討結果の完結したものにつきましては、昨年の11月の議会の全員協議会におきまして一部報告をさせていただきましたが、今後も、完結したものにつきましては、全員協議会等、そうした機会をおかりしながら報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） それぞれお答えいただきましたし、方針としても市長にお答えいただきました。昨年からこのようなことをしていただきましたが、でも、この報告書、私は二つ三つだけ抜粋していただきましたけれども、やはり検討結果、答弁はここに対しての答弁を各担当課はきちんとしてあると書いてありますが、結局、検討結果等については調整中、検討していく。検討結果が、調整していく、検討していくだけでは、やはりこれは検討結果等に当たらないのではないかと。もっと具体的に、どういうふうにするからどうだというための検討結果をここに載せていただきたい。それについて、市長、再度。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） いろんな過程があると思いますけれども、まだ調整しなければならない、時間的な経緯を経なければいけないものですか、そして予算的な措置をする

ものですとかそれぞれあると思いますが、具体的に皆さんの御要望に沿えるような形で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 今、市長、言われましたが、やはりなかなか文字にして出せるのは難しいところもあると思いますが、一応、検討結果などとか、検討結果等という形でありますので、見たら、どういうふうにやっておるんだとわかりやすいような文言で載せていただきたい。それから、あと、備考欄のところに書いていただいてもいいものがあれば書いていただくように、やはり作成をしやすい、また、見て、見やすいように。まあ、担当課の方もえらいと思いますが、努力していただくようお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。

3点目であります。耳が痛いのか痛くないのかちょっとわかりませんが、山県市職員の昇格試験の導入はということで3問目は質問したいと思いますが、やはり市内、いろんなところを歩いておりますと、この人事の時期になりますと、山県市はどういう人事をしておるんだと。言葉は悪いかも知れないけれども、人事を決める人の好き嫌いであっちへ行ったりこっちへ行ったりしておるんじゃないかというような話が聞かれる時期でもあります。そこで、山県市も、今の時代、年功序列の人事はもう古いのではないかと。一遍市長にも、どうだねと尋ねたことが、違う席で笑いながら話をしたこともあります。なかなかお答えいただけなかったと、そのときは。

そこで、今回、山県市の職員も資質向上のために、常に各職員の方は資質向上のために努力をされておると思いますが、部長職がなくなったので魅力がないということがあるかも知れませんが、課長級になるまでにはやはり各階級で昇格試験を通るのではなく、ある程度仕事の中身も見て、あとはこの人は上司でいいのか、下の使い方はいいのかというのいろいろ人事には作用する面があると思いますが、課長になるまで2回ほどをめぐりとして、まずは昇格試験を実施してはどうかと私自身はと思いますが、その点について、市長は今どのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

この昇格試験制度につきましては、客観的評価による公平・公正の確保、能力主義による年功序列の解消、自己啓発による組織の活性化などの効果があると考えております。しかし、また一方では、職員が試験の勉強に専念し仕事をおろそかにするとか、あるい

は管理職に魅力を感じないため、潜在能力があるにもかかわらず昇格試験を受けないという課題が生じることがあるそうでございます。

多くの自治体では、ある一定の年齢になるまでは事実上の年功序列制度を実施しており、最初の昇格は勤続在職年数主義をとり、その後は勤務評定に比重を置いた選考方式を採用しているようでございます。また、これまで昇任昇格試験を実施してきた自治体では、受験率が低くなっている傾向にあるようでございます。職員を昇格させる場合、目標管理、勤務評定とあわせて勘案すると、昇格試験のデメリットを補う仕組みを構築することが必要と考えております。これまで能力評価の実施と充実を優先的に進めてまいりましたが、平成26年度の目標管理による実績評価の本格的導入に向けて、平成25年度から試行的に実施してまいります。

こうしたことから、これまでの勤務評定や目標管理を実施していく中で、職員一人一人の意識の高揚を図り、適切な人事評価制度を構築し、意欲のある優秀な人材を適正に昇格させるため、昇格試験制度もあわせて検討していく必要があると考えております。そして一層の市民サービスの向上、時代に責任の持てる持続可能な地域づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 前向きに一応考えたいというような話がありましたが、やはり今、答弁の中に、職員が試験の勉強に専念し仕事をおろそかにすると。あるいは、管理職に魅力を感じない。先ほど部長職もなくなると、私、一言言いましたが。あと、潜在能力があるにもかかわらず昇格試験を受けないという可能性があるかと答えられておりましたが、なぜ市長はそうに思われたのか。本市のような地元の職員が多いところでは、余り職員同士を、競争というか、争わせたくない。それは1つの小さい市では職員同士が力を合わせていただきたいというのがあるかと思っておりますが、でもやはり、試験に受かったから、今言ったように、その順に上へずっと上げるのではなく、さっきの年数、あと、人を取りまとめていくだけの能力。試験だけではなく。そのようなものが私は必要になると考えております。

また、先ほど、26年度の目標に実績評価の本格的導入、25年度から試行的に行いたいと。また、そういう試験なども取り入れた中で、職員の資質向上はもちろん必要であります。やはり資質向上をすれば一層の市民サービスにも私は役立っていくと思っております。市長の答弁にもサービスの向上というところがありますので、そういうことを見て、今の2点、完全には1点かもわかりませんが、市長の答弁を求めます。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えします。

先ほど冒頭で述べました、職員が仕事を少しく置きまして勉強する傾向ですとか、あるいは管理職に魅力を感じないですとか、そういった点につきましては、実際に大きな、実施してみえる他市の状況の管理系の職員の方に聞きますと、まず試験を受けないという方がかなりこの近隣市にもおみえになるようで、そういった実態からの御説明とさせていただきます。

また、今後におきましては、特に管理職の持ちます課長というポストがいかにも、私もここ一、二年痛感しておりまして、職員それぞれのモチベーションを高めるにはやはり管理職の能力というものが非常に大きなものがございまして、そういった点は今後におきましては余り、従来の年功序列という考え方よりも、能力主義に重点を置いた、そういった人事配置を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 何も用意していなかったけど、市長がどのように答弁されるかなと。再質問もつくっていなかったと思います、本当に。

その中で、やはり最初の再質問したときの、勉強に専念して仕事をおろそかにすると。でも、正直な話、昇格ということは給料も上がるということですよね。逆に、昇格試験じゃなしに、給料が上がる、昇給試験として考えられてはどうかと。そうすれば、一生懸命働き、一生懸命勉強した者は給料が上がっていくというような考え方の試験制度も必要ではないかと。そうすれば、ある程度の中間管理職でこれだけ給料をいただければ、これ以上無理な仕事をしなくてもいいという考えにはならないと。逆に、普通から見ればそう思いますので、今後は市長も考えていくということでありましたので、職員を使うにはあめとむちも必要かと思いますが、やはりいつも市長が言われるように、最終的には市民のためでありますので、資質向上は確実に行っていただきたい。

市長が今言ったことに対してどのように今後進めていかれるか、給料のことでもそうですが、最後、答弁をいただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午前10時39分休憩

午前10時40分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

松田副市長。

○副市長（松田 勲君） じゃ、私のほうから。

御提案いただきました。なるほど、そういうことも考え方として必要なところもありますが、実態として、山県市の職員給与の場合は、昇給というか、昇格というのは、基本的には給与の号俸が上がっていくのが昇格でありまして、そういう要素も実は給与の俸給表の中にあります。実際に、例えば係長から課長補佐に上がるということであれば、それは給与も上がっていくというふうに連動している部分がありまして、そこが山県市の場合は余り細分化されていけませんので、例えば1つ上がれば給与も上がっていく、ポストも上がれば給与も上がっていくという形にはなっています。そこはしっかり能力評価もしながら昇給、昇格も考えていくということを改めて思いますので、そこはしっかり職業能力を評価して考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 以上で石神 真君の一般質問は終わります。

通告順位2番 吉田茂広君。

○3番（吉田茂広君） それでは、通告に従いまして、学校給食における地産地消の促進ということをテーマにしまして、学校教育課長にお尋ねをいたします。

まず、学校給食ということにテーマを絞ったような形になっておりますけれども、給食というのは学校給食だけではございません。保育園の給食もございます。福祉課長にも本来お尋ねをするのが本意かも知れませんが、恐らく本市の給食に対する考え方は、学校給食、保育園の給食、同じ方向であると考えますので、今回学校給食に質問を絞ってお尋ねをいたします。

学校給食法が制定をされましたのが昭和29年6月3日でございます。ことしの6月3日で満59年経過をいたします。当初、児童・生徒の食生活改善を図るための法律でございましたが、平成21年4月1日、実に55年ぶりに改正をされまして、現在では食育の推進をその目的としております。

私の子供時代の給食は、今からもう30年以上昔になりますけれども、アルマイトの容器にシチューが入りまして、メインのおかずには、例えば鯨の竜田揚げであったり、マカロニのあべかわであったり、また、ソフト麺というものがございました。私は非常に好きだったんですけれども。それに、揚げパンがついていまして、その揚げパンはシナモンの香りがして、当時はシナモンというものが全く私はわからなくて、このいい香りがするものは何だと、非常においしかったです。それから、牛乳が苦手な子がいて、

私はほぼ毎日2本ずつ牛乳をいただいていたので、おかげさまで大きく成長することができました。それから、たまに休んだ子がいますと、例えばデザートプリンを、みんなが欲しいものですから、15人ぐらいでじゃんけんをしたり、逆に多少体のぐあいが悪くても給食にプリンが出るということで無理して学校に行ったり、給食は私たち子供にとって、本当にかげがえのない、すばらしいものでございました。

私ごとですけれども、私にとって、学校で一番好きな時間は給食の時間で、次は2時間目と3時間目の20分から25分ぐらいの長い休み時間でした。ちなみに、一番嫌いなのは音楽の時間でございました。成績も悪かったですが、きょうは学校の音楽の授業をどうかしろという話ではございませんので、その話はいたしません。

今から思いますと、給食のおばさんという言い方をしますが、今風に言いますと、学校調理員の方々が腕によりをかけて自校調理室で調理された、できたての給食をいただいておりますので、したがって、本当に給食がおいしかったということだと思います。当時はそれを本当に当たり前のことと思っていました。本当に私はうれしいことに、その流れが現在まで脈々と続いて、市内の全ての保育園児から小中学生まで自校調理の給食を食べることができる体制となっています。行政コストはかかるかもしれませんが、これは子育てをする上で本市の大きな魅力の1つだと考えています。

先に戻りまして、改正前の学校給食法では、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることに鑑みというふういうたっております。つまり、給食は単に子供の成長のためだけにあるのではなく、広く国民全体の食生活の指針であると言っているわけです。それが改正されまして、学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養うとされましたが、将来ある子供たちに安心・安全な食事を提供する学校給食は、それぞれの地域の食に対する思いを示す羅針盤のようなものになり得ると考えてもいいと思います。例えば、給食のメニューが家庭での食事の手本となったり、それから、給食を通じて食のあり方を考える機会ができたり、まさに食を通じて教育を行うというのが現在の給食に求められているのかもしれません。

昨今、多くの自治体でその給食に対して地産地消を求めています。本市でも、平成23年に策定されました山県市食育推進計画におきまして、旬の食材や地域の産物の名を知る、また、地元でとれた食材を食べるといった行動目標を掲げています。そこで、下記の4点につきまして、学校教育課長にお尋ねをいたします。

まず1点目、現在の1食当たりの給食のコストはいかほどでしょうか。それは近隣市町村と比較してどうでしょうか。

2 番目、平成21年度第4回議会におきまして、藤根議長が教育長にお尋ねになりました。県産品使用割合の目標が30%に対して、本市は6月の段階で34%、山県市産品74%であるとお答えになっていますが、現在の数値はいかほどでしょうか。

3 番目、さまざまな献立がございますが、食材の供給元として、岐阜県産ということでは賄えないもの、また、同様に山県市内では賄えないものがございますか。あるとするならば、それは何でしょうか。

4 番目、最初にお聞きした数値、2 番目でお聞きした数値ですが、今後の目標はいかほどでしょうか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（藤根圓六君） 宮川学校教育課長。

○学校教育課長（宮川 誠君） 御質問にお答えします。

1 点目の現在の学校給食の1食当たりのコストにつきましては、小学校は平均で216.11円、中学校は平均で246.67円でございます。金額に差がありますのは、本市は食材の仕入れ先が学校によって異なることによります。近隣市町との比較につきましては、小学校では岐阜地区の9市町村の平均が232.67円で、本市は3番目にコストが低いことになります。

なお、岐阜県全ての市町村の平均は244.26円で、山県市は42の市町村の中で4番目にコストが低いことになります。

2 点目の県産品の使用割合でございますが、今年度6月と11月の調査結果では、一番高い学校が39%、一番低い学校で21.8%で、平均しますと31.3%となりました。また、県産品のうち、山県市産品の使用割合につきましては22.76%でございました。

なお、この調査は6月と11月のそれぞれ5日間の調査の平均であるため、調査日に県産品や市産品の食材を用いたかどうかで大きく数値が変わりますことを御理解いただきたいと考えております。

3 点目の食材の供給元でございますが、岐阜県では賄えない品目としましては、海産物やパイナップル等の果物があります。また、本市におきましては、ハウレンソウ、ジャガイモ、タマネギ、ニンニク、生シイタケ等18品目の使用実績がございますが、ゴボウ、ピーマン、モヤシ、レンコン等の野菜や、リンゴ、ミカン、キウイ等の果物など12品目ほどの食材は使用しておりません。また、使用実績がある食材につきましても、ニンジン5月、トマトは6、7月、ナスは7、9月など、期間は限定的でございます。本市はハウス栽培が少なく、旬の野菜以外の食材を賄えない状況がありますことも御承知おきください。

4点目の今後の数値目標でございますが、県産品につきましては30%、うち、市産品につきましては70%を目標に使用したいと考えております。ただし、県産品や市産品の割合を上げることで地産地消を推進してまいりたいのですが、このことは同時に1食当たりのコストが上がったり、安定した供給量が確保できないなどの問題も生じますことから、バランスを図りながら調達に努めたいと考えております。

本市教育委員会では、食育の推進を主要施策の1つとして掲げ、子供たちが健康な心身を育むことを願うとともに、ふるさとのよさを誇りにつなぐ教育の推進に努めております。今後も、毎月1回の食育の日を中心に、ふるさと山県市、岐阜県の食材の積極的な使用や食材の紹介、食材を生かす献立の工夫に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 吉田茂広君。

○3番（吉田茂広君） ありがとうございます。データとして、いろんな品目であったり、数値を聞かせていただきました。

教育長に再質問させていただきます。先ほどの質問で、平成21年6月の調査におきまして、県内産割合34%、うち、市内産74%とのことでございました。当時の目標数値も現在と同じ、それぞれ30%、70%でございましたので、したがって、当時は目標を達成していたということでございます。今回の調査結果につきましては、県内産割合こそ、かろうじて目標数値を超えておりますけれども、市内産割合においては大きく目標を下回っております。また、考えなければならないのは、仮に数値どおり目標を達成したとしても、県内産30%掛ける市内産70%でございますので、給食に占める市内産物品の割合は2割少々にしかないということでございます。

先ほど改正前後の学校給食法について簡単に述べましたが、改正前の法では、給食を児童・生徒の心身の健全発達を目的としていると申しました。つまり、必ずしも栄養状態のよくない子供たちに、食材の乏しい中で何とかして栄養価の高いものを食べさせた。当時は流通も限られていたでしょうから、おのずと地場産品中心のメニューになりがちではあったと思いますが、おいしいかどうかは別にしまして、とにかく食べさせるということだったんじゃないかと思います。おかげさまでという言い方が本当にもったいなくて、私は罰が当たりそうなんですけれども、私どもは給食で脱脂粉乳を飲んだことがございません。いろんな方にお話を聞くと、とにかくまずかったということだけは伺います。

それに比べまして、現代の給食は、その目的を心身の発達だけでなく、食に関する正しい理解と判断力を養うものとしています。つまり、食育に重きを置いているわけです。

が、今、自分の地域ではどこでどんなものがつくられているのか、それは食べるとどんな味がするのか、それを知るのが食育の第一歩ではないでしょうか。給食は食育を学ぶ上で大変有効で重要なアイテムの1つです。今、とれるものを中心にメニューを考える。先にメニューがあるのではなく、先に食材を考えたらどうでしょうか。例えば、主食の米だけはとにかく山県市産のものを使う。それには、栄養士さんであったり、例えば山県市の食の担当課、産業課であったり、また、農家の方々、生産者の方々であったり、それぞれの意思の疎通を密にしまして、食材からメニューを組み立てる、そういった方向で給食を考えたらいかがでしょう。先ほど課長の御答弁の中で、地産地消を推進したい。ところが、コスト、また、供給量の確保等問題があるとのことでしたけれども、もしかすると、そうした連携を密にする中で、案外、山県市内には、供給量の多い、今までは使ってこなかったけれども、確実に供給量の見込める、給食に適したよい食材が見つかるかもわかりません。

そこで、教育長に再度お尋ねをいたします。教育長としまして、今後の市内の給食における地産地消ということに対して、いかにして、教育長、行っていくおつもりであるのか、お聞かせをください。お願いいたします。

○議長（藤根圓六君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） それでは、再質問についてお答えをいたします。

本市では、学校給食の献立を作成するに当たりまして、市内食材がとれる年間の一覧表を作成いたしております。できるだけ市内食材を多く使用するように配慮をしているところでございます。

ちょっと時間がかかりますが、一例を挙げてお話をしますと、市内では、4月にはホウレンソウが、5月にはタマネギやニンジンが、6月にはジャガイモやキャベツが生産されますので、その食材をできるだけ多く使用したり、煮物や和え物、炒め物や汁物と、調理方法を工夫することで繰り返し使用していくということに努めているところでございます。また、ナスやトマト、トウモロコシ、シイタケ等につきましては、地元の生産者に声をかけ、積極的な使用に努めているところでもございます。

山県市内産の使用割合が今回、先ほど課長が申しましたけれども、大きく目標を下回っているということにつきましては、この調査が6月と11月の特定の週をもとに調査したもので、そのときの献立によって数値が大きく変わったものと私も思っております。実際、7月17日の夏野菜カレーの献立では、野菜の9品目のうち5品目は市内産品を使用しており、使用割合は55.56%になっております。しかしながら、牛乳、米、麦、乳製品、肉や魚等の使用頻度は非常に高い食材でございまして、市内の産品で補っていくと

いうためには、使用割合がなかなかこれは上がらないという現状もございます。しかし、先ほどちょっとお話がありました、お米につきましては、産業課に話を聞き、確認しましたところ、来年度から本市のクリーン米を使用できるというふうに聞いております。市内産品の割合を少しでもこれは上げることができるというふうにまず考えておるところでございます。

食育の推進につきましては、食育基本法が制定され、食を大切にする心の欠如、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向、それから食の安全上の問題等の発生や海外への依存、それから伝統ある食文化の喪失等、さまざまな問題に対応しながら、望ましい食習慣を身につけさせることが求められているというところでございます。

そこで、本市の学校給食におきましては、日本型の食事を積極的に取り入れると。そのために、お米の食事になります。米飯を週2回から3.5回にふやしたり、市産品の野菜を主とした主菜、副菜、それから汁物を充実させることで、今、バランスのとれた献立を工夫しておるところでございます。今後につきましても、市産品の使用につきまして、栄養教諭、関係各課、生産者の皆様と連携を図りながら、市産品の使用割合を高めますとともに、山県市産品の食材については献立表に印をつけたり、全学校がランチルームで行いますので、その給食時間で、一口話という中で、積極的に献立表の印について、いわゆる市産品について紹介をしているところですし、していきたいというふうに思っております。さらに、子供たちや保護者の皆さんにそのおいしさや安全性、または生産者の皆様の御努力についても同時に伝えていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 以上で吉田茂広君の一般質問を終わります。

暫時休憩をとります。議場の時計で11時20分から再開いたします。

午前11時01分休憩

午前11時20分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問に入る前に、先ほどの件で副市長のほうから説明がございますので、しばらくお待ちください。

松田副市長。

○副市長（松田 勲君） 先ほどの石神議員の再々質問に対する私の答弁のほうで、再度、その正確を期しておきたいと思っておりますので、ちょっと修正をさせていただきます。

先ほどの答弁で説明しましたが、昇給あるいは昇格という言葉が混同されるような可能性がある、そういうちょっとあやふやな表現をいたしました。本来は昇給と昇格、別の意味でありまして、昇格というのは1つの給料表の中で号俸、1号なら1号、2号なら2号、その2号から3号に1つ上がることを昇格といいます。昇給は1つの号級の中で段階を上がっていくことが昇給でございます。そこがちょっと曖昧な表現をしてしまいましたこととおわびしますとともに、昇給と昇格は別の言葉でありますので、改めて訂正をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

通告順位3番 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております3点について、順次質問させていただきます。

初めに、受領委任払い制度について、健康介護課長にお伺いいたします。

先月の新聞記事に、県内65歳以上初の25%超えとのタイトルで、岐阜県内の65歳以上の割合表が掲載されておりました。目にされた方も多くあると思いますが、山口市は27.4%で、17位となっております。

高齢者の割合が年々増加する中、介護保険サービスを受けられる方の数は、制度創設時、平成12年4月より平成22年まで、1カ月の平均で2.2倍にふえております。介護保険制度は、3年ごとの見直し規定にのっとり、制度等の見直しが行われてきました。24年度から介護報酬が改定され、各地域で新たな計画がスタートしています。高齢化が進む中、介護事業者、従事者、利用者、それぞれの立場から多岐にわたる現場のニーズを受けとめつつ、状況に合わせた見直しがますます重要となります。また、保険料の段階が示され、山口市においては7段階から9段階になりました。基準額で年額9,490円の増となっております。保険料が増加し、介護サービスを利用するには1割を負担しますので、大変厳しい状況です。

福祉用具の利用について、貸し出しを利用できるもの以外、ポータブルトイレや入浴用椅子など、購入するとなると全額を支払い、その後に9割を受け取る償還払いとなっています。手すりをつけたり、段差解消などの住宅改修費用も同様です。利用者にとっては、一時的であれ、全額負担となると相当な経済的負担を強いられることになります。近年の利用実績では、平成22年度の福祉用具購入費は、要支援、要介護を合わせて107件、住宅改修費は同じように合わせて97件。23年度の福祉用具購入費は、要支援、要介護を合わせて117件、住宅改修費は合わせて98件。24年度2月までに、福祉用具購入費は、要支援、要介護を合わせて97件、住宅改修費は106件。それぞれのサービス利用は月に8

件から9件あることになります。

利用者が自己負担分の1割分のみを事業者に支払えば残額は自治体から事業者に支払われる受領委任払いにしてほしいという声が多くあります。県内には、海津市や中津川市が受領委任払いを実施しております。本市においての導入のお考えをお伺いいたします。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） 御質問にお答えをいたします。

議員御発言のとおり、岐阜県内では、海津市や中津川市が住宅改修費用の受領委任払いを、もつと広域連合が住宅改修費用と福祉用具購入費の受領委任払いを行っております。

介護保険法施行規則第75条によりますと、住宅改修が完了してから後に提出する書類として、当該申請に係る住宅改修に要した費用に係る領収書、当該申請に係る住宅改修の完了後の状態を確認できる書類等と定めております。これは、一度利用者様に御負担をいただき、後に御負担分を支給するという、いわゆる償還払いを意味したものと理解をしておりますし、福祉用具についても同様の考えであると理解をしております。

しかしながら、全国的にも住宅改修費用の受領委任払いを行う自治体が増加していることは、各自治体のホームページ上などでうかがい知ることができます。こうした制度にするためには、改修施工業者やケアマネジャーへの周知の徹底、また、事務取扱要綱の整備などが必要となってまいりますので、実施自治体の実情などを十分に調査を行う必要がございます。

しかしながら、議員が御発言のように、低所得者の経済的負担の軽減といったことから、そうしたことは重要かと存じます。そうしたことから、住宅改修費用の受領委任払いにつきましては、前向きに検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） ありがとうございました。住宅改修費用の受領委任払いについては、前向きに検討していただくということでしたので、お願いしたいと思いますが、福祉用具については、これはできないということなのでしょうか。

また、制度にするには、施工業者やケアマネジャーへの周知徹底、また、事務取扱要綱の整備が必要ということでございました。これに対する期間というのはどのくらい必要なのでしょうか。再質問いたします。

○議長（藤根圓六君） 田原健康介護課長。

○健康介護課長（田原 修君） まず、福祉用具のほうでございますけれども、受領委任払いの考えということでございますが、御承知のように、住宅改修につきましては限度額が20万円という形になってございます。自己負担がその1割。福祉用具の購入につきましては限度額が10万円という形になってございます。そして、現状、福祉用具のほうを見ますと、先ほど議員御質問の中にありましたように、ポータブルトイレでありますとか、浴室用のシャワーを浴びるときの椅子とか、そういった、どちらかといえば簡易なものが多いございまして、金額的にもそれほどの高価なものではないという考えもございます。そうしたことから、中津川市さんにおかれましても、海津市さんにおかれましても、恐らく住宅改修のほうのみをやっておられるんだというふうに理解をしております。そういったことから、今のところ、福祉用具につきましては受領委任払いをする考えは私のほうは持っておりません。

それから、2点目の、仮にやるとすれば、その準備期間というお話でございます。いろんな自治体を見ますと、やり方はいろいろでございますが、先ほど事業者とかケアマネジャーへの事前の周知ということを申し上げました。自治体によりましては、事前説明会をそういった事業者とかケアマネジャーに行うなどして、制度の徹底とか、そういったこともしております。そうしたこともありますので、取扱要綱自体は多分それほど難しいことではないと思いますが、周知徹底というところが非常に大きなところかと思っておりますので、仮に行うとすれば、私の今の考えでは平成26年度からという考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） ありがとうございます。26年度から、仮にとおっしゃいましたが、より早く、来年の今ごろには予算に上がってくるように要望しておきます。

次に、2点目の質問に移ります。

障がい者の自立、就労支援について、福祉課長にお尋ねいたします。

障害者優先調達推進法が昨年6月に成立をし、本年4月から施行されます。この法律は、国と独立行政法人等に対して、障がい者が就労施設でつくった製品の購入や、清掃などの業務委託を優先的に行うよう義務づけるとともに、地方公共団体に対しても、障がい者施設の受注機会の増大を図るよう努めることを求めています。

現在、国などが商品の購入や業務委託する際は、競争入札による契約が原則ですが、民間企業に比べ競争率の弱い障がい者就労施設が契約するのは難しいのが実情です。また、施設や自宅で働く障がい者への民間企業からの仕事の依頼は減少しております。さ

らに、障がい者施設への発注が不安定のため、国からの安定した仕事を求める声が高まっております。

障がい者の就労機会を増加させ、自立を促進することを目的に制定された本法律によって、自治体には、障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るための必要な措置を講ずる努力義務が課せられています。それを実行するために、１、物品の調達目標を定めた調達方針を策定し、公表しなければならない。２、その方針に即して調達を実施する。３、調達実績は取りまとめて公表する。以上のことが求められています。

岐阜県では、岐阜県ハート購入制度として、県内の障がい者雇用努力企業及び小規模作業所等及び母子福祉団体へ優先的に発注を行うことにしています。本市のお考えをお伺いいたします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

平成25年４月からスタートする障害者優先調達推進法につきましては、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律です。

本市では、シイタケ、ワサビ、野菜の生産販売を行う障がい者支援施設が２施設、パン、ケーキ、クッキーなどの生産販売をする支援施設が２施設、布製の小物等を制作している支援施設が１施設あり、市外にもこうした就労に向けた取り組みが進んでまいりました。

現在、本市では、保育園の配達の関係上、高富・伊自良地域と美山地域に分けて、730個のパンを月に１回、市内の授産事業者から定期的に購入しており、来年度からはブルーベリージャムも購入する予定です。また、不定期ではありますが、避難所の間仕切りセットや、イベント時の参加賞としてクッキーやエコバッグの購入などを行っているほか、福祉大会や本年開催されました清流国体や清流大会などに出品いただいております。また、市の職員を対象に、定期的にパンや弁当の購入を行っているところです。

議員御質問の調達方針の策定、実績の公表等については、現在国においては基本方針を策定できるよう準備している段階ですので、現時点では考えておりませんが、当分の間、適時各課や各種の団体に対して授産製品の積極的な活用を図っていただくよう情報提供をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、お答えの中で、新たな法律の実施に向けては国の方針を待っている段階というようですので、準備をしていただきたいと思います。

障がい者の就労支援として、企業には就労割合が決められていますが、公的な場所での就労についてはどのようなのでしょうか。

また、今後どのように考えておられますか。今お答えいただいた障がい者支援施設の商品購入やイベント出店など、市内、市外のものもあるようですが、各課に活用の情報提供を図っていくということですので、推進をお願いしたいと思います。

そこで、もう一步進めて、情報を発信していただき、市民の皆さんも気軽に施設の商品を購入できるような紹介の工夫をしていけないものなのでしょうか。

以上3点について、総務課長に再質問いたします。

○議長（藤根圓六君） 船戸総務課長。

○総務課長（船戸時夫君） 尾関議員の再質問にお答えいたします。

御承知のように、障がい者の雇用の促進等に関する法律がございまして、こちらの法律の中では、身体障がい者、知的障がい者の雇用の義務づけ制度があるわけでございます。これに基づきまして、地方公共団体におきましては、障がい者の雇用率が2.1%と定められております。本市における雇用率の算定につきましては、消防職員を除いた正規職員と臨時職員、これを基本に現在雇用しています障がい者が9名おみえなんです、これをもとに計算しますと、本市の実雇用率は2.49%となっております。

なお、本年4月1日からまたこの制度が変わりまして、障がい者の雇用率が現在の2.1%から2.3%に引き上げられますが、ただいま申し上げましたように、本市におきましては2.49%ということで、新しい制度でもクリアしているという状況でございます。

ちなみに、この法律に基づく4月1日からの障がい者の雇用率でございしますが、国におきましては地方公共団体と一緒に2.3%、都道府県の教育委員会におきましては2.2%、民間の事業所におきましては2%という状況になっておりますし、また、さらに障がい者の雇用状況を国に報告する義務があるわけでございますが、この人数もその事業所が50人以上の事業所ということで定められておるところでございます。

続きまして、今後の状況でございますが、数日前もまたこの制度が改正されて、5年先には精神障がい者も雇用ということがございますので、また今後も障がい者雇用も拡大したいというように考えております。

続きまして、障がい者施設等での商品の販売につきましては、先ほども担当課長から述べましたように、現在は市役所におきまして、パンとか農産物の販売をされておるところでございますが、私の考えとしましては、ロビー等に、障がい者施設からの御要望

があればチラシ等を配布して、市民の皆さん、また、来客される皆さんにもPRを図ってまいりたいというようなことを思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、PRも進めていただけたということでございましたので、また今後の障がい者の方の支援が進むようお願いをいたします。

次の3点目の質問に移ります。

観光振興策とPRについて、国体推進課長と産業課長にお尋ねをいたします。

昨年行われました、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会には、選手や監督、大会関係者、応援観戦者など全国から多くの方がお見えになりました。この機会に岐阜県の山県市をよく知っていただき、こんなにいいもの、おいしいもの、いいところがあるということがアピールできたのではないのでしょうか。そして、もう一度山県市に行ってみよう、またあれを食べたいなと思って足を運んでいただけるようになったのではないかと思います。

また、おもてなしの心で歓迎の品々を作成された方々や、特産品などの開発もされたと思いますが、その成果と今後の観光振興策とPRはどのように考えておられるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（藤根圓六君） 江崎生涯学習課長兼国体推進課長。

○生涯学習課長兼国体推進課長（江崎 護君） 御質問にお答えします。

ぎふ清流国体・ぎふ清流大会の開催につきましては、スポーツのよさを市民に感じていただくとともに、多くの市民の皆様に参加していただき、心のこもったおもてなしでお迎えすること、そして山県市の自然、歴史、観光、特産品等のPRを積極的に行おうと取り組んでまいりました。

具体的には、売店、国体応援弁当、お薦め観光コース等の紹介、そして、ミナモ、ナッチョルくんによるPR活動の4点に、関係課、団体の協力を得て取り組んでまいりました。

1つ目の売店につきましては、御当地グルメコーナーと銘打ち、5つのブースで、黒ニンニクを使った元気玉バーガー、黒ニンニク冷麺、桑の木豆を使った桑の木豆アイス、桑の木豆おこわ、豆かな、ハヤシライス、カモ串、朴葉ずし等、10品目以上の販売を行っていただきました。

2つ目の国体応援弁当につきましては、県内8市町11の農業女性起業グループ等が参加し、本市ではさくら工房とふれあいバザール生産物直販組合が参加され、ニンニク、元気玉入りハンバーグの入った「お袋の味 さくら弁当」、桑の木豆入り五目おこわの

入った「桑ちゃん弁当」の販売をし、国体を応援するとともに、山県市のPRをしていただきました。

3つ目のお薦め観光コースの紹介につきましては、3年前より山県市観光ガイド協会の皆さんが市内各所を見学、勉強され、観光案内ブースで3つのお薦めコースの紹介を初め、観光資料の配布を行っていただきました。

4つ目のミナモとナツ Chol くんによるPR活動につきましては、中学生を含むボランティア、ミナモPR隊が3競技12日間、毎日会場での来場者との触れ合い、記念写真、式典への出演等、精力的に活動していただきました。特に、ナツ Chol くんを通じて、山県市の観光大使であること、ナツ Chol という方言の意味、伊自良連柿が山県市の特産であることが、その愛らしさとともに十分PRできたと感じています。

そのほか、ふるさと自慢カレンダー、ビデオレター、山県市PRののぼり旗の作成等に取り組みを行ってまいりました。

以上のような取り組みを通じ、山県市の自慢が関係者の創意工夫と努力により生み出されたり、再発見できたり、多くの来場者に発信できたことが成果と考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 続きまして、本市の今後の観光振興策とPRにつきまして、お答えします。

本市の観光振興は、会員数108名を擁する山県市観光協会と連携し、事業を展開してまいります。

まず、重要な、観光客を取り込むための具体的な事業としては、体験型ツアーの開催を企画し、本市へ足を運んでいただき、その時期にそこでしか体験できないことを行うことで本市の魅力を感じてもらいます。毎年行われている、岐阜やまがた観光フォトコンテストは、写真愛好家の方に本市の自然豊かな四季や出来事を被写体としておさめていただき、作品展示をすることで、観光客の方に新たな発見を提供できていると思われます。過疎化が進む美山北部地区にて活動をされてみえます、神崎ちゃ茶クラブの皆さんに協力していただき、「神崎ちゃ茶クラブ・伊自良連柿撮影会」と題し、わら草履づくりや、きねや臼を使った餅つきなど、昔から伝わる暮らしぶりや特産品の伊自良連柿の魅力ある写真を撮っていただきました。都会に住む多くの方たちに本市へ訪れていただけるような、さまざまな事業を展開していきたいと考えております。

ソフト事業としては、4月以降の組織再編を視野に入れ、岐阜県市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金に係る山県市観光プロデュース事業と連携し、御当地キ

キャラクターを使用して、本市のPRや特産品の販路拡大及び山縣市振興ウェブでの情報発信をしていきたいと考えております。具体的には、ウェブサイト上での観光、イベント、店舗、企業の紹介やフェイスブックによる情報発信をし、ユーザーとの情報交換を行い、今後の観光事業に反映させていきます。

イベント等の観光PRでは、山縣市観光親善大使であるナッチョルくんの活躍で、多くの方と触れ合い、ファンもふえており、今ではなくてはならない存在となりました。今後もナッチョルくんには多方面で活躍をしていただこうと思っております。

特産品開発及び販売については、本市笹賀出身の丸善書店創業者であり、ハヤシライスの考案者である早矢仕有的氏にちなんで、ハヤシライスを本市の味にすべく、40歳代の若者が中心に、早矢仕らいす研究所というグループを立ち上げられ、ハヤシライスの味の改良に励んでおられます。近い将来には、ハヤシライスが御当地グルメとして広く市内外に認知されると期待しております。本市も支援してまいりたいと考えております。

現在、本市では、利平栗、伊自良連柿、桑の木豆、美濃山県ニンニクを特産品としています。利平栗は、発祥の地として、毎年ふるさと栗まつりにてPRしております。伊自良連柿は、岐阜県の「じまんの原石」に認定されており、原材料となる伊自良大実柿は飛騨美濃伝統野菜にも認定されており、迎春を迎えるための贈答品として好評で、年末には直売所を開き、販売をされております。桑の木豆は、そばまんじゅう、豆なかなやアイスなどに商品化し、販売されています。また、地元の特産品として、児童・生徒に知っていただくため、学校給食に年3回納品され、食されています。美濃山県ニンニクは、平成24年7月に「元気玉」として商標登録をしました。平成20年より、美濃山県にんにく振興協議会を立ち上げ、ニンニクづくりに協賛し、参加される農家を募り、現在32の農家、企業等が会員となっております。加工品の黒ニンニクや元気玉バーガー及び黒ニンニク麺などを商品開発されました。以上が本市の代表する特産品ですが、さらに本市に新たな特産品ができるよう努めてまいります。

最後になりましたが、ことし1月に東海環状自動車道の着工式が行われました。今後、高速道路利用客を本市に来ていただけるよう、山縣市観光協会などと連携し、積極的に本市をPRしてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございます。国体の多くの成果があったということを引き継いで、継続したPRが推進されていくことを期待したいと思います。

また、25年度に予算化されている山県市観光プロデュースと連携し、御当地キャラクターを使用して、市のPRや特産品の販路拡大をしていくということでございましたが、どのように実施されるのでしょうか。今、行政の皆さんが首からかけておられる名刺にはナッチョルくんが入っていますが、皆さん同じデザインです。ほかに幾つものかわいいデザインがあることを先日私も初めて知りました。最近お目見えした、名山めぐりの山県さくらのキャラクターですが、携帯用のガイドブックが玄関に置いてあります。これもまた、多くの方が手にしていただけるといいと思います。

このように、御当地キャラクターをもっと利用していただけるようにしていくべきではないかというふうに思います。ここにおられるほかの議員さんも同じだと思いますが、山県市内だけでなく、行動範囲の広い方ばかりです。名刺やチラシ、ファイルやピンバッジなど、キャラクターやメーンに4つ挙げられた利平栗、伊自良連柿、桑の木豆、美濃山県ニンニクの特産品を活用し、アイテムを提供していただくことは、大きく広がっていくことだと思います。お考えをお伺いいたします。

ことし1月に千葉の市町村アカデミーに研修に参りました。そこで、兵庫県朝来市の方に出会い、朝来市の特産はハヤシライスですと言われたときには驚きました。ハヤシライス考案者は山県市出身の早矢仕有的ですよとの会話から、話が弾み、ハヤシライスサミットができるといいですねとの話が出ました。そのような提案はいかがでしょうか。

以上3点について再質問いたします。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） それでは、再質問にお答えします。

1点目、特産品の販路拡大の実施方法ですが、名古屋市中日ビルで毎年開催される全国センター合同物産観光ふるさとフェアや、名古屋市金山駅で毎年開催されます飛騨・美濃ふれっしゅ直行便などにて、本市の特産品の販売と観光のPRを行っています。とても好評でございます。今後もこのような大きな物産展には御当地キャラクターも参加し、引き続いて出店してまいりたいと考えております。

2点目、御当地キャラクターのさらなる利用ですが、賛成でございます。先般、市内の工事看板にナッチョルくんを使用したいと使用申請がありました。それで、使用の許可をしました。今後も本市のキャラクターの使用申請がありましたら、使用許可をしたいと考えております。また、山県市観光プロデュース事業にてグッズを製作する計画です。グッズなどによりまして、さらに本市をPRしてまいりたいと考えます。

3点目、ハヤシライスサミットの提案ですが、賛成でございます。早矢仕らいす研究所と連携し、検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） ありがとうございます。賛成をしていただきましたので、早急に進むことを期待したいと思います。

ですが、まだほかにも自然豊かな山口市です。よいところも多くあります。岐阜県の山口市がPRでき、活気あふれる元気なまちになるよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤根圓六君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

通告順位4番 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） それでは、通告してございますように質問をさせていただきます。

森林の整備と育成に間伐事業の促進は重要な事業として、山口市において着実に進めていただいておりますが、この間伐材や枝葉の利用についてお尋ねをいたします。

さて、間伐材が二次災害を引き起こす例はよくある話ではありますが、そこで先般、私たちは地域で、樹齢60年以上のヒノキ等を、災害で折れてはいけないということで、業者に依頼をいたしまして、育てた木々を先日も100万円ほどかけて切っていただきました。道路端で作業も大変しやすい場所であったのですが、その木材のお金はほんの微々たるものでありました。また、枝葉につきましては、最近は生活の中にまきとして取り入れることがなく、全て持っていきまして、そしてお金を払って、そして処分をしてもらうという、まことに山持ちを泣かせる実態でございます。

このことは御存じのとおりかと思いますが、森林の育成に国も県も力を入れておられるということでございますが、この状況では行政のよほどの覚悟と支援がないとなかなか自立は困難であろうというふうに思われます。

そこで、この有効な処分方法、及び活用方法について、産業課長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

まずは、本市の森林の育成についてですが、戦後に植栽された杉やヒノキの人工林は、木材として利用できるまでになっており、植えて育てる時代から、切って利用する時代を迎えています。したがって、森林整備を実施する施業地の集約化を推進し、国や県の補助事業により、森林内に作業道などの路網整備を進めることで木材生産コストの縮減を図り、間伐によって切られた原木を搬出するとともに、保水機能や山地の崩壊防止機能及び二酸化炭素の吸収機能など森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮さ

せるための森林整備に努めていきたいと考えます。

次に、間伐材の有効な処分及び活用方法についてですが、先ほども御説明したとおり、林内路網の整備により、間伐した原木の搬出を行っており、搬出した間伐材は製材工場等に運ばれ、合板やチップ等に加工されています。そうした中で、昨年11月に木材を集積する中間土場を市内に設置し、輸送コストの縮減を図ることを目的に林業技術研修を実施いたしました。この研修を踏まえ、中間土場を活用した工場直送方式を導入することにより、さらなる木材生産全般コストの縮減を図り、間伐材の有効な利用に努めていきます。

また、家庭などの庭木の剪定で発生した木や枝をチップにする小型粉砕機の貸し出しを行っている市町村が全国ではかなりあります。チップは堆肥や燃料として有効活用されています。市民の方々が処理に困っておられる直径10センチ程度までの雑木や竹などをチップにし、活用できるよう、清流の国ぎふ森林・環境基金事業の市町村提案事業などによって、小型木材破砕機が購入できないか、検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） 今おっしゃいましたように、まさに切って利用するが大事なところであります。

以前に私は、ちょうど美山中学校の建設当時にも質問をさせていただき、美山中学校の木材使用分はできるだけ地元産の木材を利用させていただきたいとの要望をしたところではありますが、ただいまの答弁の森林内の作業用の路網整備も、これも結構ではありますが、もう少し目の前の状況改善に目を向け、ほんのわずかでもいいので、山仕事に楽しみの持てる施策を打ち出していく必要があるのではないのでしょうか。処分するのに金がかかるのであれば、誰も山仕事などやりません。そうすると、山は今のよう荒れ放題でジャングル化し、また税金をつぎ込むという後追いでは、岐阜は木の国、山の国などと歌などを歌ってはられません。

そこで、例えば、芝を1把100円で、じゃ、引き受けます、皆さん働いて、たき物を持っていらっしゃい、また、丸太は1メートルくらいの長さに切ってください、そして割れ木にしてもらえば幾らかになりますなど、皆さんに少しでもやる気を起こしてもらうことが一番大事な産業課の仕事と考えますが、いかがですか。そして、チップにして活用する、または熱カロリーとしての利用方法などが考えられるものと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 再質問にお答えします。

議員が言われますように、目の前に山があっても、その山に関心を示す人は少なくなっています。その理由としては、木材輸入の自由化により、安い外材が入ってきたことで、国産材の価格が低迷していること、また、林業に取り組んでおられた方々が高齢化したことなどと考えられます。

そうした中で、今年、地域住民や次の世代を担う子供たちを集め、森林の役割や自然に優しいエネルギーである木炭に親しんでもらおうと、清流の国ぎふ森林・環境基金事業にて、炭焼き体験事業を開催いたしました。30人の参加があり、子供たちの感想では、木は重たかったけど、おもしろかった、窯の中に並べるとき、芯が上にしなければならなかったので、芯を区別するのが難しかったなど、貴重な体験ができたと話していました。この炭焼き体験事業は今後も継続してまいりたいと思っております。また、炭焼き体験事業の中で、間伐材などを利用した割り木づくりの体験も行いたいと思っております。いずれにしても、県と連携して森林・環境教育の充実を図ってまいります。

また、議員が言われますチップやまきにて熱エネルギーとして活用されている事例では、現在、石油高騰で頭を悩ませているハウス栽培の農業者の味方として、チップ、まきストーブを導入して、木などの熱エネルギーを活用して、コストの削減をされておられる農家がふえてきていると聞いております。今後、木などの熱エネルギーを多方面に有効活用してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） どうも私の質問した内容と答弁が余りしっくりきておらないような気がいたします。それで、私の言う、やる気を起こしてもらおうという施策についての答弁がございませんでした。今後とも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、市長にお尋ねですが、ただいま産業課長の最初の答弁で、小型木材破砕機の購入ができないものか、検討してみたいというお答えがございました。先週、私は木材破砕機のメーカー2社の機械を実演体験してみましたが、そこそこの処理能力のあるものですと、120万から130万円程度のものが小規模なもので適当ではないかなと感じましたが、まず第一段階として、こうしたものを市で何とか設備をしていただき、貸し出し方式などを考えていただいてはどうかと思います。市長、いかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） ただいまの再々質問にお答えします。

まず、小型の破砕機の購入ということで、私も初めて聞きましたけれども、先ほど課

長が答弁させていただきましたが、環境税でということをおっしゃっていましたが、具体的にはどんな方法があるのか、よく検討してまいりたいと思いますし、ちょうどまたきょうも、けさの新聞だったと思いますが、地域のそれぞれの方が木材を出して、間伐材だったと思いますが、チップにされるのか、おがくずにされるのか、その単価を6,000円かかるところを3,000円が何か地域の方での寄附金のような形で集められて、そういった形で市内で今のまちづくり振興券のような形での交付をしてみえるというような話が載っておりました。新聞を読みまして、具体的にまだ担当課には指示してごさいませんが、そういったことも含めながら、地元の方が自分の山ないし近隣のそういった木の処分に対しての施策ができないものか、もう少し具体的に検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 以上で杉山正樹君の一般質問を終わります。

暫時休憩をとります。議場の時計で1時から再開いたします。

午後0時09分休憩

午後1時00分再開

○副議長（横山哲夫君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位5番 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問番号1番、林業支援のあり方について、産業課長にお尋ねいたします。

本市では、面積の8割以上が山林や原野として豊かな自然や豊富な木材を保有しておりますが、年々、木材価格は安くなり、林業に携わる事業者の皆様を取り巻く環境は厳しくなっております。

これまで森林整備事業とともに林業事業体への支援を行ってきました。主な事業として、山縣市育林推進事業や治山林道事業、森林整備地域活動支援交付金制度など、国や県とともに本市でも携わる一方で、平成24年度からは清流の国ぎふ森林・環境基金事業による市町村提案事業なども実施され、これまでの事業内容が限定されていた事業とは別に、本市の現状に沿った事業も行うことができる環境へと整いつつあります。また、山縣市森林づくり会議にて、林業事業体の方々の御意見を伺いながら、林業への支援も続けてこられたと認識いたしております。

これまでの現状も踏まえて、今後、林業への支援方法について、下記の3点を質問いたします。

1 点目、山県市内の林業事業体を取り巻く現状について。

2 点目に、これまでの林業事業体への支援内容と問題点について。

3 点目に、今後の林業支援の方法について。

以上 3 点について、産業課長にお尋ねいたします。

○副議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 御質問にお答えします。

1 点目の山県市内の林業事業体を取り巻く現状についてですが、山県市内で林業整備を行っている林業事業体が 5 つあり、それらの事業体は、森林所有者との間に森林経営委託契約を締結することで森林経営計画書を作成し、それに基づいて間伐などの森林整備や作業路網の整備を行っています。また、木材価格の低迷などから、市内の林業事業体を取り巻く現状は大変厳しいものになっておりますが、森林は保水能力や二酸化炭素の吸収機能などの多面的な機能を有していることから、それらを十分発揮させるために、国や県からの補助金を活用し、間伐を初めとした森林整備を実施しています。

2 点目のこれまでの林業事業体への支援内容と問題点についてですが、まず本市の林業事業体への支援内容ですが、本市の林業の振興と山林の保全を図るため、間伐を実施した林業事業体に対して、山県市育林推進事業補助金を交付しております。その補助金額は、平成19年度から平成24年度までの 6 年間で約6,228万円で、年度平均約1,038万円です。そのほか、国の事業である森林整備地域活動支援交付金を交付しております。この交付金は、以前は森林の境界の明確化作業等の地域活動を支援していましたが、平成23年度からは森林経営計画の作成促進や作業路網の改良活動等の地域活動を支援するように制度が大きく変わりました。この交付金額は、平成19年度から平成24年度までの 6 年間で約4,462万円で、年度平均約743万6,000円です。また、国が県を通じて事業者と直接行っている間伐事業や作業道の開設事業の補助事業があります。

次に、林業事業体への支援の問題点については、本市の人工林面積約 1 万300ヘクタールありますが、まだまだ豊かな森林づくりとして整備されていないのが現状であります。間伐などの森林整備を計画的に行い、豊かな森林づくりを目指すには、林業事業体への協力が不可欠です。しかし、林業事業体の数も少なく、現状の支援では本市の森林を豊かな森林に変えていくことは大変難しくなっております。今後、林業事業体への支援をどのように充実させ、本市の森林を豊かな森林に変えていくかが大きな問題であると考えております。

3 点目の今後の林業への支援方法についてですが、先ほど御説明した山県市育林推進事業補助金や森林整備地域活動支援交付金にてこれからも支援していきたいと考えてお

ります。あわせて、市において公共建築物を建築する場合、山口市公共建築物における木材利用推進方針に従い、可能な限り市内で生産加工された木材を優先的に使用するよう努力し、市内産の木材を使用することで本市の林業を支援していきたいと考えております。また、県産材の利用については、地域材の有効活用及び需要の拡大、促進などを目的に、市内の建築業者等で構成された山県産直住宅建築協会を支援することで林業や木材建築関連産業の振興を図りたいと考えております。

本市は面積の約84%が森林であり、この貴重な資源を守り、豊かな森林にしていくために、間伐を初めとした森林整備を計画的、継続的に進め、林業事業者等への支援を継続していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 再質問といたしまして、産業課長にもう一度お尋ねいたします。

これまでの国や県、本市における林業事業者への支援方法は、間伐や境界の明確化、林道整備など、山林の管理が主な事業と見受けられます。しかし、山林の間伐や作業路網の整備、境界の明確化をする作業など、山の保全や管理であり、必要な作業ではありますが、木材の生産性を高める支援方法ではありません。年々減少していく各種補助金額はもちろんですが、これからも必要な間伐や境界の明確化など、中には補助率が95%にもなる事業もございます。

今後、各事業者が市場で利益を上げるのではなく、補助金に頼り、間伐などの作業に従事する割合が高くなると、仮に補助金がなくなった年度などがあり、間伐などの仕事がなく事業者が廃業するようなことがあれば、今後引き続き間伐などの作業を行っていただく事業者が市内になくなってしまいうことにもなりかねません。木材の出荷量をふやし、市場でしっかりと利益を追求していくためにも、川上の事業者の支援のみではなく、製材企業やメーカーへの支援方法や、その他木材出荷量の増加をさせるための施策も必要となってまいります。

本市も、山口市森林づくり会議を民間事業者とも協力しながら平成18年から実施されております。民間の発想や率直に事業者が支援してもらいたい内容に沿った施策を実施してはいかがでしょうか。平成24年度には林業振興トライアル事業として、先ほども出ましたが、中間土場を活用した新たな木材生産、流通システムは、市内の製材所の方々に市内の木材を購入していただくために必要な事業だと感じております。しかし、中間土場を利用していただいたとしても、市内の林業事業者や製材所などには非常に恩恵はありますが、市内の木材利用量は市内の製材所の使用量程度が増加するだけではないで

しょうか。もちろん、市内の事業者に市内の木材を利用していただくのは必要なことではありますし、市外の製材所の方々にも中間土場まで購入しに来ていただければいいのですが、量は限られることが想像され、根本的な木材の出荷量を増加させるための施策に結びつきにくいのではないのでしょうか。

平成24年度の国の林業支援に対する大型補正予算には、小規模事業者への支援やバイオマス利用施設の整備、川上の事業体からより消費者に近い川下の事業体への総合的な支援、先進的林業機械緊急実証・普及事業として、次世代の先進的林業機器を中心とした作業システムの導入・普及の支援、木材加工施設等の整備、経営基盤強化に資する公庫資金の実質無利子化など、これまで以上に現場のニーズに合った対策を行うことができる強い林業・木材産業構築緊急対策や木材利用ポイントなどの当初予算の倍以上の補正予算で、補助率も2分の1と、本市の林業事業体にも必要と見込まれる補正予算となっておりますので、行政としても積極的に補正予算を事業体の方々に普及させる体制を整えていく必要があります。

また、市長は2月27日の平成25年第1回定例会の提案説明の中に、県の森林・環境税を活用して木材需要を高めるような施策を展開してまいりますとの、林業に携わるの方々には大変心強い発言をいただきました。再質問といたしまして、もう少し市内の林業事業体や林業全般を取り巻く環境について、産業課長にお尋ねいたします。

1点目に、現在の山県市の木材出荷量は年間何立米であり、これまでの出荷量と単価の増減の推移はどの程度なのか。

2点目に、中間土場を活用した新たな木材流通システムで、どの程度出荷量の増加を見込んでいるのか。現在まだ未定であれば、いつまでにどの程度計画を立てているのか、教えてください。

3点目に、平成24年度に実施される国の補正予算の活用について。さきに挙げました強い林業・木材産業構築緊急対策をどのように活用して、地元林業事業体や製材企業を支援していくのか。

4点目、市長の提案説明にもありました森林・環境税を活用して、どの程度木材需要を高めていくのか。

以上4点について、再質問といたしまして、産業課長にお尋ねいたします。

○副議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 再質問にお答えします。

1点目についてですが、山県市の間伐の搬出量は年間6,521立方メートルでございます。これまでの市場出荷量と市場単価は、平成17年度の出荷量が5万1,350立方メートル、単

価が1万6,900円、平成23年度の出荷量が5万3,550立方メートル、単価が1万2,150円です。したがって、この間の出荷量は約5%増加しましたが、単価は約30%減少しました。この市場単価は、県森連の共販所で林業事業体が製材業者や木材ブローカーに売った値段です。

2点目についてですが、中間土場を活用した場合、木材の輸送コストの縮減が図られ、それが森林所有者への利益還元につながります。その利益還元按比例して、木材の出荷量の増加が期待できます。昨年の秋に、中間土場を活用した事業を初めて行い、今後も続けていきたいと思いますが、どの程度の出荷量が見込まれるかは現在未定でございます。したがって、今後の出荷量については山県市森林づくり会議の中で議論を行い、木材の出荷量をふやしていきたいと考えております。

3点目については、国の補正予算のうち、森林整備事業に関しては、林業事業体に対し、補正予算の活用を促していきます。また、その他の事業に関しても、林業事業体や製材企業からの要望を聞きながら、活用できる事業があれば国や県に要望を行い、林業事業体等を支援していきたいと考えております。

4点目についてですが、昨年4月から導入された森林・環境税を活用した清流の国ぎふ森林・環境基金事業の基本的な考え方は、新たな視点に立った森づくり、川づくりで、これまでの木材生産を目的としたものではなく、公益的機能の発揮を重視した森づくりということです。本市は、来年度についても森林・環境税を活用した清流の国ぎふ森林・環境基金事業を十数件、県に要望しています。それらの事業を通して、森林、林業や木材の利用への関心を高めるとともに、木材の需要拡大を図っていきたいと考えております。また、本年1月に策定した山県市公共建築物における木材利用推進方針により、木材利用促進のための施策の実施に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございました。再質問までの間で山県市内の林業を取り巻く環境というのは大分見えてきたのかなと思います。

林業支援のあり方について、最後の質問を市長に質問させていただきたいと思います。

国内最大手の製材企業の中国木材株式会社が郡上市に進出することが決まりました。岐阜県の10分の1の山林を有し、交通アクセスも有利な郡上市に誘致が行われることは仕方がないことかもしれません。しかし、国内最大手の製材企業が誘致されるまでの流れがどのように行われているのかは担当課が把握しておく必要はあったのかと思います。中国木材は、郡上市内で年間5万立米を確保し、将来的には10万立米を確保し、出荷す

る計画です。10万立米は1つの自治体での加工量としては全国最大規模とのことで、郡上市だけでは木材の確保ができず、近隣自治体にも木材の調達に動き出しているとのことです。山県市の木材も提供できる環境を整えていかなければなりません。

また、大手企業を誘致する際に、地元の企業との関係性を考えなければなりません、中国木材を誘致することで中国木材が賄い切れない受注量を地元の企業に分配して仕事を回す、また、最新の機器を地元の中小企業とともに共同活用など、大手企業と地元の企業のすみ分けと協力が理想的に行われております。

木材単価が低迷していく中で、どのように出荷量を増加させ、粗利益を確保していくのか、中国木材のような大手製材企業を誘致して、販路を拡大していくのもいいかもしれませんが、誰にでもつくれる製品ではなく、この地域でしか購入することができない製品や、他の地域には在庫が切れているが、山県市内の企業や組合を訪ねれば常に乾燥させた状態で在庫を保有してあるなど、ほかとの差別化は当然行っていかなければなりません。差別化と同時に、新築着工棟数も年々減少していき、現在では新築着工棟数は年間全国で80万棟とも言われております。80万棟のうち、8割は大手ハウスメーカーで、納期も短期間で、中小製材企業の木材は単価や納期が合わず、なかなか市場に参入することができないとのことです。

このような観点から、乾燥機材など最新機材を導入することができる平成24年度の国の補正予算を効率的に活用し、大手ハウスメーカーにも市内の製材企業が受注できる支援をしていかなければなりません。これまでの林業事業体、製材企業を取り巻く環境や、平成24年度の国の補正予算、近隣の市町村を取り巻く林業の状況は質問や答弁の中で見えてきたと思いますので、現状のニーズに沿った林業事業体への支援や地元製材企業の支援方法について、最後に市長にお尋ねいたします。

中国木材への市内木材の販売網構築も含めて、企業支援の観点から見る林業事業体、製材企業への支援のあり方について、市長の方針をお伺いいたします。

○副議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えいたします。

まず、一企業への市内木材の販売網を含めてということでございましたけれども、この点に関しましては、まだ私も初めてこの会社を今知ったわけでございまして、どういった対応をしていいのか、少し戸惑うところもございしますが、ただ、企業支援の観点から見ますと、やはり私は、担当する職員がいわゆる企業の方の要望を十分に把握しておることが一番大切なことだと思います。

ちょうどことしから、先ほど答弁させていただきました中間の置き場の確保を図って

利用していただいておりますが、これは24年度です。その前に、私が政策調整会議で、23年度でございましたけれども、何かの機会に、部長が集まる政策調整会議で、いわゆる岐阜での位置があつて、そこへ持って行って、また美山のほうへかなりの物理的な木材が返ってくるという話を聞きましたので、私はその担当部長に、そういった市の公共施設、特に美山地域の遊休地を利用して、そういう提案をしました。そうしましたら、やっぱり担当部長は、いや、そういう需要はないということも言いましたし、そして美山の職員も、まあ、そうないのかなというような話でしたので、それで終わりました。ということは、その後にこの森林づくり会議から、数社の方からそういった要望がありまして、何かそうなのかということを特に痛切に感じたわけでございますので、そういったことからしますと、まず担当職員がその企業の、これは製材屋さんだけではなくして、全てにつきまして言えることなんです、そういったことをしっかり把握していることがこれからの施策につながっていくと思います。

そしてもう一つ、先ほどからお話がございますように、24年度の今の補正予算、こういった補正予算は、国から案内が来まして、出すまでに、提案するまでに非常に短いわけございまして、そういった点も含めまして、日ごろから企業のニーズを、要望事項をしっかり把握することが大切なことではないかということを思います。そういったことからしますと、25年度、4月以降、企業支援室をつくりまして、そういった観点からも、今のそれぞれのいろんな支援の方法があるわけでございますが、これも1つの新しい方向性ということで、どの程度の成果があらわれてくるのかわかりませんけれども、そういった企業支援室への効果というものも期待しておるところでもございます。

そしてもう一つ、今の製材屋さんですとか林業を請け負ってみえる方の支援も大切なことかと思いますが、根本的には、今の日本国内は、山の面積が八十数%の中で、国内の木材需要の7割は輸入なんだそうです。3割がこの国内産の木材での出荷量といいましか、利用状況だそうです。それもここずっと戦後見てきますと、それまではこの7割分も、いわゆる原木を輸入して、そして日本で加工したという状況でございましたが、今はその原木の輸入も少なくなって、加工した相手先の安いコストで製品を輸入して、先ほどの話にもありました大手の住宅メーカー等が住宅の生産を行っておるというようなことございまして。そういったことからしますと、やはりこの3割のところをいかに膨らませていくのが非常に大きな、膨らますことによって単価が上がっていくというようなことがございますので。ただ、山県市の政策そのもので大きく変わることはございませんけれども、そういった視点も大切なことだと考えております。

以上でございます。

○副議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 市長、ありがとうございます。林業事業体への支援もこれからまた担当課ともぜひ進めていただきたいと思います。

再々質問も終わりましたので、通告いたしております質問番号2番、山県まちづくり振興券交付事業について、再び市長にお尋ねいたします。

平成24年度より4事業でスタートした山県まちづくり振興券交付事業も2年目を迎える平成25年度より、事業数も10事業へと大幅に拡充されると見受けられます。市長が掲げられました政策の新生児祝制度、新築祝制度、山県市版地域通貨制度の創設や、子ども医療費の助成で高校生の医療費自己負担分を地域通貨で還元を行うとともに、スポーツ振興支援制度にて、中学生の部活動、スポーツ少年団等の全国大会出場支援制度を確立しますとの公約から、24年度、4事業として実施されたと理解しております。

多くの市民の方々から歓迎されている一方、平成25年度より10事業にて5,800万円以上の予算を組み、どの程度の効果を期待されているのでしょうか。山県まちづくり振興券交付事業について、下記の4点について質問いたします。

1点目に、平成24年度実施されました4事業の効果について。発行件数、発行金額、利用金額や業種別の利用状況について質問いたします。

2点目に、4事業から10事業へ拡充したスキームについて。どのようなメンバーで、どの程度の期間検討され、10事業まで拡充を提案したのか。そのほかにもまちづくり振興券交付事業の対象となり得る事業はあったのか。また、どのような利用者や取扱店からの反応をもとに拡充することを決めたのか。利用者や取扱店にどの程度の情報収集を行い、決定要素となったデータは何なのか。

3点目に、山県まちづくり振興券取扱店の現状と今後の増加見込みについて。資料も用意していただいたみたいで、現在100店舗の取扱店が登録をいただいているとホームページでは拝見させていただきましたが、最新では101店舗取扱店があると伺っております。この取扱店の数は事業実施時の想定から見て多いのか、少ないのか。今後、取扱店の登録がどの程度増加すると想定されているのか。

4点目に、平成25年度より実施される10事業での見込まれる効果について。10事業に拡充したことにより、5,800万円以上のまちづくり振興券が交付される可能性があります。地域経済の活性化にどの程度寄与するのか。取扱店の売り上げがこれまでどの程度あり、今後どの程度増加すると想定されているのか。

以上4点について、市長にお尋ねいたします。

○副議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目につきましては、発行件数は2月末現在で196件、発行金額は1,256万円でございます。次に、利用金額といたしますか、利用店から市へ請求のあった分につきましては、2月末現在で587万円ほどで、業種別の利用状況としましては、全体の約9割を小売業が占めており、その他は医療、飲食、サービス業でございます。

2点目の10事業へ拡充したスキームということでございますが、基本的には既存の助成制度と来年度開始するものの全てについて対象とできないかということを前提として、まずは検討を始めました。このときに対象とすることによる実務的なこと、市民への影響度と効果等を総合的に勘案し、今般は10事業としたものでございます。具体的な拡充の検討は平成25年度当初予算編成の市長査定の間で行いましたが、ほかにも紙おむつの助成なども検討いたしましたが、市外の病院付近での購入等を考慮し、今般は見送っております。助成対象者の方にすれば、現金のほうが使途が広がって望まれるのですが、単に貯蓄に回されて終わってしまうことも考えられ、例えば子を持つ母親が育児用品などを購入する際に、父親との相談、父親を相手に話をするという中で、よりよいものを買うための交渉として役立つときもあるといったことを聞いたこともあります。消費購買意欲を刺激するという意外な面が存在するものかと感じたこともございます。

次に、3点目の取扱店につきましては、私は、開始前は50店舗以上はないと山県まちづくり振興券の価値は低いものになってしまうと考えておりましたが、取扱店数は2月末現在で、本日お配りしましたように、正確には101店舗でございます。そうしたお店で、御理解をいただいている事業者さんには大変感謝しておりますが、今後も取扱店数と業種の拡大を目指してまいりたいと考えております。

4点目は、効果ということでございますが、かつて1999年に地域振興券が全国約6,200億円発行されました。そのときの効果はおよそ2,000億円であったと発表されています。しかし、2008年に実施された定額給付金で約2兆円発行されたときの効果は発表されておられません。およそ同程度の効果の6,000億円程度の経済引き上げ効果があったとの分析もありますが、さまざまな要因が複数に絡んでおり、それぞれの立場で都合のよい要素を取り入れることにより、正しい数値をつかむことが困難だからだと思います。本市における山県まちづくり振興券においても、単純に経済効果を試算することは困難であり、現段階で市内の消費性向等の計数的な分析はいたしておりません。ただ、今後また、こうした制度が全体的にまとまりますときと申しますのか、金額的におよその流れの、全体的な定まった流れにあります、特に新築の祝い金につきましては、3年間で積み上げるということでございますので、24年度に始まりますけれども、実質的には25年度に

固定資産税を納めていただいて、それ以降ですね。3年間積み上がりますので、3年ほど先にはアンケート調査等も考えてみたらどうかということは考えております。

しかし、私の本旨、本来の目的は、とかく品ぞろえの多い近隣市や名古屋市等にある大型店舗等での消費に傾いてきている昨今、市民のそうした消費行動を市内での消費へと導いてまいりたいとの思いが最も強いということでございまして、こうしたことは短期的な数値ではあらわせないものだということを御理解いただきたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） ありがとうございます。私もこの市長の政策に何も反対してこの質問をしているわけではなくて、実施されるということでしたら、積極的にこうした政策を周知していきたいと思えますし、先ほど2つの例を挙げられた1999年の地域振興券や2008年の定額給付金などの効果が公表されていないとか、複雑な要素がかみ合っているからということで、これまで24年度実施された現状を把握しなくていいとか、そうした効果を確認しなくていいということでは決してないと思えますので。

そのほかにも、エコポイントやエコカー補助金など、数値目標であったり、数値の結果が出ているような施策も国にはありますので、101店舗でしか現在使われていないという現状でしたら、前年度とどれぐらい上がっているのか。これが上がらないからだめなんだとかいうことではなく、地元の産業支援や企業支援とともに、地域の人たちへの地域交付金事業をよりよいものにしていけるようにぜひ執行部の中でも精査していただきたいと思えますし、やはり市長査定の中から具体的に10事業に拡充されたということ、期間が非常に短い中で10事業に拡充されたことによって、いい意味ではスピード感を持って政策が実行されるとか、悪い言い方をしたら、短期間でやったからなかなか問題点もあるのではないかと私などは思いますけれども、それも踏まえて、そうした問題点やそうした課題となるような点もぜひこれから改善して、山県まちづくり振興券交付事業を施行していただきたいと思えますので、再度市長にもう少しお尋ねしたいと思えます。

市内の取扱店の中にはみずからのぼりを作成して普及活動に御尽力していただいているような企業や、市長のこの事業への思いは十分質疑などでも伺いながら伝わってきたので、あと、再質問といたしまして、6点質問させていただきます。

これまでの101店舗で取り扱いに御協力いただいているとのことですが、平成24年度のまちづくり振興券事業が実施されてからどの程度各事業者にまちづくり振興券の取り扱いを依頼して、どの程度保留や、または拒まれたのか。また、保留、拒まれた要因は何があったのか。

平成25年度から、取扱店の拡充方法について。

3点目に、10事業に拡充した内容の周知方法について。

4点目、交付される時期により使用期限が倍以上違う今の現状ですが、最長で19カ月、最短では7カ月しか使用できない今の振興券になっております。この使用期限の違いについて、どのようにお考えなのか。

先ほどアンケートなどを実施していただけたということでしたので、アンケートの実施時期や、そのアンケート結果に応じて、今後の方針について、いつごろに計画を立てるのか。

また、6点目といたしまして、この2年目に大幅に10事業へと拡充したまちづくり振興券交付事業ですが、これをどうしても25年度に10事業に拡充してやらないといけなくて、26年度ではだめな理由をぜひ市長の答弁としていただきたいと思います。

○副議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の取扱店への御案内ですが、まずは平成24年の4月号の広報紙で周知し、機会あるごとに口コミで啓発はいたしておりますが、個別の文書で最初に御案内したのは昨年3月でございます。このときは約900の市の商工会会員である事業所へ、事業の開始に伴うチラシ等を同封して御案内をいたしました。これによりまして、約60の事業所の方から登録がございました。その後、5月に、市の商工会会員ではないものの、比較的市民利用の多そうな店舗等へも御案内するほか、改めて市商工会会員の約900の事業所へも案内をいたしました。担当課によりますと、何とか登録してほしいという姿勢で依頼をしたわけではないようでございますが、今後に検討したいとの意向を持っておられる事業所としましては、意思決定をする本社が市外にある事業所等が多いようだという事を聞き及んでおります。

次に、2点目の今後の取扱店の拡大としましては、市民の利便性を考えて拡大してまいりたいという意向でございます。しかし、決して強要することではなく、議員御発言のように、登録店の実績等を公開していくことも含め、制度周知を継続していくことによりまして取扱店の拡大を目指してまいりたいと考えております。

3点目の拡充事業の周知につきましては、現在の取扱店を含む市商工会の会員である事業所への個別の御案内は、無論、市広報への掲載やホームページでの発信のほか、口コミやメディアでの発信にも努めてまいりたいと考えております。

4点目の使用できる期間に差が出るという点につきましては、そのとおりでございますが、実務上等を勘案して、ある程度やむを得ない結果だと捉えております。

次に、5点目につきましては、アンケートの実施でございますけれども、先ほど御説明申し上げましたように、おおむね金額が落ちついてくると申しますか、当初の提案と申しますか、実施される具体的な金額が落ちついた時点の27年度ぐらいになるのではないかと考えております。

そして、6点目でございますが、拡充事業をどうしても25年度に実施しなければいけない理由、どうしてもという理由はございませんけれども、具体的に、私は反面、どうしてこういった質問をされるのかよくわかりませんが、現金で支給をすることと、このまちづくり振興券の目的であります市内商工業の、同じお金を使って寄与するわけですから、それプラス、幾らかのお金をお店へ行って使っていただけることが十分に考えられるわけでございまして、そういったことからしますと、従来のお金をより効果的に使っていただいて、市内の商工業の振興を図っていったら、元気なまちづくりを目指していかうとするものでございますので、どうしてと特段の理由はございませんが、そういったことから、同じお金を使うなら効果的な使用の方法がいいと。そして反面、使っていただく方には、現金でない振興券ですので、多少使い勝手なところはございますが、先ほども示させていただいた101店の日常の生活品の取扱店舗から非常に幅広く使っていただけますので、そういった観点から早い時期に実施したほうがいいということで、本年度から始めさせていただきました。新たに追加させていただいたところでございます。

以上でございます。

○副議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 市長、ありがとうございます。私も、この質問をさせていただく際に、地元の企業の支援をしていくという市長の方針を何度も定例会の中で伺いましたし、そうした地元の企業の支援や産業経済の支援ということに対して決して全然反対しているわけでもございませんし。

そうした中で、今まで現金でもらってれば、もらう側の人たちは用途が自分たちで決められる、期限はないということもあるんですが、それと同時に、今までそうした現金でもらっている人たちはそういった用途は自分たちで幅広く選べるんですが、それ以外に、市内の事業者でしか使えない以上に、問題点としては、今、市長は4点目の質問で非常に答弁が短かったんですが、最大で使える期限が19カ月と7カ月のこの差というものは非常に問題があるんじゃないかと思います。

そうした中で、例えばこれ、行政のコストであったり、労力であったりとか、そういう課題となる点は多々あると思うんですが、そうした中でより市民の人たちに、これまでの現金でもらっているのと同じような支援方法で、なおかつ地元の企業支援をどう

やったらしていけるのかということ、25年度スタートすることによって、その議論が十分できないままスタートするのか、それとも、もう一年かけてしっかりと議論していただいて、その中で、より公平性であったりとか平等性が保てるようなサービスとしてスタートしていただけないかと思ひまして質問させていただいたんですが、アンケート結果などをとっていただくということですし、平成26年度の予算編成の中で検討していただいて、27年度のところでまた新たな方向性などを示していただき、より市民の人たちにサービスの拡充ができるということでしたら、ぜひ前向きに検討していただいて、そしてよりよいサービスにしていきたいと思います。

そして最後に、何度も重ねて申し上げますが、決してこのサービスに対して否定的な考えは持っておりませんし、ぜひこのサービスが市民の人たちにも理解されるようなサービスへとになっていただくことを願ひまして、質問を終わらせていただきます。

○副議長（横山哲夫君） 以上で恩田佳幸君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午後2時まで。2時より再開をいたします。

午後1時46分休憩

午後2時00分再開

○副議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位6番 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 議長よりお許しをいただきましたので、通告書に沿って、大きく3点御質問をさせていただきます。

最初に、市長に、企業訪問の成果等について、お尋ねをいたします。

新聞掲載「市長の動静」、結構あそこを見ている市民はたくさんいらっしゃるし、市長は市内の企業訪問をたくさん続けているが、何が狙いなのかねというような質問が幾つかこれまでございました。市長のマニフェスト7番には掲げられておりますけど、地場産業の支援、雇用・就労機会の確保が主な狙いで、直接企業を訪問して情報の具体的な収集に当たっていらっしゃると思うよというふうに今まで答えてきました。

企業訪問についてはいろいろな考え方があろうかと思いますが、私は、現場の声を直接聞いて、そこから政策を創造してくるという視点でいいと思いますと、非常に重要なことであると前向きに受けとめております。

そこで、これまで時間をかけて訪問されましたので、このあたりで市長から何らかの回答をもらって、市民に正確な情報を提供していったほうがよいと思いますので、以下の諸点についてお伺いをいたします。

第1に、企業訪問の主目的は何ですか。

2つ目に、これまでに訪問された企業数はどれほどですか。

3点目に、総時間数はどの程度かけられておりますか。

4点目、政策に結びつくような着眼点はあったのか。若干性急なことかもしれませんが、時間をかけて回られたので、その費用対効果の観点から、もしあれば教えてほしいと思います。

5点目は、マニフェストにも掲げられておりますけれども、今一番問題になっておりますのは、雇用と就労機会の確保ということではないかと思います。その観点から、市内の企業の状況というのはどのようなものであるか、お尋ねをしたいと思います。

○副議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えします。

まず、1点目の企業訪問の主目的でございますが、そもそも私がこうした訪問をしようと思ったきっかけは、行政支援の呼びかけのタイミングが遅くなりまして、過去に優良企業が市外へ出ていってしまわれたことがありまして、このときと同じ轍を踏みたくないとの思いによるものでございます。そこで、市民の労働の場と税収の確保、市内産業の活性化などの多角的な視野のもとに、行政機能を最大限発揮すべきタイミングを失うことのないよう、また、少しでも気軽に相談を持ちかけていただけるような雰囲気を出し創出するため、企業訪問をいたしているところでございます。

次に、2点目の企業訪問数に関しましては、市長に就任した一昨年の秋から実施しており、訪問件数は前年度22件、本年度59件で、本日までに81件訪問いたしております。

3点目の総時間数につきましては、1企業の訪問時間の平均は大体1時間ほどで、移動時間は押し並べて30分程度と思われますので、延べにいたしまして90時間程度になるものかと考えております。

次に、4点目の政策に結びつくような着眼点ということでございますが、それぞれ個別情報はございますが、総じて捉えれば、市内企業が行政に求めていることの1つに、積極的な情報提供があると感じました。そこで、平成25年度には緊急雇用創出事業補助金を活用し、企業の需要と供給を結びつけるビジネスマッチングに特化したホームページを作成し、国、県の補助制度等の情報を登録者へ一斉配信するほか、必要に応じて補助金申請のサポートなどもしてまいりたいと考えております。また、これも緊急雇用創出事業補助金を活用してではございますが、本市では、水栓バルブ関連企業が多いこともございまして、「岐阜水栓バルブ発祥の地物語」を作成し、水栓バルブ発祥の地としての知名度アップを狙うほか、教育機関とも連携して地元就業意欲を高めつつ、雇用の

ミスマッチ解消につなげればよいものと考えております。

次に、5点目の市内の企業の状況ということでございますが、リーマン・ショック以降の不況からいまだ脱せられない企業、こうした時期を新商品や販売ルートの開発に努められて乗り越えられてきた企業もあれば、そうした環境に大きく左右されることもない企業など、その景況を総じて申し上げることはできませんが、最近では比較的好況にある企業がふえてきているように感じております。そこで、引き続き企業支援を続けるほか、企てるという「企業」と、起こすという「起業」を支援すべく、来年度はこの2つの観点から企業・起業支援室を新たに設置いたしまして、市民の就労機会の確保にも努めてまいりたいと考えております。

それと、申し上げるまでもなく、人は企業の重要な経営資源の1つであり、特に好況な企業においては人材確保は重要なテーマでございます。しかし、交通条件等が要因ともなって、特に市の北部での労働力の確保が困難な状況になっている場合があることも否定できません。そうしたことから、より一層、便利なまちづくりを推進していくほか、介護や子育てによって就労機会を失することのないような政策を充実させ、就労機会と市内外からの労働供給の拡大によるバランスのとれた市政の発展を目指してまいり所存でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） マニフェストに掲げられていることは非常に大事なことで、新しい方針として私は期待しております。特に、働く場所が地元にあるということは、非常に環境的に安心して暮らせるという、まちづくりの基本であるというふうに思っております。したがって、企業に活力が出て、そしてまちにも活気があふれる、そういう大事な施策の1つであると思いますので、今おっしゃっていただいたようなことをぜひ続けて、地元企業が元気を取り戻すようにお願いをしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

質問の前に、先般、大事な人材であった大桑小学校の前校長、高橋 博君がああいうことでお亡くなりになりましたので、まず哀悼の意を表させていただきます。あわせて、彼は、子供たちの中へ入っていく、そういう教育者でありましたので、恐らく大桑小学校の児童の多く、あるいは卒業生の多くが心に大きな痛みを感じたのではないかと、寂しい思いをしたのではないかと思います。早く元気になってほしいなということを願っております。私もここに立たせていただいて、一緒に仕事をした仲間として、何か彼の死に報いることはないかということで質問に立ちましたので、ひとつ誠実な回答を最初

をお願いをしておきます。

それでは、質問に入らせていただきます。伊自良湖周辺の道路の安全確保について、建設課長にお伺いをいたします。

1月29日でございました。伊自良湖に自家用車が転落という情報が入って、翌日水死という痛ましい事故が発生をいたしました。けものが飛び出して、よけようとして転落したという情報でした。転落箇所にはガードレールが設置されておりませんでした。

それ以後、事故が起きて以後、市民の中から、私は高富で何人かに聞いたんですけど、上野さん、事故があったな、あんなところへ行かんほうがいいというような話が何人かから聞かれました。2月26日でございますけど、事故現場に近いところで車がレッカー車で運ばれているというところに遭遇をいたしました。交通事故の危険性が高い道路状況にあるというふうに思っております。

以後、私は平日も何回か伊自良湖に行っておりますが、ちょうどワカサギ釣りの時期で、10そう以上出ております。にぎわっておりますが、そういったことを勘案しても、安全対策の必要性を現場で強く感じてきました。周辺道路は、県道、市道、林道と入り組んでおりまして、その維持管理の責任が異なっておりますけど、緊急な対策を実施してほしいという願いで、次の諸点を伺います。

1点目、ガードレールの設置は早急に行われるかということでございますけど、情報も得ましたし、3月16日に私、現場へ出かけていきました。既に設置をされておりましたので、この質問につきましては、もしわかれれば、なぜこれまで設置されていなかったのかということをお説明いただけたらというふうに思います。

2点目、山側に転落する危険な場所が1カ所ございます。ガードレール等必要ではないかというふうに思いますが、安全対策上、どうでしょうかということ。

それから、3点目は、落石注意の看板は立っておりますけど、その近くに土のうが残っております。非常に道路が狭くなっております。これは土曜日も確認してきましたが、そのままになっておりますが、土のう撤去はされますか、どうですかということ。

4点目、昼間でございますけど、山陰は至って非常に凍って、大変危険な状態になっております。そういったところだけでも融雪剤の散布を行うことはできないのかということをお尋ねいたします。

次に、5点目、猿、鹿、イノシシの出没注意、あるいは徐行の表示というのはできないものかどうか。全国的にはそういうものがあるところもございますので、この辺について、可能かどうか、お伺いをいたします。

6点目、警察へ行きましたら、多分あれはこうやって言うんやよとメモしてくれまし

たので、そこに書きましたが、実際には呼び方が違っているようでございます。デリネーターというんだそうでございますけど、ちょっと直していただけますか。その設置や改善はできないのだろうか。黄色いこういうの、立っていますね、道路脇に。あれをいうんだそうでございますけど、私も初めて勉強させていただきましたが、その設置についてお伺いをいたします。

○副議長（横山哲夫君） 山口建設課長。

○建設課長（山口広志君） 御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、伊自良湖周辺には、県道伊自良高富線、市道31025線及び考洞林道があり、1月29日、県道伊自良高富線において、乗用車が伊自良湖に転落し、不幸にも運転者の方が亡くなられる事故が発生いたしました。その事故を受け、道路管理者である岐阜土木事務所道路維持課、また、事故関係機関である岐阜県警、山県警察署、山県市企画財政課交通安全担当及び建設課で、事故現場において安全対策を検討し、工事発注を急いでいたところですが、2月25日にも同じ場所で乗用車が転落する事故が発生いたしました。幸いにも車は斜面の立ち木でとまり、生命にかかわる事故には至りませんでした。そこで、再発を防ぐよう岐阜土木事務所において臨時の防護柵を設置しました。

さて、御質問の1点目、ガードレールの設置は早急に行われるのかについてでございますが、3月7日に設置済みとなっております。

2点目の、山側に危険な箇所があるが、安全対策が必要ではないかについてでございますが、周回道路全体が山で囲まれており、早急な対応は困難であるため、県道につきましては岐阜土木事務所道路維持課、市道、林道については市において、パトロール等を強化し、適時対応していきたいと考えております。

3点目の落石注意看板近くの土のうは除去されるのかについてでございますが、現在は応急処置でございますので、平成25年度に現況の調査をし、浮き石等の除去対策を行った後に土のうを撤去する予定となっております。

4点目の、山陰は昼間でも凍って危険であるが、凍結防止剤の散布を行うことはできないかについてでございますが、主に観光用道路として利用されている県道伊自良高富線については、委託業者により凍結防止剤の散布を行っております。特に日陰、カーブなどの危険箇所については、適時凍結防止剤の散布を行っております。

5点目の猿、鹿、イノシシ出没注意や徐行の表示はできないか、また、6点目のデリネーターの設置や改善はできないかについてでございますが、現在設置されております安全施設等を点検し、必要に応じ修繕、設置を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（横山哲夫君） 暫時休憩をいたします。

午後 2 時18分休憩

午後 2 時19分再開

○副議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山口建設課長。

○建設課長（山口広志君） お答えいたします。

伊自良湖周辺はかなり雪が深いということでございまして、一番広い幅員のとれる、あそこのところは除雪用の雪をほかる場所にしてあると聞いております。ですから、ガードレールの設置をしていなかったというようには聞いておりますが、はっきりしたことはわかりません。

○副議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4 番（上野欣也君） 今、回答を得ましたが、必要に応じてデリネーターを設置するか修繕するとか、看板の表示等をするということでございますけれども、私は早急にやるべきところはやってもらうほうがいいと思っております。警察も、特にデリネーターの設置については早急に必要だということを言っておりましたので、あわせてやはりやる必要があると思いますが、その辺、緊急にできるかどうか。

また、あわせて、全国的なあれでいいますと、絵が描いてありましてね。猿なら猿とか、それからイノシシならイノシシとか。それで、出没注意とか徐行とかというのを見たことがありますけど、もしできるんだったらそういうもので、ぱっと見たらもう視野に入って徐行ができるとかいうことは可能かどうか。

その 2 点について、再質問をいたします。

○副議長（横山哲夫君） 山口建設課長。

○建設課長（山口広志君） お答えいたします。

看板、デリネーターにつきましては、この事故が起きたときに、起きてからですけれども、早急にガードレールだけは設置しますということで、回答にもありましたように、今後逐次設置していくということを岐阜県のほうから聞いておりますので、期限は聞いておりませんけれども、順番にやっていくと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4 番（上野欣也君） 要望だけしておきたいと思います。ワカサギ釣りで、かなり平日

でも多いんですよ。私、7回目行っておりますけど、平日でも10そう以上出ております。この間の土曜日は16そう出ておりました。それで、あそこのワカサギ釣りは余呉湖に比べますと近隣では少し小さいという、釣り仲間では評判になっておりまして、それで結構集まる場所なんですね。この中に行かれた方、市長、行かれましたかなんて聞くわけにはいきませんが。私も地元に住んでおりまして、長年行かなかったんですけど、各務原市に勤務したときに、先生が来てもらってうれしいと言って、調理員が寄ってきてまして、何やと言って行ったら、ワカサギ釣り、一緒にどうですかと。何回も行っておるから非常に楽しいと。私、一回行きましたけど、全然楽しくなかったんです。ぐっと引くやつがおもしろいんですけど、ちょちょっと引いて。しかし、上がってくるときには何匹か、五、六匹上がってきますと、これうれしいものでございまして、その釣り人の思いがわかりましたけど、そういった人たちが、事故があったとか危ないとかということになりますと、非常にイメージとして悪いので、ぜひできるところから対策を立ててほしいと要望して、この質問を終わります。

3点目の質問に入らせていただきます。

体罰の根絶について、教育長にお伺いをいたします。

大阪の桜宮高校のバスケット部員が指導顧問から体罰を受けて自殺した事案の後、さらに柔道女子の五輪代表選手らによる体罰監督告発の事案などから、今、教育やスポーツ指導の場における体罰が社会問題化しております。

岐阜県の教育界では、体罰は絶対に許されない、体罰の根絶といった指導理念が、私は大変浸透してきていると。全国に比べましてね。そういうふうに思ってきました。しかし、最近の報道によると、岐阜市教育委員会は2月15日に、市内の小中学校を対象にした体罰の実態調査の結果を新聞報道しております。行き過ぎた指導と判断した指導者に文書訓告する方針だというふうに書かれておりました。迅速な対応と、かつ、体罰根絶への並々ならぬ決意表明であるというふうに私は受けとめております。

日本の社会の一部には、適度の体罰は非常に有効であるとか、愛情ある体罰は許されるという声が私は結構あるというふうに聞いております。しかし、体罰容認は、教育でも体育でもない、スポーツでもない、真の指導とは何かという理解を逆に進めていく大きなチャンスであると言えるのではないかというふうに思います。

そこで、その諸点から、次の点を伺います。

1番、体罰の基本理念になっております指導と体罰の関係で、学校教育法11条の条文をどのように理解して、指導の徹底を図ってきているのか、お尋ねをいたします。

2点目、県の教育委員会が2月上旬に行った体罰実態調査の本市の状況というのは、

どのように行われて、どのような結果になっているか、お伺いをいたします。

3点目、スポーツ少年団の指導の中には、かつて体罰が見られましたけれども、今の状況はどうでございますかということをお尋ねいたします。

4点目、今後、体罰の根絶をどのようにして推し進めていくのか。ないということではなくて、いつ起こっても不思議でない状況もあろうかと思っておりますので、特にスポーツ少年団等の内容に関して御質問をいたします。

5番目、体罰に関する子供や保護者などの情報の受け皿というのは明確になっておりますか。周知徹底は図られていますか。

以上の点についてお願いをいたします。

○副議長（横山哲夫君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 御質問にお答えをいたします。

1点目の学校教育法11条の条文の理解についてでございますが、いかなる場合も体罰は行ってはならない、体罰は違法行為であるのみならず、児童・生徒の心身に深刻な影響を与え、教員及び学校への信頼を失墜させる行為であると考えております。また、懲戒につきましては、退学、停学、訓告、これはちょっと高校のほうになるかと思いますが、のほか、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割り当て、文書指導があると考えておりますが、これらも肉体的な苦痛を与えるようなもの、例えば正座、直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等に当たるものは体罰に該当するということを思っております、それが、実は先日、先週ですけれども、3月13日付文部科学省からの通知文にて明らかになったところでございます。ただ、この通知文につきましてはまだ県の段階に来ているということを情報として知りました。また、指導に当たりましては、体罰により正常な倫理観は養うことができず、むしろ力による問題解決志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生むおそれがあります。体罰は決して許されないという立場で、毅然とした姿勢をもって、繰り返し指導をしているところですし、さらに指導していきたいと思っております。また、2月の市内全職員が集まる研修会におきましては、教育委員長も体罰の根絶について呼びかけをしていただいたところでございます。

2点目の実態調査についてでございますが、本市では2月12日から15日にかけて、各小中学校で校長が一人一人の職員から聞き取り調査を行いました。調査に当たりましては、市としての統一した聞き取り表を作成し、次の3点から全職員に聞き取り調査を実施したところでございます。1つ目は、児童・生徒に体罰を加えたことはあるか、2つ目は、自分では体罰とは捉えていないが、児童・生徒や保護者からは体罰ととられかね

ない行為をしたことはあるか、3つ目は、保護者や地域からの情報も含め、他の職員による体罰を見聞きしたことはあるかでございます。その結果、各小中学校から体罰についての報告は受けておりません。

3点目のスポーツ少年団の現状でございますが、現在、スポーツ少年団指導者は、毎年実施されますスポーツ少年団認定員資格取得の講習会を受講いたしまして、全てのスポーツ少年団でこの有資格者が中心となって指導に当たっていることもあり、現在のところ、体罰に関する情報は寄せられておりません。しかし、先ほど議員もおっしゃいましたように、スポーツの特性である、勝つ、負ける、勝敗ということにこだわり過ぎて、行き過ぎた指導をしてしまわないかの危機意識は強く持っているところでございます。

3点目の御質問に続きまして、4点目の体罰の根絶の推進方法についてでございますが、2月中旬の山県市体育協会役員会において、全ての加盟団体長に対して、スポーツ指導者の指導対応に関する岐阜県体育協会からの通知文に基づき、暴力行為、これは直接的暴力、暴言、それから脅迫、威圧等ということでございますが、この暴力行為の根絶について各団体で指導をしていただくようお願いをいたしました。そして、3月1日には、加盟18団体のスポーツ少年団の代表に対して、岐阜県体育協会のこの通知文を送付したところでございます。また、こういった各指導者に対して直接指導に当たる方々には、4月11日の市のスポーツ少年団総会において周知を図ってまいりたいと考えております。

5点目の子供や保護者の皆様の情報の受け皿についてでございますが、子供たちや保護者の皆さんには引き続き相談や生活ノート、相談ポスト用紙による方法で情報を求めていると考えております。さらには、学校だけでなく、中央公民館等に、いじめも含めまして、いじめ・体罰相談ポストの設置を検討しているところでございます。学校でもスポーツ少年団でも、いつでも、誰にでも、どのような方法でもよいので、情報をいただけるよう今後指導してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 私は、こういった社会的な問題になったという意味合いで指導されるのは当然であると思っておりますけど、体罰は絶対にいかんという、そういう山県市の風土づくりをやっぱり継続してやっていかないかんと思います。体罰は教育でないんですから。したがって、私がかつて体験した内容で言いますと、スポーツ少年団ですね。役員や上のほうの人は割と認識して、理解していらっしゃるんです。ところが、実際の現場へ行くと、なかなかそうはいかない。勝ちたいとか。それで、親も、レギュラ

一にしたいとかと言ってね。勝利至上主義でどうも進みますので、その辺の指導を私は繰り返して徹底していく必要があるというふうに考えます。それは要望ですけど。

それで、再質問ですけど、体罰に関して、いじめも一緒なんですけど、子供や、それから親の、言ってみれば被害者的な立場の方がどうやって気軽に情報提供するかというところが1つ大事な鍵だと思います。教育委員会サイドでは、ここへ電話すればどういう人がいつでも対応できますよという体制はできているのか、今後そういうものを明確にして情報提供されていくのか。特に実現場の人たちが集まる場所では、こういう方法でやっておりますよと言って、一罰百戒ではございませんけど、提供していくことも、私、指導の1つだと思いますが、その辺のことについて再質問をさせていただきます。

○副議長（横山哲夫君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 再質問にお答えします。

情報の収集ということでございますが、これはいろんな方法があろうかと思っておりますけれども、その中には例えば電話というようなことも含めてあるかと思っておりますが、今のところ、そういう収集につきましては、このように私は考えております。対象者がいわゆる児童・生徒というところで限って見ていきますと、スポーツ少年団、学校というところになるわけでございますが、まずもって学校が、スポーツ少年団はその子供たちが行っていますので、それをも含めて受けつける。いわゆる情報の窓口とまずなってもらふということを今考えて、前の議会のときもありましたけれども、いじめというところでも相談ポスト等を考えて学校は動いておりますが、それと同時に、そこも有効に使っていきたい。そしてそこでは、誰がということになるかと思っておりますけれども、各学校には生徒指導主事を中心として相談担当者もおります。当然、管理職がおるわけですので、相談担当者及び管理職が中心となるというふうにこれを考えておりまして、その後、教育委員会との連携と、これも同時に行いたいというふうに思っております。そして、おっしゃるように、このことを周知するというのも大事でございますので、今までも多少そういう動きをしまいいりましたけど、より一層、保護者の方にもわかるように学校を通して連絡をしまいいりたいというふうに思っております。

それから、教育委員会独自といたしましては、まず教育センターがございますので、この教育センターに教育相談員というのが常時おります。不登校対策ということも含めてでございますけれども、その相談員を窓口の中心、それからセンター次長も常時おりますので、そういったところを窓口にしていきたい。さらには、この教育委員会の事務局として、私どもがおるわけですし、担当の主事もございますので、ここも同様の窓口ということで周知をしていきたいなと、こんなふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（横山哲夫君） 上野欣也君。

○4番（上野欣也君） それじゃ、要望だけして終わります。

子供たちにとっては、本当に体罰とかいじめというのは手厚い指導、これ以上手厚い指導というのはないわけですので、やはり子供の立場に立ち切って、そしてそういうものが山縣市から出ないように、ぜひ御指導をお願いして、質問を終わらせていただきます。

○副議長（横山哲夫君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で2時50分より再開をいたします。

午後2時37分休憩

午後2時50分再開

○議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位7番 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、通告に従って、一般質問を行います。

まず、第1問目ですが、市長にお尋ねします。

外部の委員を含めた市の会議の適法性確保についてということです。

地方自治法138条の4第3項において、自治体は、法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問または調査のための機関を置くことができるとされています。この附属機関の範囲について、地方自治法を管轄する自治省、今の総務省は、職員以外の外部者委員の構成する合議機関全てを指すとしてきました。つまり、附属機関を設置する場合は、法律に設置根拠がある場合を除き、条例で設置する必要がある、規則や訓令、要綱などで設置することはできない。条例で設置する理由は、附属機関も行政組織の1つであること、長の直近下位の内部機関については条例で定めるとされていることとのバランス等から、議会による点検、審査、認識の共有などが求められているものと考えられます。したがって、審査、審議、調査、調停、諮問のために組織体を設ける場合は、条例をもって設置しなければならないわけです。

これに対して、全国のそれなりの自治体が住民や学識経験者など参加の懇談会を規則や要綱などを根拠に設置してきました。理由は、懇談会等は首長等の私的諮問機関であって、執行機関の附属機関には当たらないと解釈したからです。しかし、自治体のこの

考え方は、最近の判決が全て否定し、違法と判決しています。

以上の法令の定めや判例の考え方を整理すると、私は、条例で設置すべき審議会の境界、判断基準を次のように考えます。

Aとして、長等の諮問に応じ、調停、審査、諮問、調査等、その名称に左右されるのではなく、実質的な役割によりますが、これらを行うということ。

Bとして、学識経験者等の外部の委員その他より構成される審議会であること。

Cとして、審議会の意見として集約し、長への報告、答申等を行うこと。

Dとして、自治体の内部組織であって、自治体の外部の団体ではないということ。

Eとして、単発でなく継続性があり、少なくとも年度をまたぐということ。

地方自治法の規定、さらには時代の要請として公開性や透明性が求められている事案の象徴が、この市役所外部の人を含めた審議会や協議会などの会議です。事前に担当課に合併後のこの10年間の審議会について、調査事項や項目、様式を渡してお願いした結果に基づいて質問いたします。

まず、1番目として、市長としては、条例設置の審議会と規則や要綱による設置の審議会につき、その両者の違いの境界はどこにあると考えているのでしょうか。

2つ目として、29の審議会について、もともと平成24年度まで条例で設置してきた理由は附属機関であると考えたからというのは当然です。では、13審議会、うち1審議会は新設ですが、これについて、今回の議案の条例改正で、条例なしの設置から条例設置とする理由は何なんのでしょうか。

3番として、3つの審議会について、今回の改正で、なお条例設置でなく要綱等を根拠としたまま継続する理由と、要綱等を根拠とすることの適法性をどう説明するのでしょうか。最近の判決で明確になった自治体の違法性の是正には、考え方を180度転換する必要がありますが、市の現在の考えは、姿勢を何十度か変える程度であって、違法性の是正策ではなく、その場しのぎの策と映ります。13審議会を転換するに当たって、3審議会を残していることが明らかとなったことから見えてくるのは、本質的な転換を拒む理由やこだわり、それは一体何なんのでしょうか。

次に、4つ目として、審議会の内部に部会、専門委員会を設ける規定が通常です。その場合の部会員や専門員の日当などは、報酬なのか、報償費などの謝礼なのか、どちらでしょうか。

5つ目として、ここで非条例の3審議会を是とする、それでいいとする現在の市の見解では、例えば山県市政調査会など広範囲を守備する審議会をつくって、あるいは既存の山県市総合計画審議会において、その部会、専門委員会として審議会を設ければ、条

例が不要ということになってしまいます。例えば、現在、あるいは改正案を含めて、条例規定の他の審議会を位置づけることで今までの規則や要綱による設置と同列にすることができることになります。このような方法が理論的に可能と考えますか。可能なら、なぜそうしないのでしょうか。ある種、それが従前どおりのことなのだろうと思います。

6 目ですけれども、ところで、これら審議会の構成員につき、指名、就任時に委嘱状を渡すなど一種の任免行為を行うのが通例ですが、山口市は委嘱、任免行為を行ってききましたか。

7 目として、これらの審議会について、会議は原則公開との認識でよいでしょうか。過去に非公開とした例はどのようなのでしょうか。

8 目として、情報公開では、公務員の職務に関する情報は公務に関することとして職氏名、発言、行動などは情報公開するものとされています。条例に基づく非常勤職員としての前記審議会の委員は、当然公務員に準ずる職として情報公開条例の対象となります。情報公開の判決が行政にかかわる行事・会議等の民間構成員の個人情報性について、非常勤職員である場合や委嘱行為などがある場合を除いて、私人の情報という趣旨があります。そこから基準は明らかです。山口市もその認識でよいでしょうか。

9 目ですけれども、では、市の作成する会議録について、氏名を記載していない場合が多いと考えます。その理由は何なのでしょう。市の実態は、情報公開時代への適合性に大きく欠けているのではないのでしょうか。これら情報を公開している他の自治体で、公開によって自由な議論が阻害されているとか、会議進行に支障があるなどとの公式見解を聞いていませんが、以上、いかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

1 点目の条例設置審議会と要綱等による設置の審議会の違いにつきましては、まず条例設置審議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、法律または条例の定めるところにより設置される審議会等であって、執行機関からの求めに応じ、その行政執行に必要な調停、審査、審議または調査等を行う附属機関のことであり、執行機関の実務の一端を担い、附属機関自体が主体性を持ち、事務を所掌し、与えられた役割の中で意思決定を行うものであります。規則や要綱等による設置の審議会については、規則または要綱の定めるところにより、学識経験者、市民等の意見を求め、これを市が行う事務・事業の実施に反映させることを目的として設置する懇話会、協議会等の機関のことであり、これらは執行機関の内部組織が執行機関の行政執行を補助する際に必要な専門知識や市民の意見などの情報を取得するための手段の1つであって、実務を担うのはあくま

で内部組織であり、内部組織の意思決定に資するものであります。

2点目以降につきましては、副市長から答弁をさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 松田副市長。

○副市長（松田 勲君） 引き続き、私のほうから御質問にお答えをしたいと思います。

2点目に質問いただきました、審議会を条例設置するという理由につきましては、本市では、地方自治法に基づき、法律または条例により設置する附属機関と、要綱等により設置する附属機関に準ずるものを有しておりまして、適切な運営に努めておりますが、改めて全てについて点検をいたしましたところ、現在ある委員会等の中には、社会情勢の変化により必要性が低下してきたものや、設置目的が類似しているもの、位置づけを明確にする必要があるものが混在していることがわかりました。このような状況を踏まえまして、外部からの意見を市政に反映させる仕組みである附属機関等をより適切に管理し、そして効率的に、かつ効果的に運営するため、設置根拠の見直しを行ったところでございます。それぞれ会議の運用形態等について検討した結果、新たに附属機関に位置づけるものが14、議員は13審議会とおっしゃいましたが、14数えました。14ございますので、本定例会に山県市附属機関設置条例を提出したところでございます。

3点目の3審議会を要綱等を根拠としたまま継続する理由及び適法性につきましてはでございますが、まず、山県市地域福祉市民会議は、地域福祉推進計画に関する市民の意見などを聴取するため平成18年度に設置されたもの、山県市男女共同参画推進懇話会は、男女共同参画プランに関する市民の意見などを聴取するために平成17年度に設置されたもので、山県市福祉有償運送等運営協議会は、福祉有償運送等の適正な運営を図るべく関係機関や市民の方々の意見を伺うため平成17年度に設置されたものでございます。これらは学識経験者、市民等の意見を求め、これを市が策定する計画に反映させること、あるいは関係機関の連絡調整に資することを目的としておりまして、与えられた役割の中で組織としての意見を集約し、市長へ報告、提言等を行うものではないとの見解から、附属機関には該当しないといたしまして、要綱を根拠とすることで整理をしましたが、今後引き続き点検を行い、さらなる適正化に努めてまいります。

4点目の部会、専門委員会につきましては、廃止予定の2件を除き、46の審議会等のうち、9つの審議会におきまして、必要に応じ、部会あるいは専門委員会の設置ができる規定となっております。部会あるいは専門委員会が開催された場合には、非常勤職員である委員が部会等の会議に出席した日数に応じまして報酬を支払うことになります。ただし、本体の審議会の委員とは別に構成員を集めまして、単に専門知識や市民意見などの情報を収集するための手段として部会等が開催されるような場合には、報酬ではな

く、役務の提供に対する対価としての謝礼または費用弁償となります。

5点目につきましては、普通地方公共団体が任意に附属機関を設置するときは全て条例によらなければならないものというふうに考えますが、附属機関設置条例につきましては、個々の附属機関ごとに設けても、全ての附属機関を通じて一本の条例で設けても差し支えないと考えられます。議員が提案されておられますように、法律に基づくものを除き、条例規定の審議会を1つの審議会の部会、専門委員会として条例に位置づけることも可能かとは思いますが、個々の審議会を部会、専門委員会として位置づける規定、そしてもとの審議会の役割等に関する規定などを整備する必要があり、より複雑になります。それよりは、附属機関設置条例を新規に整備いたしまして、審議会等を列挙するほうが簡明であると考えからでございます。

6点目の委嘱状につきましては、審議会の委員等に就任していただいた時点から直近の会議の冒頭に委嘱状を交付することが通例でございます。

7点目の会議の原則公開につきましては、法令または条例に特別な定めがあるものを除き、会議は公開としております。ただし、当該会議が山県市情報公開条例第5条各号に規定する不開示情報を含む内容について審議を行う場合、また、不服申立て、苦情、あっせん及び調停に該当する内容を扱う場合、さらに会議を公開することにより公正、円滑な審議が著しく阻害されまして、会議の目的が達成されなくなると認められるときは、会議の全部または一部を公開しないことがございます。非公開としているものは、法令等によるものが2審議会、個人あるいは法人の情報保護のためのものが7審議会、それから会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるということで審議会の議決により非公開とさせていただいているものが1審議会、合計10審議会でございます。また、個人あるいは法人の情報保護のため一部非公開とする場合があるものが2審議会でございます。過去に非公開とした例といたしましては、個人、法人の情報保護と、委員から自由な意見をいただくため、山県市指定管理者候補者選定委員会において非公開としたことがございます。

8点目の情報公開でございますが、非常勤特別職の職員である審議会等の委員につきましても、当然、情報公開条例の対象でございます。職務としての会議への出席及び発言に係る情報については職務遂行に係る情報に含まれ、個人に関する情報としては不開示情報に当たらないとされておりまして、当該職員の氏名については、特段の支障が生じるおそれがある場合を除き、公にするものとされております。

9点目の会議録への氏名の記載につきましては、議員が言われます氏名の記載とは、出席委員及び欠席委員の氏名は当然記載し、会議の中で各委員が発言した内容を記載し

た部分に関する委員氏名の記載がされているかどうかという御質問であると理解いたします。会議録への氏名の記載状況を調べさせていただきましたところ、廃止予定の2件を除き、46の審議会等のうち、委員氏名を記号で表記しているものが1件、判定結果のみであるため会議録を作成していないものが1件、会議の要旨のみ記録し、発言者の氏名等を記録していないものが1件、この3つの会議につきましては委員氏名を会議録等に記載しておりません。また、公表用のものにつきましては、自由闊達な意見をいただくために、発言者の固有名詞を伏せて公表する場合がございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、市長に再質問いたします。

まず最初に、今の副市長の答弁の中の5点目についての答弁、いわば1つの基本となる会議をつくればその後は傘下にいろんな会議があるような形もできるのではないかということについて、質問者の私が提案しているような答弁をされましたが、私は、全部条例で1つずつ位置づけなさいという立場というのはこの質問の趣旨ですから。そうではなくて、今の山口市、今までやってきたことがいかにも、1つの中心的なものがあれば、あとは要綱設置、条例設置、幾つかあるけれども、そういう方式ではないかということをも簡略に言ったままで、提案したわけではありません。これについての議論はここではもう時間がないので。

まず、市長にお聞きしたい1つ目ですけれども、今の市長の答弁ですね。先ほどの境界、どこが違うのかというところ。条例設置の審議会は、行政の求めに応じて仕事をし、行政の実務の一端を担い、主体性を持ち、事務を所掌し、意思決定を行うというふうにまとめられると考えられますし、もう一つの規則や要綱等設置の審議会は、行政が意見や情報を取得するための一手段で、実務を担うのは行政の内部組織で、意思決定の補助をするというふうに私は受けとめます。しかし、私は、これでは従来の考えと何も変わっていないと受けとめざるを得ないわけですね。そのことは、2つ目に聞いた答弁ですけれども、設置する根拠について、違法性のある審議会が今まで存在していたことへの認識とか、その反省が何もなかったからです。

そこで、市長に伺いますが、まず1つ目ですけど、この質問の通告の冒頭で示した旧自治省、総務省ですね、これの見解。職員以外の外部委員の構成する合議機関全てを指すというふうに昔から言ってきた。この見解が適法なのか、それとも、私がお話ししたように、全国の自治体で、首長等の私的諮問機関であって、執行機関の附属機関には当たらないという見解が正しいのか。最近の判決、これに照らして、山口市長の今の市長

の見解を求めます。

2つ目ですけれども、3つの審議会を要綱設置で残そうというこの議会の提案ですけど、これについて、答弁では今後適正化に努めていくということでしたが、それは一体どういうことでしょうか。この3月はともかく、次の6月の議会で条例化するというとか、それとも要綱設置のまま行くということなのか、どちらなのでしょう。

3つ目ですけれども、山県市のごみ処理施設の機種の選定に関して数年前に設置されました、いわゆる機種選定委員会、これは最終的に今の日立の機種を適当と選んだ、今の出発点を決めた委員会ですけど、これは現在は当然なくなっていますが、今回総務課で調べたリストですね。48審議会でしたか。この一覧表にリストアップされていない。廃止が2つでしたけど、廃止のところにも入っていないわけですが、その理由はなぜなのでしょう。これほど重要な会議が認識されていないというのは私には理解できない。じゃ、その委員会の条例や要綱の位置づけはどのように説明するのでしょうか。これは市長も当時、山県市の重大課題として認識されていたと思います。

4点目ですけれども、情報公開に関する質問の中の会議録に関してですけど、先ほどの答弁からは、3つの点を除いて委員の氏名を記載しているということ、それから、会議録は全文を記録していることと受けとめられます、私には。その認識でよいのでしょうか。もし違うなら、委員の氏名を記載するのか、不記載なのか、あるいは全文記録なのか、要旨のみの記録なのかというところで整理して答えていただきたいという部分をお願いします。この部分は事前にお話ししましたので、調べていただけたのかなと思います。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 1問目の御質問でございますけれども、判決を十分精査といいましか、判決の趣旨によりまして、今回こういった条例を提案させていただいておるわけでございますけれども。そうした中で今回のような状況になっているわけでございますが、副市長が答弁させていただきました3点目の、今後引き続き点検を行い、さらなる適正化に努めてまいりますということでございますけれども、これはこのように、今回の内容につきましてももう少し精査して、判決による内容にのっとった制度に変えていきたいということでございます。

以上でございます。あとは副市長から御答弁申し上げます。

〔「1番目、答えていないです」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 1番目、お答えしました。

〔「判決に照らして、総務省見解が正しいのか、私的諮問機関が正しいのか」と呼ぶ

者あり]

○市長（林 宏優君） 副市長から答えます。

○議長（藤根圓六君） 松田副市長。

○副市長（松田 勲君） ひとまず私のほうからお答えをいたします。

まず、最初にいただきました御質問ですが、住民訴訟において要綱等で設置された審議会の違法性が判示されたものとしては、平成21年の広島高等裁判所における岡山市の自治組織に関する検討委員会、それから平成23年の東京高等裁判所におけます平塚市の環境事業センター事業者選定委員会、そして平成24年の横浜地方裁判所における逗子市の逗子市まちづくり市民委員会といった裁判例がございますが、こうした機関が常設的なものではなく、臨時的会議組織として考える場合は、機動的な働きが期待される住民参加手続であるといった見方もあり、改めて職員以外の者が委員に加わっている機関全てが附属機関に当たるのではなく、あくまでも行政運営上の参考にするため、必要な専門知識や市民等の意見を求める意見交換、懇談会等の場、御意見拝聴の機会などとして性格づけられるものについては執行機関の附属機関には当たらないと考え、組織の運用形態から判断して、要綱により設置することもあると考えます。

それから、その次に、今後適正化に努めていくとはどういうことかということにつきましては、3審議会については、与えられた役割の中で組織としての意見を集約し、市長へ報告、提言等を行うものではないとの見解から、附属機関には該当しないとして、要綱を根拠することということで整理をいたしました。今後、組織の活動内容や運用形態が変わることもありますので、引き続き点検を行い、その組織が合議制であるかどうか、あるいは組織の意見を集約して市長へ報告、提言を行うものであるかどうかなどから判断をいたしまして、必要に応じて、条例化することも含めて、適正に整理をしてまいりたいと考えております。

最後、会議録につきましては、3件を除いて会議録へ委員氏名の記載がされております。また、全文記録かどうかにつきましては、会議録等を作成している43の審議会等のうち、全文記録が6、要旨のみの記録が37ございます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔「機種選定委員会」と呼ぶ者あり〕

○副市長（松田 勲君） 3点目にいただきました、ごみ処理施設の機種選定に関して設置されました機種選定委員会につきましては、平成18年5月1日に山県市ごみ処理施設機種選定委員会設置要綱を策定し、平成18年度に4回、平成19年度に1回会議を開催しておりますが、その後、機種選定が終了したことによりまして委員の任期が終了してお

ります。リストアップされていないのは、既に設置目的を完了し、廃止されているからでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 市長、答えてくださいね。再々質問ですから。

3つの要綱設置を検討するということ、市長も副市長も答えられたけど、どうもそれはこのまま行きたいよという感じがありますが、判決の趣旨からしてもね。委員さんたちは会議に参加したんだから、市から費用弁償とか日当をもらうのは不当利得ではないよという判決の趣旨だけど、お金を出した首長の側は、根拠がない会議に出したものは、それはだめですよ。出した側はね。そういうふうになっているね、どの判決も。その趣旨からすると、3つを残すということは、1つは無報酬の委員会ですけど、2つはちゃんと報酬があるわけですね。これについてはもう住民から監査請求されたらアウトになるわけですが、それでもまだ検討ということが続けていくのか。もう次の議会で直ちに改正を追加しなければならないと考えますが、どうかということ。

それから、もう一点は、会議録の公開ですけど、これはもう20年ぐらい前の埼玉地裁の判決で確定していますが、会議が非公開であっても、その会議録は公開しなさいというわけね。公開の会議は当然。会議は非公開にしました、いろんな理由で。だけど、その後で、会議録は公開をと言ったら、公開しなさいという判決はもうずっと昔から確定しているわけですね。その点について、まさに会議のあり方と、会議後の会議録を公開するということは意味が違うので、市長は会議録を公開するということについて積極的に捉えることができますか。

この2点、お願いします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えします。

まず1点目につきましては、ここにございますように、先ほど申し上げましたように、本当に適正化に向けて、判例に従って進めたいと思っております。

そしてまた、公開につきましては、私は全て積極的に公開していくべきだという認識でおります。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。質問を変えてください。

○7番（寺町知正君） 市長が公開と言うんだけど、全文の会議録は6つしかつくっていないというので、そこをまず改めていただきたいと思います。

次ですが、2番目、水道課長にお尋ねしますけれども、下水道加入者の井戸水利用の料金設定に関する、岐阜市の違法という判決を受けてということでお尋ねします。

下水道の使用料は、水道の使用料に比例する算定方法が通常です。このうち、井戸水を使用する世帯についてはメーターがついていない場合がほとんどなので、その算定において、推定する運用が主流です。

ところで、先日、岐阜市の下水道の料金に関する料金の賦課・徴収について、岐阜市の決定した使用料の計算の仕方に違法があるとの判決が名古屋高裁で確定しました。井戸水を利用している人の額の算定に、いわゆるみなし使用量という方式を用いた際の岐阜市の計算方法に違法があるというものです。

私は、山口市での井戸水世帯はごく少数ではないかと思っていましたが、確認すると、1割に近く、その多いことに驚きました。山口市の下水道は現在拡張中ですが、水道加入者約9,800件のうち、下水の加入は3,033件。2月ですけれども。そのうち、井戸水の世帯が107件、井戸水と水道の併用世帯が164件と、合計271件が井戸水を使っていると。両者のうち、井戸水にメーターを設置して、実測による認定水量を適用しているのは、たった6件ということです。この事実に基づいて質問をいたします。

まず、1つ目ですけど、私は井戸水は好きですけれども、とにかく井戸水利用が多いということの理由をどのように分析するのでしょうか。

2つ目ですけど、下水道管の布設が完了した後、100%加入として、加入総数、井戸水使用件数、その割合などについて、どの程度と予測するのでしょうか。

3つ目ですけど、岐阜市のみなし使用量に関する判例の指摘に照らしたとき、岐阜市と山口市の似ているところ、違うところはどのようでしょうか。山口市に違法性はないのでしょうか。

4つ目、みなし使用量制度そのものについて、今後、山口市はどうしていくのでしょうか。

5つ目ですけど、井戸水併用世帯では、井戸水につき、実際にはほとんど使用していない例が多いとも聞きます。つまり、使用していないのに料金を支払っている可能性があるわけです。そこで、料金の比較のために確認しますが、例えば4人家族の場合、みなし水量から算出される年間の使用料は幾らで、他方、基本料金だけとしたら幾らでしょうか。そこに生ずる差額について、市の認識と今後の対応はどのようでしょうか。

6つ目ですけど、とにかく井戸水のみなし使用量制度やメーター設置について、関係者に周知する必要があるのではないのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（藤根圓六君） 服部水道課長。

○水道課長（服部正己君） 御質問にお答えします。

1点目の井戸水利用が多い理由でございますが、本市は地下水に恵まれた地域があり、おいしい、冷たいという利点に加えまして、初期投資と多少の維持費で安い水が飲めるというメリットによるものと推察します。

2点目、現在整備中の高富・富岡地域の公共下水道事業が完了し、その全世帯が下水道に接続した場合の加入総数は8,040件で、井戸水世帯数は山縣市全体で558世帯、約6.9%程度になると推測します。

3点目、裁判例に照らしたとき、みなし水量の岐阜市と山口市の相違点と違法性はないかについてでございますが、岐阜市との類似点は、井戸水等に対して認定下水道料金の算定方法をとっており、井戸水と水道水の両方にメーター器が設置されている場合には、その両方の水量を合算しているところでございます。また、井戸水にメーター器が設置されていない場合は、水道のメーター水と認定に基づく井戸水水量を比較し、いずれが多いほうの水量としている点も同じでございます。相違点でございますが、岐阜市の共同住宅で、アパート全体の水量を計測する集中管理型のメーター器を設置している場合に、水道料金は大家さんへ一括請求しますが、個々の世帯ごとの下水道料金が集中管理型のメーター器によりがたい場合には、人数算定、いわゆるみなし使用量に基づき料金を請求していた点で、山口市では、集中管理型メーターがある場合に、みなし使用量で個々に請求することなく、大家さんにメーターに基づき一括請求いたします。

なお、今回裁判所が違法とした判断理由としましては、岐阜市では14年間井戸水世帯のみなし使用量の見直しがされておらず、実際の使用量と大きな乖離があったとされたものですが、山口市は現行料金体系になったのが平成20年と日が浅く、確認もいたしておりますが、実情に沿ったもので、違法性はないと考えます。

4点目、みなし使用量制度を今後山口市はどうするのかでございますが、本制度につきましては、岐阜市のみならず、全国的にも多くの市町村が同様な料金体系を採用しています。本市の認定水量は1人1カ月当たり7.5立方メートルでございますが、裁判例で言う15%以上の乖離が見込まれる場合にその都度見直しのほうをかけていきたいと考えております。

なお、メーター器を全ての井戸に設置することは、その取り付け場所や方法、コスト面などに問題がございますので、今後の検討課題として、当面はみなし使用量制度を他市町村の動向を見ながら継続してまいりたいと考えております。

5点目、井戸水併用世帯で井戸水を使用していないのに料金を支払っている可能性と、

4人家族でみなし使用量の場合、年間下水道量は幾らか、また、メーターでの基本料金のみは幾らか、その差額について市の認識と今後の対応でございますが、先ほど申し上げたとおり、水道水と井戸水等を併用した場合は、水道水の使用水量と井戸水等の認定水量を比較しまして、いずれが多いほうとすると規定しております。両方から基本料金を徴収するということはありません。4人家族の場合のみなし使用量から算出される年間の下水道料金は、4人掛ける7.5立方メートルで、1カ月5,250円、1年間で6万3,000円となります。他方、基本料金だけとしますと、1カ月2,100円で年間2万5,200円となりますが、先ほど申し上げたとおり、水道水の使用水量より井戸水認定水量が多くなり、請求はみなし使用量での料金6万3,000円となります。

もし井戸水のみを使用されていて、使用量が少ないと思われる場合は、自費となりますが、市から貸与した井戸水メーター器を設置していただいております。なお、その際、井戸水メーターを設置後に、条例で定められた認定水量を超過いたしましても、もとの水量には戻せないことも説明させていただいております。

6点目、みなし使用量制度やメーター設置について、関係者に周知する必要でございますが、下水道を新規に接続される場合に排水設備等計画確認申請書が市へ提出されます。その際にこの制度の仕組みについて説明させていただき、貸与メーター器を自費で設置していただけることも説明させていただいております。

いずれにいたしましても、町村合併から井戸水を御使用され、下水道へ接続されている世帯もございますので、改めて広報、ホームページ等に掲載しまして、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 質問時間が45分しかなくて、1問目が随分時間をとりましたので、再質問したいところですけど、ちょっとそこは省きますが、今の答弁で、岐阜市が裁判所からいけないと言われたことは、14年間放ってあったことだということですが、山県市は平成20年からということでしたから、もう4年たっちゃったと。そうすると、間もなく何となく年数的にも見直しをしなければいけない可能性がある。一番は、15%以上の乖離があってはいけないよということですから、そこは不断のチェック、いつも点検しなければいけないということで、担当課にはきちっと、いつも継続的に調べてほしいというふうに強く思いました。

時間の関係で、3問目ですけど、市長にお尋ねしますが、総合計画、基本構想の策定と議会のかかわりについてということです。

自治体の総合計画は、1969年の地方自治法改正、つまり、第2条4項、市町村は、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めとの規定に基づいて、策定が義務づけられました。ですから、市町村の全ての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となるものです。総合計画は、通常、長期のまちづくりビジョン、目指すべき将来都市像を示す基本構想、それを実現するための施策を定める長期の基本計画、基本計画で方向づけられた施策を具体的な事業として実現する実施計画、この3つで構成されています。

ところが、国の地域主権改革のもと、2011年、平成23年5月2日に、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、法律上の策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることになりました。

そこで、確認と提案の意味で市長にお尋ねします。

まず、1つ目、策定義務がなくなったとはいえ、山口市は総合計画及び関連部分を策定する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

2つ目ですが、執行機関としての市長と議決機関としての議会の関係において、法律上の議決義務がなくなったとはいえ、総合計画及び関連部分を議会に議案として付す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

3つ目ですが、従来、山口市においては、総合計画、基本構想、基本計画、実施計画は、それが実質的に全て策定されてから議会に初めて示されました。ですから、修正の余地もなく、議会、議員は単に質問するだけで、示されてから1カ月後あたりに議決するという追認機関になっています。この点に関して、策定中からの議会との協議の必要性を認識、痛感する議員は少なくありません。今後は、総合計画、基本構想、基本計画、実施計画等について、その策定中から議会との協議を進めるシステムをつくるべきと私は考えますが、いかがでしょうか。

そして、以上3点、その他を含めて、地方自治法96条2項に基づく議決条例、条例化するということですね、これを定めてはどうでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（藤根圓六君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目につきましては、昨年3月に民間団体が1,600余りの地方自治体を対象に実施したアンケート調査によりますと、半数ほどの有効回答の中で、4割を超える市区町が総合計画の策定について、未定または策定しないと回答しているそうです。私は、施政の方針を示し、市民の理解を得ていくためには不可欠なものと考えておりますので、

既に総合計画策定に向けた市民意識調査も実施し、議決いただいている総合計画策定に係る債務負担行為のもとに支援コンサルタントをプロポーザル方式で公募し、先週木曜日の14日には業者を決定させていただいたところでございます。

次に、2点目につきましては、近年、首長候補がマニフェストを掲げて当選した場合に、有権者の信任を得たこととなる、その政策と、既に議決済みの総合計画、基本構想もございますが、そういったものとの調整が問題となることがあります。そういったことも視野に入れ、間もなく取りかかろうとしている自治基本条例の素案づくりの中で検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目につきましては、市総合計画審議会条例第4条第1項により、市長が第2号の委員として市議会議員から委嘱することとしておりますので、若干名の議員の皆様には必然的に加わっていただくことになります。その上で、私の立場といたしましては、基本構想と基本計画に関しましては、時期を見て、フォーマルまたはインフォーマルな形で議会へも素案を提示し、御意見が伺える機会をつくっていただけたらとも考えております。

次の、最後、4点目につきましては、私の立場といたしましては、自治基本条例の素案づくりの中で検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

○議長（藤根圓六君） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。お諮りいたします。

一般質問は本日で全て終了いたしましたので、19日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。したがって、19日は休会とすることに決定いたしました。

21日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後3時38分散会

平成25年 3 月21日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

平成 25 年第 1 回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第 4 号 3 月 21 日（木曜日）

○議事日程 第 4 号 平成 25 年 3 月 21 日

日程第 1 常任委員会委員長報告

- 議第 6 号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第 7 号 山県市附属機関設置条例について
- 議第 8 号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 9 号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 10 号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第 11 号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 12 号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 13 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第 14 号 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議第 15 号 山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 議第 16 号 山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例について
- 議第 17 号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 18 号 山県市市道の構造の技術的基準を定める条例について
- 議第 19 号 山県市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について

議第20号	山県市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例について
議第21号	山県市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
議第22号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第23号	山県市市営住宅等の整備基準を定める条例について
議第24号	平成24年度山県市一般会計補正予算（第6号）
議第25号	平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第26号	平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第27号	平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第28号	平成25年度山県市一般会計予算
議第29号	平成25年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第30号	平成25年度山県市介護保険特別会計予算
議第31号	平成25年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第32号	平成25年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第33号	平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第34号	平成25年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第35号	平成25年度山県市高富財産区特別会計予算
議第36号	平成25年度山県市水道事業会計予算
議第37号	新市まちづくり計画の変更について
議第38号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第39号	指定管理者の指定について
議第40号	市道路線の認定について
議第41号	山県市新型インフルエンザ等対策本部条例について

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第6号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第7号	山県市附属機関設置条例について
議第8号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第9号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第10号	山県市税条例の一部を改正する条例について
議第11号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第12号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第13号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議第14号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
議第15号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
議第16号	山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例について
議第17号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市市道の構造の技術的基準を定める条例について
議第19号	山県市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について
議第20号	山県市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例について
議第21号	山県市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
議第22号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第23号	山県市市営住宅等の整備基準を定める条例について
議第24号	平成24年度山県市一般会計補正予算（第6号）
議第25号	平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第26号	平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第27号	平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第28号	平成25年度山県市一般会計予算
議第29号	平成25年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第30号	平成25年度山県市介護保険特別会計予算
議第31号	平成25年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第32号	平成25年度山県市簡易水道事業特別会計予算

- 議第33号 平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第34号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第35号 平成25年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第36号 平成25年度山県市水道事業会計予算
- 議第37号 新市まちづくり計画の変更について
- 議第38号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第39号 指定管理者の指定について
- 議第40号 市道路線の認定について
- 議第41号 山県市新型インフルエンザ等対策本部条例について

日程第3 討 論

- 議第6号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市附属機関設置条例について
- 議第8号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第14号 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議第15号 山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 議第16号 山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例について
- 議第17号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一

	部を改正する条例について
議第18号	山県市市道の構造の技術的基準を定める条例について
議第19号	山県市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について
議第20号	山県市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例について
議第21号	山県市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
議第22号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第23号	山県市市営住宅等の整備基準を定める条例について
議第24号	平成24年度山県市一般会計補正予算（第6号）
議第25号	平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第26号	平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第27号	平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第28号	平成25年度山県市一般会計予算
議第29号	平成25年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第30号	平成25年度山県市介護保険特別会計予算
議第31号	平成25年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第32号	平成25年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第33号	平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第34号	平成25年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第35号	平成25年度山県市高富財産区特別会計予算
議第36号	平成25年度山県市水道事業会計予算
議第37号	新市まちづくり計画の変更について
議第38号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第39号	指定管理者の指定について
議第40号	市道路線の認定について
議第41号	山県市新型インフルエンザ等対策本部条例について
発議第2号	山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第4	採 決
議第6号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第7号	山県市附属機関設置条例について
議第8号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の

	一部を改正する条例について
議第9号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第10号	山県市税条例の一部を改正する条例について
議第11号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第12号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第13号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議第14号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
議第15号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
議第16号	山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例について
議第17号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市市道の構造の技術的基準を定める条例について
議第19号	山県市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について
議第20号	山県市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例について
議第21号	山県市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
議第22号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第23号	山県市市営住宅等の整備基準を定める条例について
議第24号	平成24年度山県市一般会計補正予算（第6号）
議第25号	平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第26号	平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第27号	平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 議第28号 平成25年度山口市一般会計予算
- 議第29号 平成25年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第30号 平成25年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第31号 平成25年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第32号 平成25年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第33号 平成25年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第34号 平成25年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第35号 平成25年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第36号 平成25年度山口市水道事業会計予算
- 議第37号 新市まちづくり計画の変更について
- 議第38号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第39号 指定管理者の指定について
- 議第40号 市道路線の認定について
- 議第41号 山口市新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 発議第2号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第5 特別委員会の中間報告について

議会改革特別委員会

まちづくり特別委員会

日程第6 議員の派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第6号 山口市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市附属機関設置条例について
- 議第8号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市税条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第13号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議第14号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
議第15号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
議第16号	山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例について
議第17号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市市道の構造の技術的基準を定める条例について
議第19号	山県市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について
議第20号	山県市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例について
議第21号	山県市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
議第22号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第23号	山県市市営住宅等の整備基準を定める条例について
議第24号	平成24年度山県市一般会計補正予算（第6号）
議第25号	平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第26号	平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第27号	平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第28号	平成25年度山県市一般会計予算
議第29号	平成25年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第30号	平成25年度山県市介護保険特別会計予算
議第31号	平成25年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第32号	平成25年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第33号	平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第34号	平成25年度山県市公共下水道事業特別会計予算

- 議第35号 平成25年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第36号 平成25年度山県市水道事業会計予算
- 議第37号 新市まちづくり計画の変更について
- 議第38号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第39号 指定管理者の指定について
- 議第40号 市道路線の認定について
- 議第41号 山県市新型インフルエンザ等対策本部条例について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第6号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市附属機関設置条例について
- 議第8号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第14号 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議第15号 山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 議第16号 山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例について
- 議第17号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市市道の構造の技術的基準を定める条例について

議第19号	山県市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について
議第20号	山県市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例について
議第21号	山県市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
議第22号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第23号	山県市市営住宅等の整備基準を定める条例について
議第24号	平成24年度山県市一般会計補正予算（第6号）
議第25号	平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第26号	平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第27号	平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第28号	平成25年度山県市一般会計予算
議第29号	平成25年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第30号	平成25年度山県市介護保険特別会計予算
議第31号	平成25年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第32号	平成25年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第33号	平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第34号	平成25年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第35号	平成25年度山県市高富財産区特別会計予算
議第36号	平成25年度山県市水道事業会計予算
議第37号	新市まちづくり計画の変更について
議第38号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第39号	指定管理者の指定について
議第40号	市道路線の認定について
議第41号	山県市新型インフルエンザ等対策本部条例について

日程第3 討 論

議第6号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第7号	山県市附属機関設置条例について
議第8号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第9号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第10号	山県市税条例の一部を改正する条例について

議第11号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第12号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第13号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議第14号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
議第15号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
議第16号	山県市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例について
議第17号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市市道の構造の技術的基準を定める条例について
議第19号	山県市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について
議第20号	山県市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例について
議第21号	山県市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
議第22号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第23号	山県市市営住宅等の整備基準を定める条例について
議第24号	平成24年度山県市一般会計補正予算（第6号）
議第25号	平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第26号	平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第27号	平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第28号	平成25年度山県市一般会計予算
議第29号	平成25年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第30号	平成25年度山県市介護保険特別会計予算

- 議第31号 平成25年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第32号 平成25年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第33号 平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第34号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第35号 平成25年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第36号 平成25年度山県市水道事業会計予算
- 議第37号 新市まちづくり計画の変更について
- 議第38号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第39号 指定管理者の指定について
- 議第40号 市道路線の認定について
- 議第41号 山県市新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 発議第2号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第4 採 決

- 議第6号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市附属機関設置条例について
- 議第8号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第14号 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議第15号 山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

- 議第16号 山口市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護
予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例について
- 議第17号 山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例について
- 議第18号 山口市市道の構造の技術的基準を定める条例について
- 議第19号 山口市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を
定める条例について
- 議第20号 山口市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例について
- 議第21号 山口市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定
める条例について
- 議第22号 山口市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 山口市市営住宅等の整備基準を定める条例について
- 議第24号 平成24年度山口市一般会計補正予算（第6号）
- 議第25号 平成24年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 平成24年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第27号 平成24年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第28号 平成25年度山口市一般会計予算
- 議第29号 平成25年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第30号 平成25年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第31号 平成25年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第32号 平成25年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第33号 平成25年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第34号 平成25年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第35号 平成25年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第36号 平成25年度山口市水道事業会計予算
- 議第37号 新市まちづくり計画の変更について
- 議第38号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第39号 指定管理者の指定について
- 議第40号 市道路線の認定について
- 議第41号 山口市新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 発議第2号 山口市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第5 特別委員会の中間報告について

議会改革特別委員会

まちづくり特別委員会

日程第6 議員の派遣について

○出席議員（14名）

1 番	恩 田 佳 幸 君	2 番	山 崎 通 君
3 番	吉 田 茂 広 君	4 番	上 野 欣 也 君
5 番	石 神 真 君	6 番	杉 山 正 樹 君
7 番	寺 町 知 正 君	8 番	尾 関 律 子 君
9 番	横 山 哲 夫 君	10 番	武 藤 孝 成 君
11 番	藤 根 圓 六 君	12 番	影 山 春 男 君
13 番	村 瀬 伊 織 君	14 番	後 藤 利 環 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	松 田 勲 君
教 育 長	森 田 正 男 君	総務課長	舩 戸 時 夫 君
企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	神 原 義 広 君
市民環境課長	林 早 笑 君	福祉課長	笠 原 秀 美 君
健康介護課長	田 原 修 君	産業課長	谷 村 勝 美 君
建設課長	山 口 広 志 君	水道課長	服 部 正 己 君
会計管理者	棚 橋 和 良 君	消 防 長	渡 辺 晴 臣 君
学校教育課長	宮 川 誠 君	生涯学習課長兼 国体推進課長	江 崎 護 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書 記	林 強 臣
書 記	大 野 幹 根		

午前10時00分開議

○議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（藤根圓六君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 杉山正樹君。

○総務産業建設常任委員会委員長（杉山正樹君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月12日、13日の2日間にわたり、午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第6号から議第9号及び議第13号、議第17号から議第24号、議第28号、議第35号、議第37号から議第40号の所管に属する条例案件12件、予算案件3件、その他案件4件の19議案を議題とし、審議を行いました。

主な質疑において、議第8号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでは、学校内科医、一般事務嘱託員及び教育相談員等の報酬等の積算根拠。議第17号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでは、連泊による料金設定と条例等による基本額に対する市の考え方。議第21号 山県市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例についてでは、河川管理と条例制定における具体的な市への影響の有無。議第23号 山県市市営住宅等の整備基準を定める条例についてでは、今後の市営住宅建設計画及び条例制定における市への影響の有無。議第24号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第6号）では、繰越明許費の工事の発注時期と完成時期及び前払い金の内容。議第28号 平成25年度山県市一般会計予算（総務産業建設関係）では、浄化槽保守点検委託料の公共下水道との関係。カーブミラー設置工事等の要望件数と内容。住宅・土地統計調査員報酬の内容。狩猟免許取得補助金に係る対象件数と今後の推移。伊自良湖周辺管理費の工事内容。道路改良工事において重点箇所の抽出方法と工事内容。一般会計予算の予備費の組み方に対する市の考え方。耐震補強計画の内容と交付金関係。市広報アンケート事業の内容と計画。各種道路橋梁維持事業の修繕内容。消防団員報酬の関係及び消防団と協会との関係。議第39号 指定管理者の指定についてでは、指定管理料の考え方及び理念と指定する団体の内容等について質疑応答がございました。

採決の結果、付託されました全議案とも、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 尾関律子君。

○厚生文教常任委員会委員長（尾関律子君） 厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月14日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第10号から議第12号、議第14号から議第16号、議第24号から議第34号、議第36号及び議第41号の所管に属する条例案件7件、補正予算案件4件、予算案件8件の19議案を議題とし、審議を行いました。

主な質疑において、議第14号 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についてでは、市内の施設への実務的影響について。議第24号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第6号）（厚生文教関係）では、旧大桑保育園の不動産売り払いに関する内容と条件について。小学校の工事請負費減額の内容と対応について。議第28号 平成25年度山県市一般会計予算（厚生文教関係）では、学校の施設管理員の仕事内容と配置について。老人クラブ補助金の算定根拠とクラブの認可基準について。総合型地域スポーツクラブ補助金の内容について。山県市総合運動場の土地借地料の内容について。げんき高齢者祝い金の年齢基準について。健康増進事業の検診委託料の減額理由について。大桜グラウンドトイレ設置工事の内容について。全国大会等出場応援金の目的と効果について。ギフチョウの生息調査事業の内容についてなどの質疑応答がございました。

採決の結果、付託された全議案とも、全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

各常任委員会委員長報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（藤根圓六君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第6号から議第41号及び発議第2号の37議案に対する討論を行います。

発言通告による討論はありませんでした。

討論はありませんか。

最初に、反対討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（藤根圓六君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第6号から議第41号及び発議第2号の採決を行います。

最初に、議第6号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第7号 山県市附属機関設置条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第8号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第9号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第10号 山県市税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第11号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第12号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第13号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第14号 山口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第15号 山口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第16号 山口市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第17号 山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第18号 山口市市道の構造の技術的基準を定める条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第19号 山県市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第20号 山県市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第21号 山県市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第22号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第23号 山県市市営住宅等の整備基準を定める条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第24号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第6号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第25号 平成24年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第26号 平成24年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第27号 平成24年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第28号 平成25年度山県市一般会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第29号 平成25年度山県市国民健康保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第30号 平成25年度山県市介護保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第31号 平成25年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第32号 平成25年度山県市簡易水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第33号 平成25年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第34号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第35号 平成25年度山県市高富財産区特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第36号 平成25年度山県市水道事業会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第37号 新市まちづくり計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第38号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第39号 指定管理者の指定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第40号 市道路線の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第41号 山県市新型インフルエンザ等対策本部条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

発議第2号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第５ 特別委員会の中間報告について

○議長（藤根圓六君） 日程第５、特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

議会改革特別委員会並びにまちづくり特別委員会から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、特別委員会から申し出のとおり、中間報告を受けることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの特別委員会から中間報告を受けることに決定しました。

初めに、議会改革特別委員会委員長 上野欣也君。

○議会改革特別委員会委員長（上野欣也君） 議長の許可をいただきましたので、議会改革特別委員会の中間報告をいたします。

本委員会は、昨年６月１２日に、地方議会の本来の役割と議会の権限、議会組織の運営と制度等について調査・研究を目的として設置されました。

第１回を昨年７月１９日に開催し、委員会の年間計画について審議をいたしました。

第２回、第３回を昨年８月２３日と９月５日に開催し、議会インターネット配信について、総務課の管理監と管財情報係長に現状説明を受け、議会基本条例については、他市の議会基本条例制定に向けた取り組み事案をもとに審議を行いました。また、議会として、財務過程へ参画することについて、企画財政課長に意見と今後の方針等について説明を受けました。

第４回を昨年１０月３０日に開催し、議会放映について、参考人招致を行い、ＣＣＮテレビの職員から説明を受けました。

第５回を昨年１１月１５日に開催し、議会基本条例について、多治見市へ研修に出かけました。

第６回を昨年１２月２１日に開催し、議会放映と議会基本条例の検討を行いました。

第７回を本年１月２９日に開催し、インターネット放映について、鳥羽市へ研修に行きました。

第８回を今年２月１４日に開催し、議会放映に係る経費及び議会基本条例の検討を行いました。

第９回を今年２月２７日に開催し、テレビによる議会放映に関し、本委員会としての意

見を確認いたしました。

今後も、議会基本条例、議会の財務過程への参画、議会放映の3課題を審議していくものと考えております。

以上、議会改革特別委員会の中間報告といたします。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

次に、まちづくり特別委員会委員長 武藤孝成君。

○まちづくり特別委員会委員長（武藤孝成君） 議長の許可をいただきましたので、まちづくり特別委員会の中間報告をいたします。

本委員会は、昨年6月12日に、東海環状自動車道西回りルート開通を見据えた魅力あるまちづくりの調査・研究を目的として設置されました。

第1回を昨年7月24日に開催し、年間計画について審議をいたしました。

第2回を昨年8月27日に開催し、企業誘致戦略と対策、農地法、都市計画道路、用途地域、恋洞企業立地事業について、説明を受けました。

第3回を昨年11月19日に開催し、企業立地・動向調査事業、農業振興地域、都市計画マスタープランについて説明を受けました。

第4回を1月16日に開催し、美濃加茂市へ行政視察を行い、インター周辺のまちづくり、区画整理事業、企業誘致について研修を受けました。

第5回を2月7日に開催し、大垣市情報工房にて行われました東海環状自動車道西回りシンポジウムに出席し、西回りを活用したまちづくりについて研修いたしました。

第6回を2月15日に開催し、東海環状自動車道西回りの市内と市外の事業状況と今後の予定、本市のインター並びに庁舎周辺のまちづくりプランに関し、用途地域の指定までにかかる期間、土地開発に関し必要となる道路の幅員などについて説明を受けました。

また、1月31日に西回り本体工事着工式が東深瀬地内において行われたことから、魅力あるまちづくりのため、早期に対応すべき方策や、都市計画審議会、山県市総合計画などについて質疑がありました。特に、東海自動車道の建設工事が本格的に始まり、全線開通に向け、自動車道の事業が着実に進んでいる状況を鑑み、インター周辺のまちづくりに関し、スピード感をもって取り組む必要について意見が多くありました。

東海自動車道西回りルートの開通を見据えた魅力あるまちづくりのためには、市長部局にインター周辺の区画整理事業などの都市づくりに関するプランを策定するプロジェクトチームを編成し、具体的な事業展開を行うべく体制の整備が早期に必要であり、これを市長へ強く望む意見であることを報告させていただき、以上で、まちづくり特別委員会中間報告といたします。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

日程第6 議員の派遣について

○議長（藤根圓六君） 日程第6、議員の派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

○議長（藤根圓六君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成25年第1回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労さまでございました。

午前10時34分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 藤 根 圓 六

山 県 市 議 会 副 議 長 横 山 哲 夫

5 番 議 員 石 神 真

8 番 議 員 尾 関 律 子